

令和4年3月

金山町議会定例会会議録

金山町議会

招集年月日 令和4年3月4日
招集場所 役場議場
開 会 午前10時

目次	3月4日(金) : 第1日目	P 1 ~ P 93
	3月7日(月) : 第4日目	P 94 ~ P 161
	3月9日(水) : 第6日目	P 162 ~ P 200
	3月11日(金) : 第8日目	P 201 ~ P 235

令和4年3月4日（金曜日）

令和4年3月金山町議会定例会 会議録
（第1日目）

令和4年3月金山町議会定例会 会議録

令和4年3月4日
午前10時 開会

1. 応招議員

1番	栗田保則議員	2番	中村忠行議員
3番	大場洋介議員	4番	沼澤道也議員
5番	柴田清正議員	6番	須藤典夫議員
7番	寒河江宏一議員	8番	星川智子議員
9番	早坂憲明議員	10番	矢口政一議員

2. 不応招議員 なし

3. 出席議員 応招議員に同じ

4. 欠席議員 なし

5. 会議録署名議員 7番 寒河江 宏一 議員 8番 星川 智子 議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤英司	副町長	不在
教育長	須藤信一	総務課長	宮林聡志
教学課長	佐藤幸浩	会計管理者 (兼出納室長)	藤山一栄
健康福祉課長	丹敏雅	健康推進主幹	三浦慶美
産業課長 (併農業委員会事務局長)	川崎勉	診療所事務長	三上裕一
環境整備課長	佐藤英樹	総合政策課長	庄司紀一
町民税務課長	柴田直樹	代表監査委員	丹洋一

7. 議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 正野学

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 請願書等の委員会付託

日程第5 一般質問

議長

皆さんおはようございます。

本日の出席委員数は、10名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから、令和4年3月金山町議会定例会を開会します。

それでは、議事日程をお開き願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、7番の寒河江宏一議員と、8番の星川智子議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長

日程第2 会期の決定を議題とします。

本定例会の会期については、先に議会運営委員会が開催さ協議されていますので、その結果について柴田清正委員長より報告を求めます。

議長

柴田委員長。

柴田清正議員

はい。

5番柴田でございます。

それでは私から2月28日に開催されました議会運営委員会において、3月定例会の会期について協議しましたので、その結果について報告いたします。

今般の令和4年3月金山町議会定例会の会期は、本日3月4日から、同月11日までの8日間とすることにしましたので報告いたします。以上です。

議長

お諮りします。

定例会の会期は、ただいまの柴田委員長の報告の通り、本日から11日までの8日間とすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から11日までの8日間とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長

日程第3 諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告については、事前に委員の皆さんに配布しておりますので、説明を省略します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 請願書等の委員会付託

議長

日程第4 請願書等の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願書等は、お手元に配付しました受理年月日順に記載の請願等文章表の通り、請願1件、陳情1件です。

請願は紹介議員に説明いただき、所定の委員会に付託します。

なお、陳情第1号は配布にとどめます。

それでは、請願第1号、一般県道仁田山平岡線の道路整備についての説明を求めます。

大場議員。

大場洋介議員

3番、大場です。

私から、請願第1号についてご説明いたします。

(朗読、説明省略：請願書のとおり)

議長

ありがとうございました。

請願1号については、産業厚生常任委員会に付託しますので、よろしく願いいたします。

これで請願書等の委員会付託を終わります。

日程第5 一般質問

議長

次に、日程第5 一般質問に入ります。

初めに、須藤典夫議員の質問を許します。

須藤議員。

須藤典夫議員

6番須藤です。皆さんおはようございます。今回は町の産業の主要産業であります農業について質問させていただきます。町が提起する「稼ぐ農業」の誘導策はどのようなになるか。という質問です。

令和3年の稲作は、コロナ禍で需要の落ち込みにより、豊作にもかかわらず概算金、買取価格が下落しており、経営への打撃が懸念されております。この状況を鑑み、町では10アール3,000円、県では1,000円の支援金が拠出されたことは、農家に

とっては有難く評価されるものだと考えております。

ただ、今後も米価が回復する状況にはなく、所得を維持拡大していくには園芸作物や農産加工品製造分野の開拓が必須の課題と言えます。

そこで、町の第5次総合発展計画では「稼ぐ農業」を提起しているが、その具体的な誘導策についてお伺いします。

1つは、新規就農者への対応であります。2つ目に、家族による小規模農家への対応はどうか。それから、近年法人、認定の農家の方が多くなっておりませんが、大型農家を目指す農家への対応について、まず3点についてお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長

町長。

佐藤英司町長

おはようございます。それでは、ただ今の須藤議員の質問にお答えをさせていただきます。ただ今のご質問にもありましたように、令和3年度の米価は、新型コロナウイルス感染症の影響による外食利用の減少や、人口減少、或いは、食生活の変化などにより米の需要が減少したことに加え、令和3年産米豊作と今お話ありましたが、作況は全国作況が100のようでした。北海道が108、東北が102など、主産地のところが良好だったということも大きな要因となっているかと思いますが、そういった事から概算金が大きく下落した状況にあります。

主力品目のはえぬき1等米：R2年11,900円→R3年9,200円△2,700円のダウンとなっております。

町としましては、議会の皆様のご理解をいただき、今後の米農家への影響を考え、県内でいち早く支援を表明、その後、県独自の支援もなされ、県全体で支援が行われているところですが、町単独支援分は1月中に1回目の交付を行っております。

今後の米価につきましては、農林水産省が実施している米の相対取引価格の調査結果や民間在庫想定量などの資料を見ますと、現状維持、或いは、若干下落という見方もできる状況にあり、具体的には、1月に落札された備蓄米は概ね全量落札となったものの、価格は伸び悩む結果となっているようです。

ご質問の「稼ぐ農業」への誘導策についてですが、現在実施しております事業を中心に答えさせていただきます。

一つ目の新規就農者への対応といたしましては、国の「農業次世代人材投資事業」を中心に支援を行って参りました。

来年度からは少し制度内容が変わる可能性があります、今年度までの事業内容は、「準備型」と「経営開始型」の2つがあり、「準備型」は県が直接補助金を交付するもので、農林大学校など県が定める研修機関で研修を行う就農希望者に対し、最長2年間、年間最大150万円を交付する制度となっております。

また「経営開始型」は、全額町が国の補助を受け、町が補助金を交付するものですが、新規に就農する方に対し最長5年間、年間最大150万円を交付する内容です。

いずれも、49歳以下の方が対象で、現在交付期間中の方を含め、当町ではこれまで、「準備型」で5名、「経営開始型」で9名の方に交付し、中には途中で断念した方もいますが、多くの方が現在の就農につながっている状況にあります。

なお、来年度からは、全国的な担い手不足の現状を踏まえ、国でも更なる事業の充実を図るため、新規就農者育成総合支援対策として、これまで同様毎月の運転資金面での支援（最高年額150万円×3年間まで）に加え、新たに農業設備への支援（最高1000万円、ただ今の制度と併用は最高500万円）が検討されておりますし、詳細は未定ですが、県独自でも、50歳以上の新規就農者を対象とした支援策が検討されているようです。

二つ目の小規模農家への対応についてですが、1つは先ほどの新規就農支援がありますが、その他にも、昨年度から開始された事業として、「経営継承・発展等支援事業」がご

ございます。

この事業は、人・農地プランで中心経営体に位置付けられた農業者が、経営を継承する際に、新たに経営を開始する継承者が規模拡大などに必要な経費を上限100万円まで支援する事業となっております。

ただ、小規模農家への支援という面では、やはり手薄な状況にあるというのが現状だと捉えております。

三つ目に、大規模農家や農業法人を含めた認定農業者への対応ですが、現在国では農業経営の効率化の観点から、大規模化を推進してきたこともあり、代表的な事業として、毎年実施しております農業機械の購入費補助事業、また、農地取得における税制優遇措置、農地中間管理機構による農地斡旋など、資金面でも営農面でも他の農業者に比べ多くの支援施策がございます。

他にも、農業者全体を対象に、農業の法人化に向けた資金及び事務支援のサポート事業、女性農業者への就農環境改善事業、経営基盤の安定化のためのナラシ対策や収入保険加入促進事業、経営所得安定対策における産地交付金事業、また、総合支庁農業技術普及課による営農指導などがありますが、これらの行政支援のほかにも、JA金山による営農指導、経営支援などもございます。

次に、今後の事業展開についてですが、今年度、町職員による「所得向上プロジェクトチーム」において、農業所得の確保について協議をさせていただきましたがなかなか難しい課題だなという事を再認識している状況にあります

米価の市場動向につきまして、農業新聞等によれば、今後数年は現在の価格から大きく回復することは難しいとの見方をする方もいるようですが、そのような中で農業所得を確保する向上させる方策としては、コストの削減と、需要の高い売れる品目の推進と考えております。

例えば、令和2年度の「個別経営体」の水稻の平均生産コストは、農林水産省の農業経

営統計調査によれば、物財費（肥料・薬剤費、農機具費、賃貸料）と労働費を合わせ全国平均は10aあたり129,186円、収量は516kgであり、米1俵当たりの平均生産コストは15,046円となっておりますが「組織法人経営体」の平均生産コストは11,524円と大幅にコスト削減がなされています。

このような状況から、町としては、大規模基盤整備事業を含めた現在実施している取り組みを継続しながら、地域振興を含めた地域に根差した集落営農のあり方について、情報提供と意見交換を通じて模索していきたいと考えております。

なお、他市町村の集落営農組織には様々な形態があり、各地域にあった組織づくりが試され、優良事例としても紹介されておりますので、まずは色々な事例を皆さんにご紹介しながら、各地域での集落営農について検討をしていただければと思っております。

地域の農地を、集落営農組織へと貸し出し営農を行う例として、集落営農における営農は、面積に見合った組織規模にする、地域での通年雇用を行う、被雇用者は集落営農組織から賃金を受け取る、農繁期等の臨時雇用は地域内離農者を活用し水管理や除草作業などの実績により賃金を受け取る、収穫後は全体的な経費の精算を行い、通年雇用者賃金、臨時雇用者賃金を差し引き、余剰金を農地所有者は面積割合において賃貸料を受け取るといったような仕組みとなっております。

この場合における、コスト削減の観点からは、機械の共同利用での過剰投資抑制に伴う減価償却費の削減や農地集約化による移動などの時間コストの削減、離農者の臨時雇用による必要人件費などとなります。

次に、売れる需要のある品目についてですが、米価下落の根底にある問題は米の需要減少にありますように、現在町の主力品目である「ニラ」「キュウリ」についても、仮に需要減少或いは供給過多となれば値崩れをいたしますし、現実として一年間の中で、単価に恵まれない月もありますので、農業部会などを通じ農協と連携し、市場動向、需要を踏まえた園芸品目の推進の取り組みが、今後も重要であると感じております。

一方、多くの兼業農家では、大規模な園芸品目の取り組みは、労働力確保の面で難しい状況と思われますので、女性、高齢者などでも簡単に組み入れる園芸品目として、軽量で少ない労働時間の「落花生」の栽培を試験的に行っており、徐々に、生産者、面積、生産量、出荷額などが増加している状況にあります。

園芸品目についても、コスト削減が所得確保には必要であり、ある程度の面積確保によるコスト削減、量による市場での優位性を考えますと、集落営農による園芸振興も十分検討できるものと考えておりますし、更には、加工品による付加価値の創造については、最近では安定した生産性、地域性、誕生までのストーリーなどについても注目されますのでこれらは重要な視点であると感じております。

なお、農業関係の加工施設については、公のものとしては、旧山菜加工所（現利用者 ざる市）、貸工場（現利用者 大商金山牧場）、旧明安地区多目的集会施設（現利用者 金山町新産地開発協議会）の3つがありますが、産直出品者の多くの方は自身の加工所を設置し、製造・販売を行っている状況を踏まえ、これまで6次産業化の支援、新商品開発への新事業を行ってききましたが、今後も引き続き事業実施希望者と協議しながら進めていきたいと考えております。

最後に、農業の現状につきましては、コロナ禍でこれまで以上に国、県、JA金山などの関係機関からの情報収集、状況分析など、連携を密にし、必要な支援をいただきながら、金山町における農業の道筋を継続して模索していく必要があると感じております。よろしくをお願いします。

議長

須藤議員。

須藤典夫議員

ありがとうございます。ただ今町長の方から町の当面の施策について回答をいただきました。なかなかコロナ禍もありまして非常に見通せない、これは農業においても同じよ

うな認識があって、これだという具体的な効果のある施策が、出せないという文言がありました。確かに私もそういうふうに考えております。

それですね、担当の産業課の方で色々施策を講じて頂いて農家の対応もされておられると思います。もう一度課題を、町の課題を掘り下げてみたいというふうに思いますので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

まず、町の水田の農地というのは、1,450haほどあります、現在作付けされている面積が約57%の820ha 残りの620haが需要調整面積になっておりまして、いわゆるこれが転作で今対応されているわけです。主食米の話がありましたが、やはり消費が減ってきているというのが大きく価格にも影響しておりまして、それとコロナ禍で業種によっては業務用のお米が、需要が低迷しているということです。これは、山形の主力品目である「はえぬき」が特に影響を受けておりまして、在庫を抱える状況にあると言われております。この事が4年産の価格にもやはり影響をして価格についてもかなり厳しい状況にあるというふうに農協関係の方々は今から心配されているようです。

町の地域農業振興協議会ここで、町の農業の振興化を色々協議されている訳ですが、4年度の推進計画が発表になりました。それで、水稻の作付け計画には、やはり農協、業者この方々とまず念密に品目についても農家任せにしないで、色々な情報を提供してあげて、そして、生産作付け計画を適切に、なかなか難しい面もありますけども、そういう誘導策を持って農家の所得確保を最優先にして努めていただきたいという事が、私からの今段階でのお願いなんです。

品目でかなり価格の例えば「はえぬき」とか「雪若丸」植えたくともなかなか全面積という訳には行かない状況にありますので、やはり「はえぬき」が中心になるということですが、近年イモチ、病害虫にも弱くなってきているということなので、この品種に関しても、今年度辺りからやはり、行政と検討を深めて、品目に関しても農家の方の的確な情報を流していただきたいということです。

次に経営所得安定対策対象作物になっている園芸作物について見てみたいと思います。

金山農協の野菜や山菜などの特産品の年間の販売高を見ますと、令和1年度には2億5,800万ほどありました。令和3年度1月以降のタラの芽などの冬用の集荷物の実績が出ていませんが、昨年の実績を参考に合計しますと2億3,000万に留まっています。そのことからやはり、園芸作物の集荷等が減ってきていると、当然減収につながってきていると考えられると。中でも振興作物だった集荷量がゼロという品目も出てきております。

しいたけ、ふきのとう、啓翁桜これから集荷する時期なんです、啓翁桜もゼロです。冬の出荷物が段々と無くなっているという事が起きているんです。当然、山菜研究会というのがあるんですが、こちらの生産者も減っております。農協としては今後の販売戦略として、儲かる農業を提唱しておりますが、それは価格が有利に推移しているニラ、キュウリこちらを推進して行きたいという方針になっております。先ほど町長からありましたが、高齢化がすごく、町の中、農家すごく進んでいます。

高齢化に伴って、キュウリやニラについても労働力不足が起きています。それによる規模の縮小、また、後継ぎがないということではっきりとした経営者不足、これですっかり辞めるという農家も今後多くなるというふうに見ているようです。

しかし、産地としてニラについても、キュウリについても長い歴史を踏まえて金山の産地を引きつり上げてきました、これを農家の伝承に委ねていってはいけないと考える訳ですね。増収増益に導いていくためにはまず、農協と行政が一体になって、このことについてお話をしたいと。

それで色々話を聞きますと、やはりニラについては、キュウリもそうですが機械化これがなかなか難しいということです。この機械、この世の中ですから、機械に改良とかですね、本気でお願いするのであれば、この問題も研究、開発等によって解決できる問題ではないかと、完全ではなくとも収穫する機械とか、或はニラを調整する機械とかですね、今よりは労働力を軽減できる機械を開発、これは行政と一緒にして事業展開です。そういうこ

とを取り組んでいく必要があると思うんです。

それから、後継者、家族労働で中心に今金山の園芸は取り組んでおりますが、地域おこし協力隊で以前農業版ということで農業をやりたい方を募集した経緯があります。そういうことを経営的に農業をやってみたいという新規就農者を、これなにも20代とか、30代でなくとも、60代定年を迎えた人でも十分やれる部門でありますので、そういう幅広い後継者の獲得を併せて考えていかなければならないという事だと思えます。

あくまでも行政が出来ることということでお話をしているんですが、一つよろしく願いしたいと思えます。

最後にですね、暗い話ばかりで申し訳ないんですけども、ちょっと明るい話をします。明るい兆しが見えるという農業も金山では存在しております。

それは、産直関係の農業形態です。産直農家というのは、皆さんもご存知のように6次産業ともいわれまして多種多様な特徴ある取り組みをしております。勿論、農産加工なんかも扱いながら製造販売しているという農家もおるわけです。そして、町には、産直ネット協議会という大きな組織がありまして、こちらの方に産直農家が登録されているんですが、実際のところ色んな販売、登録されている方の販売の実績というのが、取りまとめされていませんので私が調べました。調べた範囲で皆さんの方にお話をしたいと思えます。

令和2年、令和3年度のもんですが、株式会社エヌシップ3年度の実績8,000万、産直組合ちょうほうや2年度1,800万、金山旬菜クラブ2年度3,900万それから、夢市グループ3年度1,000万、ただみんな約を付けて下さい。それから、友の会ざる市600万、落花生協議会3年度400万ここまでの合計で1億5,700万ほどになりました。他にもJA金山金曜日、マルコの蔵青空市、山銀金山店、朴山無人の店など多種多様に規模は小さいですけども、対応している方々がおられます。こちらの売上もざっと私が見るのに5・600万はあるだろうと思えます。

あとですね、大きく伸びる可能というか、心配要素もあるんですが市場に直接届ける産

直というのものもあるんです。これが山形マルカン市場こちらに今、金山の農家が集荷を始め
ています、増えてきています。こういう産直の形態も出てきている。というように、産直
農家といえどもかなり、金山町では伸びしろが大きい農業形態に定着してきていると言っ
てもいいと思います。

産直は、多品目栽培というのがありますので、作物を育てる喜び、それと値段を大半は
自分たちで、或は自分で付けて対価を決めて売れるという喜び、こちらが大きいんですよ
ね。農家の婦人の方々、或はお年寄りの方々が、気安く簡単に参加できるという形態だと
いうこと。作物もそんなに大規模に作らなくとも1束2束3束、4束の毎日の集荷で成り
立つというような形態です。また、高齢者の健康これ特にですね、アグリセラピーと言わ
れるように、大変農家、農業にピッタリの健康維持の方法なんです。そういうふうに関評
価、社会ですね、そういう健康づくりに取り上げられてきています。

課題もあります。課題をお話ししたいと思います。課題の1つ目、皆さんこの産直の団
体の方は一生懸命作業、流通そして、お店に立って売ったりですね、色んな作業が産直の
場合にはたくさんあるんですが、目一杯やっているんです。それで出来ない事が出てきま
した。それは、拡大しようとする、人材、それをやって下さる人材がないということ、
例えばスーパーなどに、自分の商品をマッチングする、紹介してもらえ、営業してもら
えるこういう人がいないんです。それから、今の時代ですね、オンラインショップ農産物
も全国に届けられるような仕組みを作って、出来上がってきています。このオンラインシ
ョップというのがまだ金山で確立されていない。こういう事をやれるマルチワーカーが必
要なんです。そういう人材を求めています。

2つ目になりますけども、これは何度か町長さんにもお話したことがあるのですが、まず
農家が生産した物、或は、加工品も含めてですね、評価の目安、自分の物が本当に喜んで、
美味しいと言って、値段もこれが本当に妥当な値段なのかという評価を何処で得るのか、
今は各自自分のところでやっていますが、やはり我々行政ができる事は、直売所、直売所

に一同にそういう商品なり、農産物を出すことによって自分と他の農家の商品の状態、或は、品質、価格そういうものを勉強合える訳です。そこで一般のお客さんから、消費者から評価もそこに集まってきます。それによって、更に再生産に向けての力の入れ方が違ってくる訳です。そういう今まで町には、なかった直売所こちらも行政で、準備する必要があるんじゃないかというふうに、この2つが今、金山で伸びしろが大きい産直の形態の農家にとっては、これが課題だろうというふうに整理してみました。

ということで、私なりの取り組みについて、町の取り組みと合わせて是非、お願いしたいんですが、どうでしょう。町長も感じている、或は、職員の方も感じていると思うんです。あと議員の方々も感じていることは、農業に対する熱がですね、無くなってきているんですよ。熱、これは、非常に大きいんですよ。熱がなくなれば町の中心産業である農業そのものが、やっぱり衰退していくと、ですから熱をですね、上げるという事を皆さんで考えていただきたいというのが私の1番目の質問です。何か、町長お願いします。

議長

町長。

佐藤英司町長

ただ今、須藤議員の方から本当に農業について幅広く本当に見解を示していただきました。私も大変、頷ける点は何点かあったと思っております。

まず、最初に米については、品目についてもある程度誘導する必要があるのではないかというお話ですが、今時点ではなかなかこれが、行政サイド或は、農協、農協もかつてだと酒米への施行と言いますか、そういった事があって、かなりそういう事も普及になって契約栽培という形は今も続いている部分があって、大変良い部分と、全体的に米余り状況の中で、これも触れていただきましたが特に「はえぬき」なんか町の中でも半分が「はえぬき」の生産だと思いますが、その金額も一気に2千5・600円下がりました。そんな事からすると、その状況に、時代にあった作付けの品目のあり方これらについても、あ

る程度弾力的に出来れば良いと思います。今のところなかなか農家の方々任せ、そういったところが、或は、今までの自分なりの実績で来年もその様にしようというような意向が一般的には強いかと思しますので、そこら辺はこの状況でありますと、今言われた、品目の誘導なんかについてある程度何かしらの、動きというか、それはあっても良いかとすごく思ったところでした。

そこら辺は、生産目標などを検討する農業の組織推進協議会がございしますが、そういう場面で面積的な事とか、そういった事、あと生産目標をどうするかという事、話は当然されますけれども実際のそれぞれの稲の作付けの品目ごとの作付けについての評価とか、あと今後の見込みとか、そういった事についてはあんまり議論の対象にしていないというのが今までだったと思いますから、そこら辺は当然農協の組合長は入っておりますし、それぞれの農業関係者が集う大きな機関でもありますからそこら辺においても、議論をするというかそういう必要があるかなと今思ったところでした。当然協議会で話をするには農協或は、産業課の方で農業部会事務局サイドでもそういった事の下地づくりというかそういった事も当然求められるものだと思いますから併せてやっていく必要があるかとちょっと思ったところでした。

あと、園芸作物の中でもやはり、特にニラとキュウリが本当に大きい品目でほぼそれ2品目で大多数だと思っております。それが、昨年の実績が一昨年より若干下がったのは確かだと思っておりますが、その部分は春先の雹被害の大きさがそのまま秋までちょっと影響したというのが実体としてあったようでありますから特にニラの減産といいますかそちらの方が、一昨年の生産量自体は一昨年はあまり多くないものの単価ですごく有利な単価が推移されたということもあって、一番高い生産額になったということがあったと思いますが、それからすると3・4千万位下がっていると思いますが、それらが雹被害によって、やはり回復とはちょっと至らなかったというのがあるかと思っております。

一番大きい品目であるニラ、キュウリについても、1つは、熟練された方々も高齢化に

なって代替わりというか、そこにある程度きちんと代替わりされているところもありますし、それがなかなかそうでないというところ全体の生産者の数も減ってきているそれをカバーするような形で有屋の組合の様な形でやっている部分もあるかと思いますが、そこら辺が生産者は減ってきている傾向にあるかと思っています。

あと、なかなか機械化のお話がありました、今年度も山崎の部会の方で大きな機械を導入したりということで、そういった事にすごく意欲的な部会の所では省力化や、或は、労働環境を高めるための機械化なんかは積極的に導入しているところが若干あるわけですが、それがなかなか金額的なところもあるかと思いますが、一般化されてないという実態もやはりあるかと思っています。そういう面ではなかなか思った程の省力化というのにはなかなか実現できていないという部分あるんだろうかと思いますが、そこら辺を大規模ばかりではなくとも、やんばいな機械というか、そういったところなんか少し勉強しながら、その生産者にあつた内容の機械化省力化という事をより進めていく必要があるかと思っています。そういった事に支援園芸作物の支援事業なんかもある程度充実したものがあはずなので、そこら辺が特定の方々意欲のある方々だけに偏っている感じもしなくなっていくのでもう少し広く情報を提供して進めていければと思ったところです。

あと最後に触れていただきました、産直関係についての可能性或は、現在の生産高についても大変大きな金額だというふうに思いますので、本当に頑張ってくれているなど改めて思ったところです。やはり活性化されている、まだもって元気に活性化されているなどという感じを持ちました。そのままでは当然関係者も少なくなっていく傾向にあるかもしれないので、そこら辺先ほど須藤議員が言われた課題という事では、確かにそれらを課題として捉えてどういう対策でそこら辺をやっているかというところでは本当に再度様々意見交換をしながらですけども、できる事をやっていきたいと思っています。

人材という事のお話もありましたが、ここら辺をどういうタイプの方がそういうことを担っていただけるかというか、そこら辺を以前地域おこし協力隊というお話もありましたけど

も、来年度の予算については、別の形で今、算定というか、計上している分はありますけれども、先ほど言われた産直に精通するような形、或は、産直において有益な人材と言いますか、そういったものをどういう形で発掘できるかもう少し研究も必要だと思いますので、そこら辺更にアドバイスなどいただければと思います。

あと、直売所につきましては、これも兼ねてから須藤議員のお話でもそういうお話をお聞きしている訳ですが今後の展開に於いてそういった形のものを、何処かにやんばいな立地をみて、規模の面もあると思いますし、あと単独でそれをやるといっても、なかなかそうはいかないかと思えますから多角的な性質をもったあんまり大きくない建物なんかは、ある程度、計画をしてその中に入ってもらうとか、そういう方策もあるかと思えますので、そこら辺について、少し時間は係るかと思えますが、どういう形でそれらを計画化、具現化できるか、まずは前向きに検討していきたいと考えております。

以上なかなか難しい所得向上に繋げるということが、或は、高齢化に向けてそして、しかも農業というのは、本当にすごく可能性を秘めた職種でありながら、ただいきなり行っても簡単にすぐ成功するというようなものでもないということもあると思えますので、そこら辺をどういうふうにしたら新たな担い手といいますか、そういったものを発掘できるかなんかを含めて

更なる研究が必要だと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

須藤議員。

須藤典夫議員

ありがとうございます。よろしくお願ひします。町長の方から集落営農の話も出ましたが現在、田茂沢、蒲沢地区の大規模補助整備事業の中で今計画段階が進んでいるようです。その中でも将来の作物、園芸作物についても集落営農の形でニラとか具体的に作物が出てきていますが、取り組むような方針を聞いています。期待していただいて良いのではない

かと思っています。

次に、大きい2番に移ります。

小林亦治元参議院議員の胸像も（仮称）「石碑公園」に移設できないか。という質問です。有屋稲沢地区出身の元参議院議員の先生で、戦後、農地解放と自作農確立の推進に尽力された小林亦治先生の胸像が魚清水の糠塚にあります。

この胸像について、町長が12月定例会で一つのイメージとして答弁している（仮称）「石碑公園」に移設して、小林先生の足跡を町民の方々に触れる機会を提供出来ないか。という質問ですよろしくお願いします。

議長

町長。

佐藤英司町長

それでは、ただ今のご質問ですが、お答えさせていただきます。

はじめに元参議院議員小林亦治（こばやしまたじ）先生について、ご承知と思いますが、かなり前のお話ということもありまして、馴染みのない方もいらっしゃると思いますので若干、金山町史を基に触れさせていただきますと、小林先生は1907年（明治40年）に稲沢地区で生まれ、十日町小野寺栄蔵家に丁稚奉公に入りましたが、当家の援助により上京し、苦学しながら1931年（昭和6年）日本大学法律学科を卒業されたようです。

そしておそらく現在の司法試験の前進が005546 高等試験秘法科という試験その試験に合格されたと思います。その後東京地方裁判所等の判事を務めた後、山形市を中心に弁護士として活躍していました。1950年（昭和25年）の第2回参議院議員通常選挙に山形地方区から2度目の出馬により当選し、参議院議員を1期務められ、任期内に参議院決算委員長の重職や、須藤議員がおっしゃるとおり現代農業の基盤となる未墾地開拓や農地解放等の推進にご尽力された多大な功績があります。

小林先生が郷里稲沢を望む景勝の地「糠塚」に自らの胸像や墓碑等を建て、逝去後に親

族からの譲渡により、魚清水地区で所有し管理しておるところです。

岸宏一先生と同様に参議院議員として地域の発展に大きく寄与されたことを含め、金山町出身者で歴史に残る活躍をされた人物であったと改めて思うところです。

一方では昭和初期に活躍された小林先生を知らない方も町民に少なくはないかと思われ
ますので、胸像に限らずに機会をとらえ、今後も町民にこの功績を語り継いでいくことが
重要と考えております。

ご質問いただいている小林先生の胸像を、大堰公園内に岸宏一先生と同様に設置する可
能性について、胸像の現在の所有者である魚清水地区の意向を最優先に、胸像設置の賛否
を含め町民理解や関係者との調整を行い、実現に向けて時間をいただきながら研究して参
りたいと考えております。

また、町議会12月定例会において早坂議員より、現在の大堰公園地内に岸宏一先生胸
像の移設に併せて、八幡公園にある「情報公開モニュメント」の移設の提案をいただき、
それらについて現在を検討しているところですが、「情報公開記念モニュメント」は、林
寛治先生の設計で平成12年10月に設置し、八幡公園の設置場所の基礎・外構工事を含
め600万円程の事業費を要したところであります。町内建設業者に移設について相談した
ところ、モニュメントの特殊なデザイン構造でステンレス列柱のコンクリート基礎離脱に
伴う破損等が生じ、そのまま移設することが困難であり、当時の設計書を基に大堰公園
内に新設、なかなかそのまま移設は難しいという事のお話でありました。

大堰公園に「情報公開記念モニュメント」を再整備するための事業費がかなり高額とな
ることが見込まれ、再整備、先ほど小林先生の胸像もそうですが、財源確保を含め時間を
要するものと考えているところであります。

また、モニュメント、小林先生の胸像もそうですが、七日町地内にある大柳公園には「平
和の塔」が設置されております。こちらは昭和61年に町民の方々から38万円余りの寄
付を頂き町が建立されたものですが、そこには平和の塔がポツンと一つありますから、見

たことある人いるかと思いますが、あまり広がりといいますか、そういったものもないのも実際だなという感じも致しております。それらについてもゆくゆくは大堰公園に移設も考えられるものかなと思っております。その他、町が把握しているものとして12体の文学碑もあり、それらのうち、移設することがふさわしいものがあるかもしれませんが、例えば田山花袋の碑なんかあるんですが、それは月山が見えるところを謳った内容なものですから、その場所の方が相応しいというものもあると思いますので、そういった事をあんまり維持に関係なく文学碑持っていく事が可能であればそういった事なども大堰公園に移設できないかとか、それらを総合的に考えて、将来的にはあそこに何体か、胸像とか、モニュメントそういった物があると石碑の公園みたいな感じになるかと思いますが、先ほど申し上げました通りかなり移設に関する経費が多くなるという事からしますと一挙にはやはり難しいというのが現実だと思っております。

そういう事からしますと、少し期間を長い形で、できる物から移設をしてみて或は、あまり賑わい過ぎてもかえって興醒めするという事もあるかと思っておりますので、面積にどの程度の胸像というかそういった物があっても、雰囲気壊さないかとか、そういったことなども更に研究をして、実際移設について実施する、予算化をはかるそういった事を行っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長

須藤議員。

須藤典夫議員

時間をかけても計画を進めたいというお話いただきました。よろしくお願い致したと思います。以上で私の質問を終わります。

議長

次に、大場洋介議員の質問を許します。

大場議員。

大場洋介議員

はい。3番大場です。よろしくお願いいたします。

それでは通告書に基づきまして一般質問を行いたいと思います。1. ウィズコロナ・ポストコロナの先を見据えてという事で、質問に先立ち昨年夏から秋にかけて全国的に一時感染が緩み終息を待ち望んでいた矢先に新たなオミクロン株による感染が全国的、県内にも広がりこの度の感染拡大にて罹患された方々及び生活に多大な影響受けられた方々に謹んでお見舞いを申し上げますとともに大変厳しい環境下で今もなお、現場にて感染予防や処置にご尽力されている医療関係者の皆様方をはじめ生活を支えるために懸命にご努力されている方々また、昨日の3回目のワクチン集団接種会場にて対応していただきました、役場職員の方々、関係者の方々には心から敬意と感謝を申し上げます。

何よりもいち早い終息と感染前の賑わいが戻ることを期待しまして①の新型コロナ感染症対策の総括（中間報告）より質問させていただきたいと思います。

総括と言っても終息している訳でもなく、県内でも今まで以上の感染拡大が年始めから続き「まん延防止等重点措置」が適応され、山形市を含む重点措置区域が1月27日より2月20日まで実施されるなど第6波も急速に町内でも発生している状況となりました。

また昨年度よりワクチン接種の集団接種により少なからず通常生活に戻りつつある状況に安堵していた矢先のことで、いつも以上に感染防止対策の徹底を強化する必要があると感じています。昨年度来、町ではワクチン運営などの事業展開や感染予防の周知徹底する上でコロナ対策本部などを立ち上げ全力で対応し、また国の特別定額給付金や町内事業所経済活性化策にて少しでも経済安定を図られており、これらの取り組みは好評を得たと確信しています。

当議会もコロナ対策に関わる臨時の交付金を公平に活用するための議決をえる臨時議会を数度開催し、まさに車の両輪として取り組んだ次第です。これまでの取り組んできた新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金、地域経済活性化への対応として様々なキャンペーン事

業や飲食業等緊急支援給付金などが財政措置され、主な事業実績にて活用した評価を中間報告として、町ではどう分析しているのか伺いたいと思います。

議長

総合政策課長。

庄司紀一総合政策課長

おはようございます。私から大場議員の質問に回答させていただきます。

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が令和2年4月7日に閣議決定され、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じたきめ細やかに必要な事業を実施できる交付金となっています。

そのため、地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応に必要な国が示している7つの柱を目的とした事業であれば、原則として使途に制限はありません。

当町においては、令和2年度から3年度までの交付決定額は387,439千円、令和4年度に充当できる交付限度額94,272千円、併せて481,711千円の総額となる見込みとなっております。

交付金を使った事業については、令和3年度事業までに46事業があり、その中で新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けられている町民、飲食店及び企業等への給付支援事業が22事業あります。

なお、令和2年度の実施した事業については、事業の効果検証を行い令和3年6月21日に町ホームページ等で公表しており、町議会9月定例会において同資料を配布いたしておりますので、今回は事業化の考えや評価全般を申し上げさせていただきます。

交付金事業でデジタル化に関係した機器整備等や公共施設整備は、国が進めているデジタルトランスフォーメーション(DX)への対応や、公共施設整備については、当交付金事

業にすることによる今後の財政負担軽減や町内建設業が請負うことにより、町内経済循環を高める効果があるものと考えております。

新型コロナウイルス感染症を機に、社会情勢は大きく変化し、当町においても新しい時代にあった展開を見込んだ事業化であり、町民サービス、感染予防、防災・減災、公共施設整備等のバランスに配慮し、各事業実績から国や町が見込んでいる事業成果は十分にあったものと評価しております。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている町民や飲食店等の支援について、優先的にすすめており、「みすぎちゃん商品券」を使ったプレミアム商品券や給付事業等の展開に加え、議会からも要望のあった飲食店支援や企業及び農業者支援については、タイミングを逸しない確実な支援が出来たものと考えております。

令和4年度の同様の事業については、新型コロナの感染状況を勘案しながら交付金事業による継続を想定しています。

最後に、大変財政状況が厳しい中で、貴重な町の財源であります令和4年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業につきまして、不用額を生じさせないことや、タイミングや用途に疑義が生じないように留意しながら、当初予算や補正予算で交付金事業について改めて説明申し上げますので、引き続き議会の皆様のご理解とご協力をお願いします。以上でございます。

議長

大場議員。

大場洋介議員

答弁ありがとうございます。やはり令和2年度から3年度にかけて優先的給付にて町民の方々様々な事業形態から評価は十分にあったと認識されていることも、私もそう感じております。

長引くであろう現状にて今後も令和4年度も臨時交付金が措置されればアフターコロナ

時代へ向かう上で、更に仕事と暮らしの両立・経済支援の継続を考えられる各種支援事業等もあるようです。その中で公平に子育て世代、高齢者世代またそれをささえる現役世代への支援事業等また新たにではないんですが、継続される町独自の支援策等の考えあれば再度お伺いしたいと思います。

議長

総合政策課長。

庄司紀一課長

臨時交付金については、今段階では令和3年度交付決定額を受け令和4年度の活用を考えておりますが、これまで実施した事業の中から有効な事業を判断し事業化を想定しております。つきましては、新たな新型コロナウイルス臨時交付金の追加交付があれば各種支援事業を新規の事業化は困難かと思われまますので、これまで実施してきた各種支援事業から町内の飲食店、事業所等の状況を見ながら対応させていただきたいと考えております。

また、町単独事業については既存の町民向けにプレミアム商品券発行事業、飲食店・商店や事業所においては、事業所支援、資格取得支援事業等、現行制度を十分に活用しながら対応していくことを現時点では、想定していますのでご理解とご協力をお願いいたします。

議長

大場議員。

大場洋介議員

各種対応も今後継続して今年度同様継続される上で、また新たな、もしかするとまた違うコロナオミクロンでなく違うコロナも騒がれるようとしているところもありますけども、新型コロナが社会経済などへもたらすインパクトも踏まえ、緊急かつ、町内活性化に向けて各分野においてアンテナを張り巡らしていただき、生活の支えとなる事業展開を今後も望みたいと思います。

(2)に移りますけども、今現在も様々な職種にて地域経済は多大な影響を受けており、観光業や飲食業をはじめとして多くの事業者の方々が、大変厳しい環境に身をさらされながら事業の再興に向けて懸命に努力しておられます。

コロナ禍の克服は単なるコロナ前への回帰であってはいけません。働き方や暮らし方、行政などにおける感染症や大規模災害への耐性を高めつつ、誰もが将来に安心と希望を持てるような中長期的の視点からの変革を基本的なベースにて展開すべきと考えます。コロナ禍により法人事業税や個人町県民税からの減収が見込まれる事から、財政源も減額が見込まれている現状と思われます。今後の重点事業7つが上げられており、今まで同様続けてきた事業を展開する上で具体的に検討されていると思うが、その中でも政策の補強に向けた3つの視点をお伺いしたいと思います。1つ目は、感染症や大規模災害時にも有用な平時からのセーフティネットの充実策、2つ目インフラなどの環境整備と情報発信手法の多様化策、3つ目SDGs・グリーンリカバリーの視点を持った経済回復の推進策以上の3つの視点を伺いたいと思います。

議長

柴田町民税務課長。

柴田直樹町民税務課長

それでは、今ありました中の1つ目の感染症や大規模災害時にも有用な平時からのセーフティネットの充実策についてございませけども、現在町で行っている平時の支援でコロナか禍でも有用なもの様々あると思われませけども、この間のコロナ禍での経験を活かしながら、感染症の拡大時には適切な状況の把握に努め、国県の補助等も活用しながら経済対策や困窮者への支援など、必要な対策を取っていく必要があると感じております。

また、役場としまして、これは町民を支える体制という形になりますけども、感染症が拡大した際にも町の業務を継続して行っていく必要があることから、令和2年11月に役場の業務継続計画を策定しており、このなかで、感染拡大に応じ、継続、縮小、休止、中

止する業務などを区分するとともに、少ない職員でも業務を継続していく計画としております。

また、行政手続きに関しては、押印の見直しや、12月議会で大場議員からのご質問いただいたデジタル化などを推進し、今後も、感染拡大で対面業務が困難となった場合であっても、町民の利便性をできるだけ損なわないよう、対応を図ってまいりたいと考えております。

一方で、大規模災害に対しましても、コロナ禍のなかでこれまで以上に感染症対策が求められ、当町においても、コロナ対策交付金を活用し、密集を避けるなどの目的で備品等の整備をおこなってきたところです。

総合防災訓練につきましても、令和2年度では、感染症対策を踏まえた避難所設置・運営訓練なども実施しておりますが、限られた時間のなかで不十分な点もあったかと思われまので、今後も感染症対策を含め、その時々状況に応じて必要な対策を盛り込みながら、実施していきたいと考えております。

また、セーフティネットとして重要な、弱者の方々への対応としては、これまでも大場議員からも災害時の要配慮者対策についてご質問をいただき課題となっておりますが、高齢者及び障害者等の要配慮者の避難方法などについても、各地区などとも相談していくほか、防災計画に明記していくなど、平時から対応を考えましてつながりを高めていくなど、今後も町民の安心感を高める対策を検討してまいりたいと考えております。以上です。

議長

総合政策課長。

庄司紀一総合政策課長

2つ目のインフラなどの環境整備と情報発信手法の多様化策について回答させていただきます。まずは、インフラ等の環境整備になりますが、令和4年3月に策定します金山町公共施設等総合管理計画により今後の道路や橋梁、水道事業、農業集落排水事業、公共下

水道事業の整備について、それぞれ整備時期は違うものの、今後、更新時期を集中的に迎えますので、計画的に更新あるいは長寿命化を進めていくこととしております。

全般的には、点検や軽微な補修に努め、損傷が激しい橋梁等のインフラについては、順次、より長寿命化や更新を実施しているところであります。

脱炭素化時代に突入し、インフラ等の環境整備においては、人口減少に伴う受益者や、交通量の減少も見込まれることから、ダウンサイジングを基本としながら最新の省電力化や環境資材などを積極的に活用し、環境に配慮したインフラ整備に努めて参りたいと考えております。

また、情報発信手法の多様化策につきましては、大場議員には情報発信する手法(媒体)についてはかなり精通されておられることと思いますが、デジタル技術の変化に伴い、コミュニケーション手段(SNS等)や情報流通の仕組みや構造(ウェブメディア等)は大きく変化しており、業務上も少なからず影響を受けている状況にあります。

さらに新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークやウェブ会議等の定着によりさらなる変化を遂げております。

既に、ご承知のように多様な情報発信手法(媒体)が開発されておりまして、今後も新たな情報発信手法(媒体)が開発されることが予想されております。

このような状況の中で、増え続ける情報発信手法(媒体)をすべて同等に運用することは、情報を受け取る側の町民等にとりましては、多種多様な情報入手が出来る反面、混乱を招く事態も想定されます。

さらに、小規模自治体で財政力や職員が少ない当町においては、運用管理業務や経費の負担が増加することが見込まれるため、現段階では困難ではないかと感じております。

高齢者は紙媒体を望む傾向等、目的やターゲットに即し、その情報発信手法(媒体)で「誰に何を伝えるか」の役割を意識して運用していくことが求められておりますので、情報を受けとられた対象者からの聴取等の効果検証も含め、今後検討して参りますのでご理解い

たきますようお願いいたします。

次の3つ目のSDGs・グリーンリカバリーの視点を持った経済回復の推進策について回答させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により2030年を目標とするSDGs(持続可能な開発目標)の達成が困難となってきた中で、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済の回復だけでなく「グリーンリカバリー(緑の復興)」という、このコロナ禍の苦難を逆バネにして、脱炭素等の気候変動対策や生態系の保全といった環境領域の取組みを行うことで回復しようとする経済刺激策が重要な視点となっております。

例えばEUは「次世代EU」と名付けた90兆円規模の経済回復策を打ち出し、再生エネルギーの普及や電気自動車への転換等、グリーンリカバリーを要とし、脱炭素化を促す方向性を明確にしています。

また、感染拡大防止のためのロックダウンなどが行われた地域が多く、二酸化炭素の排出量が劇的に減っています。

しかし、これを一時的のものに終わらせず、経済を成長させながら、同時に二酸化炭素の排出量を減らし2050年の実質排出ゼロを実現する起爆剤にしようというのが、グリーンリカバリーのねらいとされています。

アフターコロナの経済については、経営に利益第一ではない長期的視点が求められグリーンリカバリーのような国際的な潮流を考慮し、SDGsをはじめとする持続可能性の観点はますます重要になっていくことと見込んでいます。

経済回復に向けた政府や県等の動きを注視しながら、SDGs・グリーンリカバリーに係る町の対応について、研究していきたいと考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。以上でございます。

議長

大場議員。

大場洋介議員

ただ今、1・2・3の視点の3つの視点について伺ったわけなんですけども、やはり1の感染症や平時からのセーフティネットの対応においても様々な対応策また、今後もコロナに対しての避難場所における備品整備なども更新時期を迎えるかと思っておりますのでそういった時期にコロナにおける備品の見直した違う分野への望んでおります。

また、2・3の質問におかれましてもやはり誰もが予期せぬ事態に不安を持ちつつある中デジタル推進する上で、医療、介護、福祉また、福祉の分野においてもビックデータや新技術を活用したニーズに答えた質の高いサービスを提供できる仕組みを今後も模索していただいて実施できればと思っております。

続きまして、各種イベントや祭りなどの方向性について伺いたいと思います。

新型コロナウイルスに伴い、私たちを取り巻く生活環境も劇的に様変わりし、未だにかつてのイベント等での賑わいを取り戻すことが困難な状況であります。昨年度来からも予定されていた地域イベントや会合、町主催・協賛の各種行事、祭りなどのほとんどが中止、規模縮小・延期を余儀なくされており今年度も同様に経過する模様が続くと考えられます。

感染拡大に伴う早急な対応として、第一優先を人命であり、「皆さんがやむなし」と感じ、いち早い終息を願いながらも、賑わいがかなり厳しい状況であることと察しています。

まず今は感染防止に努めることが最優先であります。感染の有無に関わらずイベントの在り方を見直すべき期間と思っております。そこで町の3大イベントである春の消防大演習、夏の金山まつり、秋の産業まつりについて県・国のガイドラインに基づく延期基準判断とその見通し、今後の方向性についてお伺いいたします。

議長

産業課長。

川崎勉産業課長

それでは、ただ今のご質問についてお答えをいたします。

現在、町としまして令和3年度の各種イベントは、結果的にではありますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を最優先に考え中止または規模縮小の対応が多くなっている状況にあります。

今後のイベントの在り方についてですが、春季消防大演習、金山まつり、産業まつりにつきましては現在のところ新型コロナウイルス感染症の状況が収束していくことを想定し、コロナ対策を徹底したうえで実施する方向で新年度予算にも計上させていただいており、今後の感染状況を見て、最終的に判断を行うこととなりますが、何らかの判断基準を設ける場合は消防団幹部会議や各実行委員会などで国及び県のガイドラインに基づいたうえで十分に検討して参ります。

なお、金山まつりにつきましては、仮にコロナが終息したとしても、完全に今までと同様の実施ができるのか、これまでも話し合いを行っておりますが、改めて各若連と協議しながら実施内容を検討していく必要があると感じておりますし、産業まつりにつきましては、規模的な面や、新しい視点でのブースやコーナーの設置など、新たな取り組みも含め、実行委員会に提案していく必要があるものと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議長

大場議員。

大場洋介議員

賑わいを取り戻すうえでは、町内イベント、最大イベントである今の3つのイベントが欠かせないわけですが、金山まつりにおいても同様の実施ができるのか、また、作り手である若連の方々のモチベーションが今後上がってくるのか、また、産業まつりにおいても新たなブースを設けるような話ですけれども、中央公民館の移転に伴って同等の会場であるのかそういった方向性も話し合っただけならばなと思っております。また、それに関わる関係者の皆さんの意見や要望も多数出てくるかと思っておりますけれども、やはり出来る範囲で、

コロナ禍での密集した、イベントであれば密集した形になるかと思いますが、感染対策を十分した上で入口策を1つに設けたり、出口を多数設けたりという形で感染対策経路も確保したうえで話し合う準備の1つとしていただきたいと思います。

このタイミングを活かし、これまでの集客数にこだわる取り組みから、金山の魅力や環境問題への姿勢を強く打ち出し、SDGsやスポーツを通じてのサステイナブルをキーワードとした取り組みへと方向転換すべきと考えるが町の見解を再度伺いたいと思います。

議長

産業課長。

川崎勉産業課長

産業課のイベントに限らず全ての課に関連しますが、美しい街並みが内外から高い評価をいただいていることは、これまで全町美化運動や街並み景観づくりを継続して取り組んできたことによるものであり、今後も環境美化意識を維持するとともに、SDGsを意識した持続可能な社会実現をはじめとした新たな視点も考慮しながら、様々なイベントを検討する必要があるものと思いますので、今後も引き続きご意見などをいただければと存じます。よろしくお願いいたします。

議長

教学課長。

佐藤幸浩教学課長

ただ今の会場議員のご質問の中に、SDGs 或いは、サステイナブルを意識したスポーツの方向転換という事も含まれておりましたので教学課の方からも若干お答えをさせていただきます。

これからの社会を考える上で欠かせない、「サステイナブル」（持続可能な）という概念のもと、昨今の「SDGs」（17項目からなる持続可能な開発目標）の認知の高まりによって、その言葉は広く知られるようになりました。

スポーツもまた、社会の進歩に係わるツールの一つとして捉えられており、持続可能な開発における重要な鍵になるともいわれております。

そうしたことを踏まえ、当町におけるスポーツ振興へどのような形で反映させていかなければならないかとういことになりますが、かつては町民運動会や町民ふれあい球技大会等、地域の活性化も視野に入れた競技性も含む町民参加型のスポーツ振興を図ってきたところでございますが、一昨年からのコロナ禍に相まって、健康志向型のスポーツの普及に重点を置き事業展開をいたしております。

その一例といたしまして、健康増進を目的といたしますウォーキングやモルックの普及に取り組んでまいりました。いずれも身近で気軽に楽しめることもあり、参加者からは好評を得ております。

普段眺めている景色を見ながらウォーキングすることにより、あらためて金山の良さを再発見する機会となったり、環境美化意識の醸成にもつながるプラス効果も期待できるものと考えております。来年度は更にウォーキングに親しめるように地図を作成し、より多くの町民の皆様に興味を持って取り組んでいただき、健康増進につなげられるよう事業を展開する計画をしています。よろしく願いいたします。

議長

大場議員。

大場洋介議員

答弁ありがとうございます。これからの事業展開における集客数においても、先ほど教員課長が答弁されたように、健康志向、高齢化社会高齢者が多いという事で、健康志向する上で手軽なスポーツを通じての集客を今後も期待されることと思います。私も昨年度、スポーツを通じて、ウォーキングの方にも申込んで参加させていただきました。また、モルックにおかれましても、町内の大会でしたけどもモルック大会にも参加させていただき、手頃な健康を持続する上でまた、頭も使いながらモルックに参加したところです。

こういった、スポーツイベントの開催可否や各種スポーツ練習・大会の最終判断についての基準や留意点が明確化されておらず、特定警戒都市府県指定されていない町村においても練習・大会の中止や延期されている状況に関係者や保護者が困惑している話を聞いております。参加スポーツに対して安全安心に参加できるよう運営や補助するにあたり、留意事項をまとめた町独自のガイドラインまた、社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防が必要と考えるが町の考え方について伺いたいと思います。

議長

教学課長。

佐藤幸浩教学課長

それでは、ただ今のご質問にお答えします。当町ではスポーツに限らず、様々な町主催事業等のコロナ禍における取り組みについては、国、県のガイドラインを基本に対応することとしています。

町民の安全安心の確保を大前提に取り組んでおり、事業の規模縮小や中止については町民の皆様には概ねご理解をいただいていると理解しております。

議員がおっしゃるように町独自のガイドラインを定めることも考えられますが、各自治体が独自のガイドラインを策定することにより、それぞれの対応の違いが生じ、利用者からいたしますとかえって困惑を招くこともあろうかと存じますので、当町では、国、県のガイドラインによる対応を基本としながら、町の対策本部での協議を経た上で、適宜、丁寧に対応して参りたいと考えております。以上でございます。

議長

大場議員。

大場洋介議員

ありがとうございます。町独自のガイドラインを設定する上で町民の利用される方々、それ以外の方々の混乱を招くという観点からも、県、国のガイドラインに則ったスポーツ

振興においても今後対応されるということで、参加される方、またその保護者、関係者におかれましても、やはり納得した形で対応されることを今後願っております。

スキーの保護者の方々から困惑している話を聞きましたので今後も更に、春になれば中体連、秋になれば新人戦がらみの大会また、そういった方々のスポーツを練習する上での施設、又は大会の運営の方図られるかと思えますけども、利用する方々の納得を得た説明を今後も望むところでございます。

次に、観光対策についてお伺いしたいと思います。

新型コロナ禍での観光対策は、3年目に突入しますがまだ終息の気配が見えず、観光集客増に向けては、停滞路線をたどっているように感じられます。

生活様式の変化に対応して、3密を回避しやすい屋外や個人・家庭など少人数でマイカーを利用した旅行が好まれるなど、観光スタイルにも変化の傾向が見られているようです。

実際に夏場のカムロー帯のキャンプ場では休日になると今まで以上のテントの数を私のサイクリング中に目にしました。またコロナ収束後に行きたい国として「日本」がアジア居住者の行先の1位となっており、訪日意欲は依然と高く、中長期的にはコロナの脅威さえ払拭すれば、今まで以上のインバウンド需要が生じることが予測されているようです。

多様な観光スタイルの変化にて、アフターコロナを見据えた上での個人・団体の受け入れなど観光産業復活に向けた基盤強化有効策を伺いしたいと思います。

議長

産業課長。

川崎勉産業課長

ただ今の、大場議員のご質問にもありますとおり、現在はコロナ過のため、団体観光から個人観光へ、また、3密を回避しやすい屋外での「アウトドア」観光へ、更には、自宅から1～2時間ほどの距離で安心、安全に過ごしながら地域観光する「マイクロツーリズム」、自宅以外の場所となる観光地や帰省などの休暇先でリモートワークを行う「ワーケ

ーション」など、観光のスタイルが変化してきております。

このような観光需要を踏まえ、町としましては改めて既存の観光資源を生かした個人観光、屋外観光、近隣観光の集客のためのPRを積極的に行っていくとともに、近隣市町村との更なる連携が必要と思いますので、ご理解くださるようお願いいたします。

議長

大場議員。

大場洋介議員

答弁の最後にありますけども、PR強化ということはこういった自然を豊かに使ったPR強化する上で観光の強化とつながるかと思っているようですけども、他の自治体では今後の観光振興や地域経済の活性化を図っていく上で無料のフリーWi-Fiの基盤整備が必要と考えられており、当町の現時点では野外で使用できる施設は「マルコの広場」周辺の圏内に町づくり会社が設置している状況です。

また施設内で使用可能はグリーンバレーホテルや今後多機能を併せ持つ改善センターなどで使用できるようですが、町中心部や金山のみどころマップをパンフレットや街並み案内を実施している上で、無料のWi-Fiを整備することで街の回遊性を高め、多くの観光客を誘客できると考えます。また地域全体に活性化が図られると伴に、将来的にはWi-Fi基盤を活用することにより防災対策や住民サービスの向上など高度な街づくりの展開が可能となることが期待されるところです。

さらに観光客の皆様が気楽に町民と交流ができ、地域の魅力をより強く感じてもらえる機会と捉えます。旅先で地元住民との出会いは、その旅をより豊かで思い出深いものにしてくれる貴重な体験となることでしょう。当町と同じ規模であります舟形町でも観光面での整備が進められており、観光客の体験がSNSを通じて情報発信し、新たなリピーターが足を運んでくれることを願いたいものです。このような地域の魅力を観光視点の変革に転じられる施設運営整備の今後の見解を伺いたしたいと思います。

議長

産業課長。

川崎勉産業課長

アフターコロナの多様な観光スタイルやインバウンド需要を考慮し、大場議員がおっしゃるように、ホテルシェーネスハイム金山やマルコの蔵及び広場、交流サロンぼすと等にフリーWi-Fiが整備されており、更に、コロナ対策や防災対策など住民サービス向上の観点から、4月からは改善センターでも利用できるよう整備を進めております。

今後、高規格道路の延伸を控え、遠方からさらに金山町にアクセスしやすくなりますので、観光客の町内への回遊性を高め、地域全体の活性化につなげられるよう、まだ整備されていない施設等へのフリーWi-Fi設置の必要性の検討や、町内へ誘導する方策として広域にPRするためにYouTubeなどの動画コンテンツの積極的な活用と発信を行っていくことが必要と考えております。

また、現在、グリーンバレー神室検討委員会でグリーンバレー神室一帯の方向性について議論されているところではありますが、令和4年度はコロナの状況も考慮しながら、グリーンバレー神室一帯の魅力を最大限に活用し、集客へ向けたPRやイベントの実施、新たな客層の利用拡大へ向けた取り組みも検討していきたいと考えております。

更に、今年度から実施している関係人口創出事業「かねやまの時間デザインスクール」で金山町と新たなつながりを持っていただいた方々の第2の地元となるような取り組みとして、オンラインの積極的な活用や現地実習での町民の皆さんとの交流を行うことで、金山町を好きになっていただき、金山町を応援していただける方々を創出していく事業を継続して実施して参りたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長

大場議員。

大場洋介議員

やはり、こういったW i - F i 機能が整いますと観光客の皆様や、情報をS N Sを通じて発信していただけることで更に、金山へ足を運んでいただける方が増えると思いますので、今後もグリーンバレー神室一带の整備計画におかれましても、そういった対策が取られることを期待しています。

今年の冬は大雪でありましたけども、大雪にも関わらず冬キャンプをグリーンバレーのキャンプ場で楽しんでいる方も私がボードにいった際も見かけられました。冬キャンプは整地せず、雪が積もったままのサイトにテントを張るキャンプ場というのは全国的に珍しく、そこが売りになっている、施設やリピーターもおられるようです。そこでキャンプに精通したインストラクターを招いた体験イベントや、手ぶらで来て楽しんでもらえるそういったプランやイベントなども模索していただき今後の良いグリーンバレー整備計画の展開へ発想を願うばかりでございます。

最後に教育環境について質問させていただきます。

新型コロナ感染症に伴い、昨年度は小・中・高校でも長期間にわたり分散登校や短縮授業などで、児童・生徒たちの安全の確保と学習保障の両面を熟慮しながら、徐々に学校を通常へと再開し現在も移行していると感じます。

また、今回の事態をうけI C Tの環境の整備が本格化し、1人1台のタブレット整備などが教育環境の変化とも捉えています。最近でもオミクロン株の感染状況にて第6波を迎え、町内小学校が学校閉鎖になったこともあり、まだ現時点でオンライン学習に切り替えての環境整備が家庭と学校の双方の環境が整わない限り、オンライン学習は成り立っていない現状と推測されます。

今後もこのような事態を考える上で、学校と家庭とのオンライン授業への取り組み状況と、いつでもできる状態なのか。併せてそれに対する家庭への支援はどう行われる予定なのか。伺いたしたいと思います。

議長

教学課長。

佐藤幸浩教学課長

ただ今のご質問についてお答えをいたします。1人1台タブレット端末について当町では、昨年6月から本格的運用がスタートいたしました。慣れない学習環境にあって、ICT支援員の指導を受けながら学習を行い、児童生徒はもちろんのこと先生方もICT機器に慣れ、より効果的な学習ができるよう、徐々にステップアップしながら授業を行っております。

コロナ禍の影響により臨時休校や学年閉鎖等が余儀なくされる状況下において、タブレットを自宅に持ち帰ってのオンライン学習が注目されているところでございます。

オンライン学習は議員がおっしゃるように学校と家庭、双方のネットワーク環境が整わなければ実践できないわけですが、当町では持ち帰り用のバックとACアダプターに加え、ネットワーク環境が整っていない家庭のためにモバイルルーターを準備しております。

オンライン学習と申しましても、様々な形態がございます。ZOOM等のビデオ会議システムを使用して授業を配信する方法やドリル学習ソフト等を活用し問題を解く方法等があり、当町ではこれら全ての対応が可能となっております。

これまで全小中学校においてタブレットを持ち帰り、通信環境の確認を行っており、小学校では約30世帯、中学校では約10世帯で整っていないことが確認されております。

通信環境が整っていない家庭については、モバイルルーターを貸し出しいたし、それぞれの家庭でインターネットプロバイダと契約をしていただくことが必要となってまいります。その場合、回線使用料は使用者負担とすることで検討しておりますので、当該家庭と協議させていただかなければなりません。

今後はオンライン学習について、保護者の理解を更に深めていただくために説明を行っていきたいと考えております。

そうしたこともございまして、例えば「明日から臨時休校になりますので、タブレットを持ち帰っての自宅学習を行います。」となった場合、現時点ではオフラインでのドリル学習ソフトや教科書支援ソフトによる自己学習形式が主体となると考えております。

また、各学校では教室内において、学校と自宅でのオンライン学習をイメージした授業も試験的に行い、家庭でオンライン学習が実践できることを想定した取り組みも行っております。いずれにいたしましても全児童生徒が家庭で本格的にオンライン学習に取り組める状況になるまでには、もう少し時間が必要と考えております。以上でございます。

議長

大場議員。

大場洋介議員

やはりまだ、通信環境の整備が整わない限り、自宅でのオンライン学習というのはまだ、難しいという報告をただ今受けましたので、オンライン学習によっては、今後の授業展開の進みようで家庭とのオンライン授業が整うようにお願いしたいと思います。

質問提出後ではありますけども、3月1日の山形新聞にて、コロナ禍にて必要性の高まる遠隔授業にて、35市町村中24市町村がこういった家庭でのオンライン授業できる体制であるという報道を目にしております。やはり、学校におけるICT授業は、時代の流れもあり、今後の環境整備でも課題が出ると予測されております。オンライン授業はあくまでも補完的のものであり、非常事態時の学習方法と捉えております。学校には本来の形である学習以外の社会関係や、一対一での対人関係、またコミュニケーション能力を学ぶ場所でもあり、給食で栄養バランスのとれた栄養のある食事もとれる場所と捉えております。

そして様々な悩みや原因にきづく場所でもあるうえ、勉強する場所とも意外な役割とも考えております。どのような状況下におかれましても、児童、生徒が十二分な教育を受けられる環境と整備を今後も継続して構築していただきますようお願いして、一般質問の方を終了させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

議長

それでは一般質問の途中ですが、午後1時まで休憩します。

12時00分 休憩

13時00分 再開

議長

休憩を打ち切り再開します。

それでは、中村議員の質問を許します。

中村議員。

中村忠行議員

はい。2番中村です。よろしくお願いします。

今回は、「町民との対話を重視した町政に向けて」ということについてです。

現在のコロナ感染症対応によって、「町作りフォーラム」や「まちづくり町民説明会」が開催出来ない状況にあり、町長の目指す「町民との対話」については町民との距離がやや開いてきていると感じられる事から、現在進めている行財政の方向性を町民の方のごく一部ですけれども、誤認している見方もさているようです。

先日、町長もYouTubeで、まちづくり町民説明会の際の動画という事でことで、拝見しましたけども、たいへんよく作り込まれておりまして、町民の方には是非広く見ていただいて、ご理解いただきたいというふうにも思います。

このような丁寧に説明できる機会が有れば、現在の方向性に間違いは無いことは理解し

ていただけると思いますし、あとはその進め方どのような方法で進めるかの議論が重要になってくると思っています。

感染症対策による対応の先行きが見通せないなかで、行財政の進め方に理解を頂くためには、更に、発信力強化と多様な対話のしかたの模索が必要と考えています。

そこで、1つ目の質問の「町では各種相談窓口を開設しているが、相談窓口利用者現在の実績はどうなっているのか。また、相談員と相談窓口利用者の双方にとって、合理的かつ相談しやすい環境づくりのためには」についてですが、相談会として行政・教育・子育て・福祉・金銭面など幅広く対応されておりますけども、その他にも個別に担当課に直接行くというケースもあろうかと思えます。しかし、昨今の状況で、不安を抱えた方にとって相談したくてもしにくい状況になっているのではないかと。

また、これまでの相談員が日時を決めて会場でお待ちするやり方は、相談員にとっても、相談する側にとっても負担があまり、この点どうか改善すべきではないかと思えます。

一例としては、早期にダイヤルインを導入し、役場に困りごと総合受付を設け、各担当課あるいは相談員・県の機関等に総合受付からそのような機関に誘導してはと思いますが、その場合プライベートなことや、個人情報などもありますので、行政知識が豊富な職員に対応していただくのが理想でありますし、会計年度任用職員という考えもありますけども、やはり行政経験やそのような知見から職員が理想なんじゃないかというふうに思っております。このようなことを行政機構を見直し、合わせて人件費も削減を勘案しながら総合受付設置をできないのか。この辺について伺います。

議長

総務課長。

宮林聡志総務課長

ただ今中村議員の方からY o u T u b eのことがありましたので、最初にご質問にお答えする前に、町民説明会の中止につきましては、2月17日の全員協議会で町長から町内

での新型コロナウイルス感染状況を踏まえまして感染防止のため、やむを得中止することになった事についてご説明申し上げたところです。参加を予定されておりました方々には直接ご意見を述べる機会がなくなりまして大変申し訳なく思っています。

アンケート結果につきましては、3月1日に町のホームページで速報を公開しておりますと共に、4月1日に町の広報でお知らせをしたいと考えてございます。

また、町民説明会の説明概要につきましては、先ほど議員からもありましたように、町のホームページの中でY o u T u b eにより動画配信を行っておりますが、感染状況が落ち着きましたら、区長さん等と協議いたしまして、地区説明会や、町づくりフォーラムなど感染防止対策を図った上で開催して、直接町長から町の状況を申し上げ意見交換をさせていただきたいと考えてございますので、まずもってご理解をいただきたいと思っております。

また、ただ今いただきましたご質問につきましては、昨年の3月定例会で、議員から職員の負担軽減、町民サービスの向上策について、窓口業務など一般質問をいただき、答弁した内容と一部重なる部分もあるかと思いますが、その点はご了承下さるようお願いいたします。

最初に、各種相談窓口の利用についてであります。相談業務としては、先ほど議員からもありましたが多岐にわたってあるわけですが、町のホームページに掲載しているもので申し上げますと、消費生活相談、行政相談、心配ごと相談、人権何でも相談の4つで相談員に直接相談できるほか、ホームページにはメールフォームがあり、お問合せメールは、担当課に配信されるよう設定しているところであります。

また、相談窓口のほかに町政に対するご意見をメールで行うこともできるようにしているほか、県にご意見があった場合、例えば、金山に関する部分があった場合については、市町村に県からメールで配信されることになっており、回答を希望する場合は担当課で回答する仕組みとしております。

ただ今申し上げました4つの相談窓口の前年度と今年度の実績でございますが、行政相

談が12件、人権何でも相談が3件ありましたが、消費生活相談と心配ごと相談はなく、メールでの相談もない状況となっております。

その他、ホームページには載せておりませんが、広報でお知らせをし、年1回開催しています弁護士への移動法律相談では5件の相談がありました。町へのご意見につきましては、直接、ご意見を町長宛に文書でいただいたものが1件で、町からの回答に対し、再度ご意見をいただくなど、やりとりをしている状況にあります。

また、これまでは、郵便で意見や苦情などが送付されてくるケースもあります。今年に入りまして、妻の友人が町に意見を出したいと思っているが、メールで送ることができないので、どうすれば良いかとお問合せがあり、郵便で送られてくることもありますと答えしたところでございます。

以上が、相談窓口と町へのご意見の実績となりますが、社会情勢の変化により、相談内容も多様化しており、関係課や関係機関が連携して相談にあたるケースもあり、例えば、県の機関ですとか特に、昨年度から新型コロナ関係やワクチン接種についての問い合わせ相談が多くなっているものと捉えております。

次に、相談員が日時を指定して待つやり方や、改善策としてダイヤルインを導入し、困りごとなどの総合受付に正職員を配置することで行政機構を見直し、人件費の削減と総合受付設置を両立できるのではないかとのご提案をいただきました。

各種相談のうち、人権擁護委員、行政相談員、民生児童委員など国から委嘱された相談員の方が行っているものもありますので、このような場合は、これまでのやり方を変える場合は、所管する関係機関や相談員の方に協議する必要があると思われま

次に、ダイヤルインの導入につきましては、各課の直通電話番号を町民や関係機関へ周知を図りながら、これまでの受付・案内業務と並行して行うこととし、令和4年度当初予算に盛り込み、スムーズに移行できるようにして参りたいと考えております。

その場合、総合受付をどのようにするかが課題となりますが、困りごとなどの相談業務

を総合受付の業務に入れることは、議員からもありましたように相当な経験や知識を持っている正職員を配置する必要がある、また、そのような職員を配置したといたしましても国や県の制度が毎年のように変わっている状況にありますので、直接、担当者と話しをしないと誤解や間違っで説明してしまうことも懸念され、不利益によって場合には裁判に発展するケースもでてくると予測されます。

現在の対応といたしまして、プライバシーに配慮が必要な場合や、移動が難しいと思われる方には、相談室等を利用して各課の職員が入れ替わりで相談、手続きを行う対応や、他課に案内する際も、職員が同行し、担当課の職員に引き継ぐという方法で、来庁者にできるだけご不便をお掛けしないよう努めているところでございます。

このようなことから、令和4年度に事務事業の見直し、事務改善を検討していく中で課題を整理し、総合受付設置につきましても、どのような形態がよいのか検討していきたいと思っております。以上でございます。

議長

中村議員。

中村忠行議員

実際は、それほど利用頻度がないという回答ですけども、やはり色々な窓口を設けたうえで直ぐ対応できるような行政がこれから求められていると思っております。

町の事情もありますけども、利用される方の立場から考えますと、気軽に相談できる例えば、現在色々な電話番号がある中で自分が相談したい電話番号探すのではなく、とりあえず1つの番号出でできるというのが、ダイヤルインのメリットだと思います。

総合受付に電話して、質問の相談する方にとってどういうアドバイスが適切かという事を判断する総合窓口受付の担当があったら、利用される、相談される方にとっては大変適切に対応できるんじゃないか、相談される方の立場から考えますと現在の役場庁舎表玄関を入れてすぐ左側に町民税務課ありますけども、町民税務課の業務も町民と面談してする

業務でございますけども、なかなか実際行ってみますと住民票とか色々の方多くいらっしやって相談する方にとってはちょっと敷居が高いんじゃないかというような気がします。

そう考えますと向かいにある出納室ここも考えられるのではないかと思ったんです。そこで実際出納室も大変お忙しいとは思いますが、その隣にすぐ、相談できる部屋ありますよね、あそこにすぐ誘導していくこともできますし、そこから各担当課に誘導することもできるという事で、この出納室の職員の方に対応してもらおうというのもいいのではないかと思ったんですけども、現在の担当の藤山課長例えば、そういう総合受付の業務、出納室と兼務でいうとかなり大変なものでしょうか。

議長

出納室長。

藤山一栄出納室長

ただ今出納室で、そういった相談業務を対応できないかというようなご質問でございますけども、私ができる、できないという事を言える立場ではございませんので、現状を申し上げます。勿論、正面玄関から入ってすぐの所でございますので、当然目的を持って来られる方が税金なり、利用料金なりを支払っていく、いわゆる窓口、銀行さんの派出にもなっておりますので、そういった方々が多く見られております。あと中には、全然わからなくて、要するに普通の受付の窓口のように、これどこに行くんですかと、これどういのですかという方もいらっしやいます。勿論そういった場合につきましては、当然その場所まで誘導して行ったりですね、忙しければ口頭でご案内をしたり、そういった対応はしてございます。今現在職員2名派出に時間によりますけども、荘内銀行さんから1名入っておりますけども、なかなかやっぱり、どちらかが休むと、どちらかに負担がいくと2人一緒には休めない場所でございますので、できる範囲のそういった問い合わせについては、対応をしておりますけども、新たにそこで相談業務云々という件につきましては、私の方から申し上げることはできないということでご理解をいただきたいと思います。以

上です。

議長

中村議員。

中村忠行議員

話を聞きますとほぼ同様のことは行っているということなんですけども、町民の立場、相談する方の立場とすれば、どこに相談に行ったらいいかという第1段階これ、ちょっと不安になると思います。そもそも相談をしたいという不安を持っている方にとっては、役場について相談をするということについてもやはり、敷居が高い中でどこに行ったらいいかわからない状況ならば、1つダイヤルインの代表番号ここに問い合わせをすれば、相談にも乗っていただける。

入口を入れて、すぐの出納室か、どこか分かりませんがここに行けば行政知識の豊富な方々がいて、どこに相談して下さいとか、こういうふうして下さいとか、アドバイスしていただければ住民にとっては、親切な行政になるのではないかと思います。

それから、最近よく思うのが、役場職員土日休日になっておりますが、一般の住民の方々にとっては仕事を休んでまで行くということも大変だと思います。相談したい人にとっては、仕事に行きながら、空いた時間で相談できれば一番いいのではないかとということで、役場職員の就業体制というか、その辺についてなんですけど、例えば、休日出勤をする職員1名なり、2名なり置くことはできるのか。他の職員と同じ様な勤務形態でない勤務形態をすることができるのか。そのことによって、相談だけでなく、例えば、住民票を土日でも取ることができるというメリットも、実際できるかどうかは、わかりませんがそういうメリットもあるんじゃないかと。以前オンラインで住民票をとということを調べたんですが、導入経費が数千万円かかるという事で実際金山の場合には、数千万円をかけて住民票を発行するというのは、現実的に難しいのではないかと、それならば総合受付の窓口の職員が土曜ないし日曜日に、休日に出勤することができればその方が住民票なり或いは、

出生届もあるかもしれませんが、色んな届出そのような事もできるのではないかと、夜間はなかなか難しいと思いますけどもせめて、休日の日中職員1人、2人程度対応することができれば色々な住民サイドに立った行政サービスができるのではないかと思ったんですが、その点休日出勤の勤務形態とか、どの様になっているか伺います。

議長

総務課長。

宮林聡志総務課長

ただ今いただきましたご質問でございますが、現在は日直業務と申しますか、シルバー人材センターの方に委託いたしまして、戸籍関係の出生、死亡とか婚姻とかそういった届出は受付だけはしている状況にあります。

もっと前のことを申し上げますと、職員が100人を超えていた時代では、2人体制で土日の日直体制をひいていた時代があるわけでございますが、どうしても平日にしわ寄せがいくという事がありまして、祝日直については、手当ということでその当時ですと1,600円とかそういった安価な手当でしておったんですが、労働組合の交渉とかもありまして、それよりも経費がかからないような、現在のシルバーの方に委託するといった経緯がございます。

ただ、時代背景も変わっておりますので、その時の土日の需要と今の土日の需要は異なるかとは、思いますが、住民票とか、印鑑証明書等については、町民税務課の方で発行しているわけでございますが、例えば、印鑑証明書というのは、急を要する証明でありますので、そういった場合につきましては、5時前に窓口とかに電話してくる方いるわけなんですけど、7時頃とかそういった場合には、出来るだけ対応しているところでございます。

ただ、それを毎週土日のということになりますと、今現在の職員数になりますと振替勤務とするのか、或いは、時間外勤務とするのかそういった点については、職員労働組合と協議する必要がございますし、需要がどれぐらいあるのかという事が一番大事だと思いま

すので、どういった調査方法がいいのか、今この場では思い浮かびませんが、例えば、土日に必要なサービスそういったものを、2つ目のご質問でラインの関係もあるんですが、そういったもので、意見をいただくこともできるかと思っておりますので、とりあえずは、需要といたしますか、ニーズを把握して役場の休日体制については、検討していただきたいと思っております。

あと、最初にご質問いただきました。役場の敷居が高い、どこに相談に行ったらいいのかことは、本当の意見だと思っておりますので、それにつきましても今の形態をどの様にすれば一番いいのか、ただ、日中専門的に張り付けてもその職員の方が、自分の持ち場でないといけないことがありますので、そういった観点から検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長

中村議員。

中村忠行議員

是非、総合受付についてもそうなんですが、職員の状況も十分わかりますが、住民サイドからみた、利用のし易い行政サービス町民の立場にたった行政というふうな視点で機構改革なども考えていただきたいと思っております。

それでは、2つ目の質問ですが、町では1月に「まちづくり緊急アンケート」を実施しましたが、町ホームページでもアンケート結果ありました。

町行財政の進め方を理解頂くためには、「まちづくり町民説明会」のように、町長が直接会って説明し懇談するのが良いと思っておりますが、開催できない状況の場合でも、町と町民の双方向の意見交換が出来る体制が必要だと思っております。

先ほど答弁でもメールでやり取りケースもあるらしいんですけども、現在の社会構造の変化によって、高齢者の方もかなり70歳でも仕事を持っている方多くなりました平日の日中に役場に訪れることもなかなか大変こともありますし、実際、町では色んな最近の情

報ツールを使って情報発信はしておりますけども、どれも町からの一方的な発信で終わっているという事で、読み手にとって正確に伝わっているのか、もしかして誤解を抱いている住民の方もいるのではないかとそのような可能性もあります。

そのようなこともありまして、町民が町へ行財政への疑問や提案このようなことを行う場合ハードルが高いのではないかと現状では、そこで、町のHP最近HP見やすく改善されておりますけれども、1番のトップページの見易いところに先ほどのダイヤルインの番号とか、或いは、パブリックコメントのリンクを貼るとか、或いは、SNSのやり方などを1番見えるところに貼っていただいて、それを活用して町と住民が他の方々から見られない状態でSNSの情報交換、意見交換このようなものが出来ないものかと思っておりますけども、いかがでしょうか。

議長

総務課長。

宮林聡志総務課長

ただ今ご質問いただきました、行財政への疑問や意見を伝えるハードルが高いことから、ホームページのトップページにパブリックコメントのリンクを貼り付けることや、やSNSを活用した双方向の相談、意見交換を非公開で出来ないか。というご提案をいただいたわけですが、町公式ラインの配信につきましては、当初、令和3年4月から配信することにしては、総務省から海外中国での機密情報漏洩防止の観点からスタートを延期し、6月に政府機関・地方公共団体等における業務でのライン利用状況調査を踏まえた、今後のラインサービス等の利用の際の考え方（ガイドライン）の一部が改正されたことを受け、昨年7月から運用を開始し、現在は、毎週金曜日に配信しているところであります。直近の登録件数は、453人となっております。

また、現在、庁内にSNS検討委員会を設置いたしまして、公式ラインの機能拡充をするための方策を検討しているところであります。

具体的には、情報が多くなりますと自分にあった情報でないと、いらない情報もありますので、ブロックされたりするケースもありますので、登録者が欲しい情報のみを受け取ることができるセグメント配信です。あと、自動配信、定期配信で利用者が設定した日時でメッセージの配信、自己解決できるチャットボット、キーボードの応答、リッチメニューの増加なども検討しております。

利用者が役場の空いている、閉まっている時間や、担当者が不在とか在席とかに関係なく、よくあるご質問については、あと知りたいことについては、ラインで出来るだけ知っていただければ、電話等でのお問い合わせもなくて、職員の負担の軽減にもつながりますし、住民サービスの向上に繋げてまいりたいというふうに考えております。

そのため2月28日予算内示会でご説明申し上げましたが、公式ラインのシステム構築費として初期費用55万円と月額利用料金3万円を令和4年度当初予算に計上させていただき、ライン機能の充実を図り、積極的に利用者から見てニーズにあった情報配信に努めて参りたいと考えております。

SNSを活用した双方向の相談、意見交換につきましては、SNS検討委員会でもまだ、検討をしていないところでありますが、個人情報等機密性の高い情報管理が求められます。相談内容によりましては、他課との関連や、役場職員だけでなく関係機関の職員も含め、直接会って話をしなければならないデリケートなケースや、難しい問題で上司等の判断を仰がなければならないケースなど、慎重に対応しなければならないと思っております。

SNSによる双方向の相談や意見交換につきましては、利用される方にとりましては、便利であるとは思いますが、プライバシーなことも多いことから、個人情報を管理する行政といたしましては、情報漏洩を完全に防止することが責務であり、実施するためにはセキュリティの高い外部業者に委託して、総務省のガイドラインにもありますが情報を管理していく必要も生じてくるため、その経費も発生するものと思っております。

また、対応する職員の負担、相談情報の管理、最近トヨタとか、ウクライナの関係で、

報道されておりますけども、サイバー攻撃などへの対応など様々な課題もありますので、双方向でのやりとりすることは、家庭ですとルーターの方に入っていくということもありますので、特に情報管理の面において大変難しいものではないかと思っておりますけども、議員からもありました双方向のやりとりができないかということについて経費の把握ですとか、情報管理ですね、ガイドラインに基づいた、そういった情報管理ができるのかどうかについて整理をさせていただきたいと考えております。

次に、トップページにパブリックコメントを貼り付けすることにつきましては、今後、パブリックコメントを求める場合は、ホームページでコメントを書き込めることを周知し、コメントの期間、ホームページでの情報発信の観点など総合的に判断してコメントしやすい貼り付けにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

最後に、新型コロナ対策、デジタル化の推進を図るため、オンラインによる行政手続きに係るシステムの構築費用いわゆるマイナンバーカードを使ったオンライン手続きこれにつきましても、令和4年度の当初予算に計上させていただきましたが、パソコンやスマートフォンなどを使用できない方や、役場に来れない高齢者の方も多くいらっしゃるものと思っております。高齢化が進む中、このような方々への情報の提供と、相談業務のあり方やご意見の募り方につきましても、今後併せまして検討し、そういった方々へのハードルを下げていよう努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長

中村議員。

中村忠行議員

やはり、SNSとかを使った行政と町民のやりとりというのは、ある程度時間の余裕があるというのが、メリットだと思います。やはり、相談された内容によっては、十分議論が必要なこともありますし、時間もリアルタイムの電話のような形ではないので十分適切な対応ができるのではないかと思います。

それから、課長からありましたICT環境のない家庭をどうするかという課題もありますし、今後色々進めていくのに課題となることも色々あると思いますけども、午前中大場議員の質問でも教育関係のオンライン授業についても、通信料については、各自負担する方向だというお話もあります。

このICT関係で、教育関係ということについてなんですけど、私はよくわからないんですが、中学校とか、中学校の保護者と、中学校の保護者内でやっているのか、それとも学校の先生とやっているのかわかりませんが、ラインかSNSなどで情報共有をやっている話を聞いたことがあるんですけども、以前不審者情報とか、そういう情報も保護者内で情報は共有されているという話も聞いたんですけども、現在、学校と保護者の情報共有のあり方がどの様になっているか。お願いします。

議長

教学課長。

佐藤幸浩教学課長

ただ今のご質問についてお答えをいたします。学校と保護者の情報共有につきましては、もう、10年ぐらい前から情報通信システムマメールというシステムを使いまして、全小学校、中学校様々な事態に対応した情報を発信してございます。内容も共有している状況でございます。

議長

中村議員。

中村忠行議員

やはり、こういうマメールというんですか、これ大変有益な情報交換の場だと思います。ただ、マメールは、マメールでいいんですけども、この度の質問の内容にかかるとは思いますが、町と住民の双方のやりとりとか、情報共有、例えば、教育関係でしたら地域の方々子育て世代をみて、例えば、いじめとか、虐待とかそういう情報というのは、地域からの

情報というのがあると思います。そういうことを考えると自治体と住民が双方向で情報共有できるツールも必要だと思います。

教育関係というのは、メリットが一番大きいやり方だと、個人情報というのは、何よりも重要ですし、かといってある程度の情報は共有しなければならないという、これを上手くSNSなどを活用すれば、できるのではないかと。マメールについて、これからもっと膨らました使い方は考えられないものでしょうか。

議長

教学課長。

佐藤幸浩教学課長

ただ今のご質問についてお答えをいたします。現在マメールによる情報の共有化を図っているわけですが、現在の体制に於いては保護者から更なる要求は出ておりません。先ほど中村議員の方からいじめ或いは、不登校等についても情報共有するうえでは、SNSも大事なツールの1つであるのご発言ございましたが、いじめ、不登校に関わる問題に関しましては、個人情報にも関わります、人権問題にも関わってくるという事で、これはすぐわかないのではないかと捉えてございます。ですから、その事象事象に応じた形で、SNSを活用した対応が求められるものというふうにご考えてございます。

議長

中村議員。

中村忠行議員

ということは、マメールというのは、保護者間全体で情報を共有するというやり方だということですね。

議長

教学課長。

佐藤幸浩教学課長

情報の発信元は学校になります。学校から例えば、どこどこ地区に本日不審者が出ましたとか、十分下校の際はお気を付けてお帰り下さい。そういった内容、或いは、本日大雪によって、学校を午前中で終了いたします。については、保護者の方々お迎えに来られる方についてはお越してください。といったような学校からの一方的な情報提供となります。以上でございます。

議長

中村議員。

中村忠行議員

わかりました。他に双方で情報をやりとりできるやり方、特に、閉鎖された情報共有のやり方、ツールの持ち方でないと難しいということで、その他に先ほど申し上げた町のSNSとか、ラインで、閉鎖された情報のやり取りの持ち方という情報ツールが必要になってくるというふうに思います。

この間の3月2日の山新にも内容でオンライン相談というものがスタートしたということで、先ほど総務課長からもありましたけども、コロナ対策としてこのような国からの支援もあるのではないかと、実際この町では、この規模の設備を入れるというのは、かなり予算規模が大きくなるのでちょっと心配なところもあるんですが、いずれはこのようなオンラインで申請をすとか、ここまではいくんではないかと思います。

それに先駆けて、一番の課題が課長からありました各家庭にそういう環境をどうやってつくるか、これが一番課題だと思います。先日、私の父親が等々スマホを買ってきて、聞くとここによると今使っている電話が使えなくなるという事で、スマホにしたということなんですけども、80歳の高齢者が、スマホを持つという時代になりつつあるということは、私の知っている限り70歳位の方はほとんどスマホを持っています。それが80歳位までスマホを持つような時代になってきている急激にこういうスマホが普及してきている、ビックリしました。

町でもやすらぎ電話ありますよね、やすらぎ電話もこれからは、やすらぎタブレットみたいなものになるのではないかと、やすらぎ電話は勿論、なにかあった時の連絡手段ですけども、やすらぎ電話じゃなくて、やすらぎタブレットすれば、もしかしたらICT環境がない家庭に補填できるようなやり方ができないのかなと思ったんですけど、現在のやすらぎ電話の状況と今後について何かあったらお願いします。

議長

健康福祉課長。

丹敏雅健康福祉課長

ただ今、やすらぎ電話についてのご質問でしたので、今お答えできる範囲でお答えをしたいと思います。今、50数軒の方がやすらぎ電話の設置の戸数になるわけなんですけど、利用されているということになりますけど、そもそもやすらぎ電話というのは、ご自身が大き目のボタンをポンと押すと受話器を取らなくとも双方向の会話ができるというような機能をまづもっています。どこに繋がるかということ、広域消防の本部の司令卓に繋がることになる、そこで「どうしましたか」具合が悪いそうすれば救急の手続きをその場でとってくれるというイメージですね。もう1つはご本人が就寝中に或いは、具合が悪いそういったこと自体ができない時も含めてなんですけど、火災などの煙とか、熱に反応するようなセンサーも付いてまして、ご本人のボタンを押下という行為がなくともその条件を満たすと、やはり、本部の方に通報されるという仕組みになっています。

先ほどの、タブレットの話ができましたこれについては、事務レベル、担当者レベルでは話題になっているものではあるんですけど、やはり、良いところ悪いところ課題があるわけでタブレットを使った双方向のやり取りは、容易になるわけですが、先ほど申し上げたような、そもそも広域消防の本部で受けてもらっているような非常時の対応が直結できるような仕組みが上手く作れるのかどうか、作れないのか今現在最上の7町村ですか、共同でやっているシステムそのものを、間もなく消防本部の方新築に伴って更新というものを考

えていかなければならないような時期にもきてまして、そういったことも相まって、色々と議論が進んで行くことになるんだとは思っていますが、今明確にこの方向でというものはございません。色んな可能性はあるんだろうなというふうに承知はしておりますが、現在のところはそういう状況だということです。以上です。

議長

中村議員。

中村忠行議員

今後、そういう機会があったら検討していただきながら進めていっていただきたいと思えます。先ほどのやすらぎ電話についてなんですけど、そういう機会の通信の環境とかを改善する1つのやり方だということで、申し上げたんですけどもその他に、町内のそういう環境が無い方々に町からの情報を発信するやり方の1つとしてローパワーワイドエリアという無線規格があるんですけども、それを役場庁舎の屋根、天上に1つ基地局をたてれば、概ね10キロ程度カバーできるという小規模の通信規格があるようです。

それを町の大きさを考えると、3つ、4つ程度あれば、役場に基地局があって、3つ、4つあれわずかなデータ量なんですけども、そういうカバーもできるとやり方も今出てきております。

実際ある自治体でも、その電波を使って鳥獣被害監視とか、或いは、下水道の水位の測定とか、通信量は多くない使い方というのも実際に活用されております。

そのようなことも是非、検討しながら町と住民の距離が近くなるようなやり方を今後も考えていただくようお願いしまして質問を終わります。

議長

ご苦労様でした。次に、星川智子議員の質問を許します。

星川智子議員

8番星川です。よろしくお願ひいたします。最初の質問なんですけど、「弱者を支援する

事業の予算は削らないで」という事で、今回私が言っている弱者というのは、介護をされる方介護をする方かもしれません。昨年ですね。在宅で介護をしている町民の方から相談を受けた経緯がありまして、昨年の決算委員会と12月の常任委員会でおむつ支給事業について質問させていただきました。その時のおむつ支給の質問」に対しては、公平な事業実施と持続可能性を考えてという事で、回答をいただいたと思います。

私達の介護保険、金山町の冊子があるんですけども、こちらに金山町の目指すべき姿として施設介護から、在宅介護へのシフトチェンジというのを目標に掲げております。

町独自の4つのサービスが、案内されておまして、在宅経管栄養助成、要介護者と輸送サービス助成、在宅要介護者介護激励金そして、要介護者等紙おむつ支給このうちのおむつ事業なんですけども、今回相談された事案です。

このサービスがシフトチェンジを推進する有効なる一つのファクターとして、このたび支給対象者を広げたのではないかというふうに思っております。これは在宅介護を推進するためのサービス拡張と受け止めてよろしいのかどうか。お伺いしたいと思います。

それとですね、今まで要介護3以上で、排泄に難がある方この方々変更後、要介護1からであっても排泄に難があれば対象者ということに変更されました。対象品目も金額内であれば、おむつ以外でも、防水シートや、おしりふき、その他の物に柔軟に対応してくれております。こういうことは、対象者を広げた事、またおむつ以外でも柔軟に対応してくれていること、これは町の方が町民のニーズに答えていることの現れだと思っております。

ここで相談を受けた件なんですけども、世帯員が課税されてない場合は、そのまま変更なしと、世帯員が課税された場合は、8千円から4千円まで減額されております。ここが財政上削られたのではないかと考えている、私が考えた部分なんです。

町民のニーズに町が応えてくれました。要介護3以上じゃなくても、排泄に問題があれば、おむつをたくさん使うのであれば、このおむつ支給サービスが受けられる。対象者を広げたのであれば、減額するのではなくってその広げた部分を増額するというのがニーズ

に比べて、在宅介護を応援していることではないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。持続可能な事業にするために調整した金額はいくらなのか。公平な事業の実施とは、どのような点についてなのか。ここまでお聞きしたいと思います。

議長

健康福祉課長。

丹敏雅健康福祉課長

ただ今星川議員からのご質問につきましては、質問の中でも触れていただきましたが、介護の紙おむつ支給事業についてどのような変更がなされたのか。また、可能な限り在宅介護にとどまっていたかどうかということも含んでのご質問だったと捉えます。あらためて金山町の介護の現状と課題、そして目指すべき方向性についてお答えしたいと思います。

はじめに介護の紙おむつ支給事業の変更の内容についてですが、先の9月定例会決算特別委員会において、議員からご質問をいただいた折にもふれさせていただいておりますが、基本は要件を緩和し、より多くの方の支援につなげたいというのが変更の趣旨でございます。少々細かい内容で恐縮ですが主な変更点二つを具体的に申し上げますと、1つが、対象を「要介護度3・4・5の認定を受けている65歳以上の方、かつ、常時失禁状態」から「要介護1～5の認定を受けた方のうち、要介護認定調査票の「排尿」「排便」の項目が「見守り」「介助」に該当」へ拡大を行ったということ。例えば、リハビリパンツ等を利用している方も対象となり、排せつの課題改善が本人の意欲向上や家族の負担軽減につながることを期待されるということになります。

もう1つが、1カ月当たりの支給限度額を、「在宅月額8千円、3か月以上入院・一部施設入所等月額4千円」だったところを「世帯全員住民税非課税の場合で月額8千円の9割補助、本人非課税・世帯員課税の場合で月額4千円の9割補助、3か月以上入院の場合翌月からそれぞれ半額」に変更し、1割の自己負担を求めるとともに住民税課税非課税に

よる差異を設けたということ。これまでの利用状況に、必要以上の購入実態や、在庫に過大な余剰分が生じたときに適切ではない対処が見受けられたことからコスト意識を持っていただく仕組みを織り込んだものです。

ご質問の「支給対象者を増やしたと理解するがどうか」とのご指摘はご賢察のとおりであり、昨年度の登録者が38名であったのに対して、今年度、新制度移行後は84名の登録となっております。

また、「対象者を広げるなら予算を削って均すのではなく、その分の予算を増額できないのか」とのご指摘もございましたが、令和2年度における本事業の当初予算額は376万円、実績額で278万9千円でございます。もう一度申し上げます、令和2年度における本事業の当初予算額は376万円、実績額で278万9千円でございます。

令和3年度の当初予算額が307万6千円ですので、68万4千円ほど削減した形にはなっておりますが、あくまで前年度実績を考慮したものであり、必要とする事業費をほぼ前年実績並みとして計上したものであります。

「弱者を支援する事業の予算は削らないで」とのご指摘もいただきました。削減ありきで金額を見直したわけではなく、前述した支給金額の設定や個人負担の導入につきましては、これまでの購入実態や在庫に過大な余剰分が生じたときの決して適切ではない対処に課題があったことを踏まえて、これらを是正する意味合いを盛り込んだところであります。

また、「在宅要介護者介護激励金支給事業」のように、支援内容を拡充すべく要求額を増額させていただいたものもございますので、念のため申し添えます。まず、いただいた質問はここまでだったと思います。

議長

星川智子議員。

星川智子議員

ありがとうございます。今回8千円から4千円の支給になったことに対して持続可能性

を考えてということで前回回答をいただいたと思うんですけど、これは財政上の持続可能性というふうに私は受け止めたんですね。相談者の方も「今、財政難だからか」ということで私に相談あったんですけども、これ削減ありきではないということは、どうなんですかね、持続可能性という意味は、また別の意味があるのか、ちょっとお願いいたします。

議長

健康福祉課長。

丹敏雅健康福祉課長

事業見直しとか、コストの削減というのは、我々常に意識をしております。どんな事業に対してもです。ただ、特に福祉とか、介護とかこの分野の様々な支援策については、何々祝い金等といった類とはまた違いますので、必要な物その経費に対してどの位町として支援できるか、性格上違うという意味で今申し上げましたけども、それらを見直したそもそものきっかけは、お金を落とすためのではないそういう意味でさっき申し上げました。

例えば、何十万落とす必要があるから8千円から4千円にする、そこがスタート地点ではなかったそういう意味です。8千円というのは、新庄最上管内でも厚い金額だと思います。その8千円というのを広くそのまま、対象者を拡大しても適応すべくだろうというそのご意見はもっともだろと思いますが、実際8千円上限まで使わなくとも足りる方はかなり多くいらっちゃった。しかし、その上限までどうしても確保しておきたいという心理が働くのも一方で現実としてあった。そうするとそのコスト意識をもっていただくために、1割は個人負担とした。というのが、まず1つある、今様々な用品あるわけですけども、例えば、リハビリパンツをみますとだいたい2千円前後位なんですけども、サイズにもよりますが、それが言ってみれば4つまで或いは、付属する商品を毎月マックスまで用立てる必要はないというのが、これまでの制度を運用して様々な意見をいただく、或いは、介護の現場に赴かれた方からのお話を聞く中でわかったことなんですね。8千円丸々使う必要がないということがわかってきた、それは勿論そのケースケースによって違うわけですが

が、課税、全員非課税、本人非課税家族課税で一定の差異を設けることというのは、制度設計をするうえでは、1つの合理的、合理性はあるものだと思うんです。それは確かに公平性というのは、難しい問題ではありますけども、全て介護しているという意味では同じなんだから、同じ内容にすべきだという考え方もあるでしょうし、一方では、収入が違うから課税、非課税という違いがあるんだからここで線を引くべきだという考え方もあるでしょうし、なかなか公平性の担保というのは難しいと思いますが、町としては持続性ということを踏まえて、その差異を設けることがより合理的、合理性があると考えたということです。第8期の今、令和3年度から動いている今回の計画からは、おむつ支給事業が一般財源に行くという事は決まっていたことなんです、そこで制度の見直しを行ったところがスタートラインですから、8千円を4千円にするというのが、ありきではなかったという意味でまずは申し添えたいし、持続可能というのは、やはり一定の個人負担もあるべきだし課税、非課税による線引きも行われるべきだということでの持続可能性をもたせたという意味です。

議長

星川智子議員。

星川智子議員

購入事態のこれの是正、コスト意識をもってもらうそういうことで、やってみたいなんですけども、これ購入実態、対象者の皆さんが、こういう余剰分を出してしまうぐらい、8千円を使い切っていたのかなと思うんですけども、わかりませんがそれは、ほんの一部の人だったのではないかと思うんですね、これどういうふうに、人数と言うんですかね、最初の対象者が38名だったということなんですけども、その内のほぼ全員がそういう実態があったということなんです。ちょっとお願いいたします。

議長

健康福祉課長。

丹敏雅健康福祉課長

全員かどうか、どの位の割合かというような数字は持ち合わせておりませんが、実際に請求がくる時に明細というのが付いてくるわけですね、これまで旧制度の時は限りなくその上限つまり8千円の個人負担もありませんでしたから、8千円或いは、7,900なん十円とかギリギリまで使われる方の割合がかなりあったと、現在は、個人負担もありますから、仮に8千円の枠まであったとしても、4千円だ5千円だ6千円というふうなことでとどまっている方も相当数いらっしゃるそれは、印象としてありました明細を確認した上で、もう1つは、介護されてる方に訪問する方色々いますよね、ヘルパーさん含めてそういった皆さんからの話なんかも、報告も受けますから聞く機会があるわけですが、どうしても心理として買いためしてしまうものですから、あるお宅では押入れいっぱい紙おむつが入っていて、そんなことも伺ってましたし、そうなるとう仕組みとして今月必要な分まず、購入してもらえば、来月また、その同じ様な物買えるんですからというような仕組みを徹底することが大事なのかなと思いました。以上です。

議長

星川智子議員。

星川智子議員

課長が言ったとおり、そういう来月ももらえるんですからと、そういうふうなことを対象者に8千円から4千円に減額して是正する前に注意なりそういうことをして、それが直らないからこういうふうには、課税対象者には4千円というふうにしたんでしょうかね、私の印象としては、そういうことをするのは本当に少ないと思うんですね、そういう人に直してもらえればいいという事で、今回1割負担にしたその方法はすごく私は良いと思ったんですね。本当に自分も負担して町からも応援してもらおうと、そういうことで購入実態をよくできると、そういうふうなやり方は良いと思うんですが、8千円という金額手厚いということは私も調べてわかっておりました。前回は言ったんですが、在宅介護で1ヶ月に

かかるおむつ代はどの位か私が調べたのではないんですが、ネットでおむつメーカー調べという事で、調べたんですが6千円から9千円、これがだいたい1ヶ月にかかるザクっと金額で、要介護4と5の方約3千人を対象にしたアンケート調査これ進んだ方ですね4と5それが5千円から1万円が全対象者の3割、1万円から1.5万円が4割となっていますので8千円では全然足りないということなんです、8千円もらっていた方今回の相談者ですが、4千円になって更に1割負担すると4,400円の減額になったわけですね、これが12ヶ月、1ヵ月するとそんなでもないかもしれないですけど、1年にするとかなりの金額で、たいしたことないじゃないかと言われるでしょうけども、これが生活者に密着している感覚でありまして、これ大変いい制度ですので、何とか8千円からいきなり4千円にするのではなくって、例えば、8千円から7千円にするとかだとすごく柔らかくて、対象者も段階的に少なくなっているなという感じで受けるんでしょうけど、近頃紙製品の家庭用の紙製品の値上がりになってまして、紙おむつも例外ではございません。それに加えてコロナの関係、ロシアの関係これで、食品、日用品、光熱費ガソリンなんかすごく高くなっていますよね、これでダブルパンチのような感じなわけですよ、激励金というのは、今回の予算の方で1万円に増やしますという事でご提案いただいていると思います。

そっちは増やせて、なぜこの部分を減らさなければいけないのか、購入実態、買いすぎ、8千円使わなければいけない、これおむつだけでなくても良いんですよという事がわかっているのか、わかってないのか、そういうことも含めて、不正ではないんでしょうけど8千円まで使えますから、そういうことを丁寧にその実態のあった方に説明すれば、先ほど予算と執行額が約100万位違ってましたね。ということは、ちゃんとやっている方も多いのではないかと思ったんですね。購入実態を是正しなければいけない人がちゃんとしてくれば、こちらの注意で、注意で繰り返すようだったからこういうふうに制度を直したのかなとおもったんですが、あと、他に町独自44つのサービスがありましたけども、課税されているから、課税されていないからこういう分け方がなかったと思うんですよ、なの

でこれも、課税、課税されていないに関係なくやっていただきたいと思ったんです。

先ほどの紙製品の値上がりもあるんですけども、人間の心理として8千円使えるんだっただストックして置く、私もそうかもしれません、もしそういうことがあれば、ていうのは、子供だと段々おむつが取れておむつが要らなくなってくるんですけども、介護されている方は良くなるということは、あんまりなくて、段々進んでいくんじゃないかと思うんですよね、その時のためにストックしておきたいという心理が働くというか、そこは、ヘルパーさんなり、健康福祉課の職員なりが、そういう事をきちっと、応援してますからという事であれば、何とかなるんじゃないかと、財政上が削減ありきでなければというふうに思うんですが、これ本当にお願いなんですね、お願いで介護者の方も課税されている方も、さっきも公平性というの、ちょっと難しいということあったんですけども、課税も少額の方と、高額の方とあると思うんです。税金は累進課税なので不満はないんですが、こういう本当少人数が対象の事業はなんとか、前回のままで応援していただきたい、在宅介護で頑張っている方を応援していただきたいそういうふう思うんですね、この私達の介護保険こちらの方にも施設サービスの利用割合が高いために介護保険料が上昇している。これ在宅で頑張っている方がそのまま在宅で頑張れるようになんとかできれば、8千円じゃなくても1割負担なんで7千円でもいいので少し急に半額という事ではなくって1割負担なのでなんとか考え直してもらえないかなということで、お願いいたします。

続けてなんですけども、在宅介護へシフトチェンジするとどのようなメリットが出てくるのか、どういう風にシフトチェンジする計画があるのか。それをお伺いしたいと思います。

議長

健康福祉課長。

丹敏雅健康福祉課長

ただ今のご質問にお答えする前に、その直前に多岐にわたる要望というか、ご指摘をい

いただいたその1つ2つ触れておきたいと思うんですが、今回8千円から4千円、一部4千円になるような方その見直しを例えば、令和4年度の新年度の予算そのものを元に戻すという事はことはなかなか厳しいわけですが、先ほど議員からも話があった例えば、ロシア、ウクライナ情勢なんっていうこともあって、そもそもの原油価格の高騰も相まってですけども、紙製品が、全体的に高騰しているなんて言うことも、もしかすると見直しの1つの材料として我々は意識をしなければいけないんだろと思いますし、より実際の必要としている、例えば、おむつ代ならおむつ代の額がもう少し高い方がいいのではないかと、例えば、1万円なんてことを考えなければいけない、そういったこともあるのかもしれませんが、そういったことは、今、全て決まったものではなくって、あくまでその時々状況とか、必要性とかそういったものを勘案しながら制度というのを見直していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

制度全体に対しては、大変肯定的にとらえていただいていると私は捉えていますので、今後ともご指導いただければと思います。

いただいた直近のご質問、在宅介護へシフトチェンジする場合のメリット、デメリット、メリットがどんなふうにあるのかという部分なんですけど、どういう風にシフトチェンジする計画があるのか、ということも含めてお答えいたしますが、これにつきましては、昨年3月の議会全員協議会で「第9期金山町高齢者福祉計画・第8期金山町介護保険事業計画」を説明させていただいた折に、あるいは、9月定例会で寒河江議員からいただいた介護保険制度全般に対するご質問への回答のなかでふれさせていただいた内容と重複いたしますが、町の目指すべき方向性について、具体的な所要額なども例示しながらあらためて整理しお答えいたします。

介護を必要としている方へ、必要なサービスをしっかり提供することが大事であることは申し上げるまでもありません。その上で、介護給付費増加の主な要因となっている「施設サービス給付費の増」や「初回認定者の重度認定率の増」への対策を講じていく必要が

あるわけであります。端的に申し上げれば、「初めての介護認定で要介護3から5の重度認定となる方」をいかに減らし、「ある程度自分の身の回りのことができる自立した高齢者」をいかに増やせるかが大きなポイントとなります。

総じて申し上げれば、町の目指す姿は「健康づくり・介護予防を早期から推進し、健康寿命を延伸」するとともに、「施設介護から在宅介護への意識変革」を促し、「元気高齢者とその予備軍が活躍できる仕組み」を整えつつ、「高齢者のなかでの支え合い」を充実させていくことだといえます。その結果として、年齢相応の機能低下があってもその重度化を遅らせ、少しでも在宅で過ごせる期間を伸ばすこと。いずれ施設入所が必要になるとしても、3年なり5年なりの期間を先送りできたとすれば、ご本人にとっても、家族にとっても、そして町にとっても良いことだと捉えております。

参考までに、例えば、本人要介護3、年金70万円（非課税）、同居の子（課税）世帯が、在宅介護から特別養護老人ホームみすぎ荘に入所した場合の介護負担の違いを例示させていただきますと、先ず介護保険料が4段階（年額）8万5,320円であったものが、入所した翌年度からは1段階（年額）2万8,440円へと変わります。非課税一人世帯となるため段階が下がり、町としてみれば歳入が減るということでもあります。

また、サービス料は、在宅介護時に「訪問介護週2回」、「デイサービス週1回」、「ショートステイ月1回」、「福祉用具貸与3品目（歩行器、特殊寝台・付属品）」の利用で年額84万1,968円だったものが、入所後は「施設サービス費」、「補足給付」、「高額介護サービス費」として年額354万5,640円の負担となり、すべてが町の負担ではありませんが公費負担としてみれば270万円ほど増嵩することとなってしまいます。

繰り返しになりますが、公費負担が増えることのみ、殊のほか問題視しているわけではありません。可能な限り在宅で、例えばリハビリパンツなどの紙おむつを使用しながらとしても、ご自身ができることをできる範囲でやりながら、自分らしく過ごせる時間が長ければ長いほどご本人や家族にとって幸せなことであるとともに、そのことは、結果とし

て介護保険料の抑制にもつながることとなりますので、町にとりましても、よいこと、ありがたいことだと考えるものでございます。

今後におきましても、議会の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、健康寿命の延伸を施策の大きな柱に据え、しっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議長

星川智子議員。

星川智子議員

ありがとうございます。施設介護から在宅介護へのシフトチェンジこれの意識変革を促すこの意識変革を促すことが、相当難しいのではないかと思います。みすぎ荘で、待機者がいつも40人位いるという事を聞いたんですが、在宅介護にメリットがなければ、やっぱり施設介護にお願いすると、そういうふうになると思うんです。その意識変革を促すというのは、どういうふうに促すのかと思うんですよね。かねやま広報の1月号に在宅介護を応援する会この記事が出ていましてマルコの蔵で3回にわたる講座を設けると、もう2回終わってしまったようなんですが次回3月9日のようなんですが、こういったものも大変ゆうこうだと思いましたこの記事を見て、大蔵の議員に聞いたんですが、大蔵はすごく介護保険料が低くて、「なんでですか」と言ったら大蔵の村民の意識が昔からの、介護は在宅でするものという意識があるらしいんです。自然と介護保険料が抑えられると、金額が下がったのは基金が貯まったもんですから、その時は5億あると言ってました。このままだとダメだから、村民に還元しないといけないでしょということで、介護保険料が下がったというふうに聞きました。

こういうふうには昔からの、洗脳と言えば洗脳ですよね。町、村で、周りの目があるので昔は施設に預けることがすごく罪悪感があって、おじいちゃん、おばあちゃんもあんな所に行きたくないみたいなことがあったんですけども、今施設自体がすごくサービスが良く

って、明るくって、きれいで、楽しめてなので家の年寄りも、亡くなった年寄りなんでも、最初はお風呂入り行ったらいいんじゃないかと言ってたんですけども、本当に嫌がってました。なんで私がそんなところに言ったんですけど、近所に行っている人がいて、一緒にいったいいんじゃないかということで、1回行ったらやみつきになりまして、毎日行きたいみたいなそういう感じになりました。この意識の変革こういう衝撃的なことがあると意識って変わるものなんだと、ビックリしたんですけども施設の方のサービスは良くなったということは最高にいいことなんですけど、逆に良くなりすぎたから預けると、こういう負のサイクルというんですか、そういうふうになってしまって、在宅介護で頑張っている人を応援する会でお互いに励まし合うとか、知識を高めるとか、こういうのでこのまま在宅介護を続けていけるのではないかと、在宅で介護をしている方がそういう意識を持つということが大変良いことではないのかなと思って、この記事を読みましたが、具体的にこの他に意識変革を促すようなツールそういうのがあるのかどうか、お伺いいたします。

議長

健康福祉課長。

丹敏雅健康福祉課長

ただ今のお話で、1つ、2つ私の方からおこたえをして、三浦主幹の方から補足があればお話しをさせていただきたいと思いますが、まず、在宅で頑張られる方が、もういっぱい、いっぱいになってしまわないように、サービスとして使えるものは、在宅の介護サービスとして使えるものを上手く活用しながら町でいえば地域包括支援センターの職員がそれに当たっているわけですけども、訪問したり家族のお話聞いたり、本人のお話を聞いたり寄り添いながら適切な時期にその介護の調査を行いつつ、表現は妥当でないかもしれませんが、安易に施設入所につなげることがないように、気を付けているつもりなんです。先ほど星川議員の話の中にもありました施設の入所のサービスを受ければもう、それ以上のものはないとか、なかなか在宅には戻れなくなってしまうとか、そうい

うことは実態としてあるんだろうと思います、いかに在宅で様々なサービスを使いながらも、持っていけるか、その期間を長く持っていけるかというのが先ほどと重複をしますし、その時に主に介護に当たられている方が孤立してしまう、孤独になって自分だけが一心に責任を感じてしまうような状況をなくすることが大事だと思います。繰り返しになりますが、そのような事がないように町の特に地域包括支援センターが、本当に精力的に動いてくれていると思っています。

もう1つ、応援する会そういった同じ様な悩みを持つ方が自分のケースを話す機会があるとか、或いは、そういったお話を聞く機会があるとすごく良いこと心の負担が軽くなることだと思います。そこから見つかった事がヒントになって、改善にも繋がっていくことになるんだろうと思います。そういった機会については、今後も予定をしておりますので、いずれにしてもそういった在宅介護に向けた意識の変革というものを、過度な負担を強いることなく上手く持っていければと思っていますのでご理解をいただければと思います。

議長

健康推進主幹。

三浦慶美健康推進主幹

私の方からは、まず介護保険の1番の大事なところなんですが、本人の自立心を促すというのが1番の基本目標になります。介護が必要になった時にそれでも本人はこういうふうにしたいと、そういう本人の気持ちと、家族の気持ち、家族はなかなか手をかけるのが大変だとかそういう気持ちもあると思いますので、そこら辺をどう折り合いをつけていくか、そして本人自身の自立して、また自宅で暮らしたいというそういうふうな気持ちに繋げて行くかということで、まずは、入院した時からだとか、そういうふうな状態になった時から地域包括支援センターや、介護支援専門員が、本人自立心を促しながら、家族とともに計画を立ててやっていくという形になっております。ただ急に重症化で入院された方とか、本当に自宅で見ていけるかという事が相当な不安になるとと思いますので、そこ

ら辺は、根気よく話をしながらこういう方法にするとできるのではないかという提案をしながら、施設入所はダメだという話はしてないですけども、施設入所ならこういう方法だとか、情報を提供しながら一緒に考えていくとう方向にしているところです。サービス担当者会議という形で個人のケアプランの推進というところと、もう1つが地域ケア会議というところがありまして、本人自身というよりもケアマネジャーとか、関わる人達の勉強会みたいなのところもありまして、自立支援を促すにはどうやっていったらいいかということで、各専門家が集まって、自立支援会議を進めています。そして、実際に在宅介護の応援する会ということで、3回行っているんですが、その中では介護する家族が孤立してしまう、すごくいっぱいになることがありますので、そういうところをみんなで共有化したり、アドバイスをしたりして対応しているという形になります。

あとは、認知症の方をかかえる家族の会の人も一緒にそこに混ざって会の方で自分の気持ちを出しながらまた、頑張っていこうという気持ちになる方向にしているところです。

先ほどのおむつ支給のところに戻りますが、おむつ支給サービスをしている8千円昨年令和2年度の状況の時からおむつ支給のところは本人達を確認しながらしていたところなんですが、特にサービスが令和3年度で変更になった人には、本人たちは、なかなか言えないところがありますので、関わる人達に、「大変じゃないですか」とか、そういうふうなところも確認しながら事業を進めているという事はことをご理解をしていただければと思います。以上です。

議長

星川議員。

星川智子議員

在宅介護の方が町にとって、1人につき270万円も負担が減ると、町にとってはいうことですので、関係する方には頑張ってもらいたいと思いますし、在宅で介護している家のお孫さんとかがわりと、福祉、介護の方に行ったり看護師になったり医者になったり

という事例がたくさんあるそうで、職業体験の場にもなっているのかなと感じたところもあるので、私も応援しながら頑張っていたきたいと思います。

次の質問に移ります。あまり時間がないんですけども、高規格道路供用開始に向けた交流人口拡大方策検討委員会のその後についてでございます。

廃校利用検討委員会と高規格道路の検討委員会は、町長が町づくりのために最初に立ち上げた委員会ではないかなと思います。それから、グリーンバレーの検討委員会、中央公民館のあり方検委員会と続くわけですが、高規格道路この委員会に私も産業厚生委員として2回参加いたしました。委員の方が何度も集まって、多くの時間をかけていろんな意見を出し合いました。これを今後町に、どの様に反映して行くのか、伺いたいと思います。

一番最後ですね、令和3年の11月10日だったと思うんですけどそれが最後で、あれから4ヶ月になっているんですが、令和7年に共用開始になる予定になっておりますけども、通告書に色々書いたんですけども、企画から入るのか、財政上何か考えているのかとか、とにかくどの様に進んでいるのか、どの様に進めているのか、伺いたいと思います。

議長

総合政策課長。

庄司紀一総合政策課長

回答させていただきます。高規格道路供用開始に向けた交流人口拡大方策検討委員会につきましては、令和2年度から3年度にかけて計4回の会議と書面による意見集約により、各界の委員の皆様から大変貴重なご意見をいただいたところでございます。

検討委員会の役割として、高規格道路の供用開始を見据えた町内への誘導策に関する事、交流人口の拡大に向けた広域連携等のあり方に関する事、また、それらに欠かせない地域資源の活用と情報発信のあり方について、学識経験者である尚絅学院大学教授の松田道雄先生に委員長を務めていただき、具体的な意見を引き出していただきました。

特に、高規格道路供用開始による地域経済活性化等のストック効果と、開通に伴い町が素

通りされてしまうなどの懸念点を踏まえ、次の3つの視点で意見交換をいたしました。

1つ目は、体験型グリーンツーリズム及び特産品開発や雇用創出等の経済的視点。2つ目は、道の駅と広域連携の視点。3つ目は、街並み・林業・文化・教育などを活かした地域資源の視点です。具体的には、地域の魅力を活かした農林業体験やお土産開発など所得が循環する仕組みの構築、産直・交流・情報発信・避難所など包括的な道の駅のあり方と必要性、自然や街並み景観などの強みを生かした新たな景観施策の検討等があげられております。

関連する最上地域の「道の駅」のあり方につきましては、「新庄最上のランドマーク検討協議会」により、ランドマークとなる地域のシンボル創造を目指すとしており、沼澤議員のご質問にも関連しますので別途申し上げますが、このように高規格道路供用開始による交流人口拡大の期待は高まるものの、一方で少子高齢化に伴う人口減少やコロナ禍における交通量・観光者数減少の影響は大きく、今後は益々マイクロツーリズムの視点が必要になるものと考えられます。高規格道路供用開始が令和7年度と差し迫っており、それに遅れを生じてはいけないところでありますが、財政状況の悪化を起因としますグリーンバレー神室一帯の在り方検討や中央公民館跡地利用等を含め課題解決する事案が山積していますので、ある程度の優先順位を定め取り組ませてもらいたいと考えているところであります。

質問にありますように、具現化に向けこれまで実施してきた観光・交流事業やお土産等の新商品開発をより積極的に進め、既存の役場周辺の景観施設管理やグリーンバレー神室の施設運営も含め、さらなる魅力化や磨き上げを図ることが必要と感じています。

これまでと同様に、全体的な調整(企画)を総合政策課が中心となり、事業化の関係課とより連携を図りながら、ハードからソフト面への転換と、経費をかけずに成果が上がる方策及び予算化を進めて参りたいと考えております。

こういった取組みに合わせて、行政だけでは限界がありますので、飲食店をされている星川議員をはじめとした町民の方々からも大いに参画していただき、高規格道路供用開始に伴う来町者が増加する対応を官民一体で進めていくことが必要と考えておりますので、

よろしく申し上げます。以上でございます。

議長

星川議員。

星川智子議員

検討委員会で本当に色々な意見がでまして、今ここにいる沼澤議員からもお金がかからないイベント、ラーメンを使ったというかラーメン屋さんを中心にしたワンコインラーメンとか、そういう一から作らないで、すでにあるものを利用したらいいんじゃないかと、こういう案も出たんですが、これに対して経費のかからないというような答弁いただいたんですが、これ始めるのはいつ頃からとか、そういう回答は、いつごろからかというのは、いつ回答がいただけるのでしょうか。

議長

総合政策課長。

庄司紀一総合政策課長

具体的な事業化に向けて令和4年度に色々検討させていただきたいと思いますので、事業化については、令和5年度から対応できるものと考えております。以上でございます。

議長

星川議員。

星川智子議員

それ以外にもラーメン以外にも、須藤議員から出た道の駅とか、そういう案も出てますし、色々令和3年度の予算編成方針で職員の自由な発想の促進というのが書かれてまして、令和3年度の予算編成について、「ポジティブな発想と前向きな視点による職員の自由な発想を全ての事業の基にし、町の活性化を図る」これだと思っんですよ、令和4年度には、4年度の予算編成方針ですがそれには「職員の熱量は町を動かす原動力となる、前例にとられる良策を見出すため議論を尽くす」こういうふうになんかこれに尽きると思っんで

すけども、こういうことが町の方から提案されておりますので、課長が別に動かなくとも良いと思うんですよ、若い職員から新しい発想とか、そういうものを出してもらって担当課の若い職員が結構たくさん出ていると思うんですよ、何回かにわたって会議しましたのでそういう方がどういうふうな案を、あれをみんな何十人の意見を聞いてどういうふうにしたのか。そういうことも私達に教えてくれると一番いいんですけども私達委員は、意見出しっぱなしでちょっと他の委員の方もあれどうなっているんだろうねというような声が出てきていますので、どんな案を出しつつあるとお知らせいただければ、本当は発表する場を普通の会社みたいにプレゼンですね、そういう機会をもっといただけたらと思うんですが、いかがですか。

議長

総合政策課長。

庄司紀一総合政策課長

職員の若手には、色々アイデアとか、お持ちですので今後も職員若手職員を中心に色々計画、企画を考えていきたいと考えております。

先ほどあった中央公民館跡地利用につきましても、先月担当課並びに担当課の若手職員を集めて色々勉強会はしたところですので、令和4年度具現化に向けて色々進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長

星川議員。

星川智子議員

特に若い職員に期待しておりますのでよろしく願いいたします。終わります。

議長

ご苦労様です。一般質問の途中ですが、3時15分まで休憩します。

14時53分 休憩

15時15分 再開

議長

休憩を打ち切り、再開します。教学課長より先ほどの中村議員の質問に対する答弁の申し出がありましたので、これを許します。

議長

教学課長。

佐藤幸浩教学課長

先ほど中村議員のご質問の中で、学校における保護者と学校との情報共有のあり方についてご質問いただいた訳でございますが、そのツールとしてはマメール使っております。

先ほど回答の中では学校から保護者への一方通行であるというような事を申し上げましたけども今使っているマメールシステムについては、技術革新も進みまして学校から出した情報に対して質問も保護者から学校の方に受けられるということでございます。訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

議長

それでは、早坂憲明議員の質問を許します。

早坂議員。

早坂憲明議員

9番、早坂であります。お疲れとは思いますが、よろしく申し上げます。通告書のとおり持続可能な町づくりについて第三弾となる一般質問をよろしく申し上げます。

前回の一般質問に対して人・農地プランの青写真について答弁がありました。平成30

年度策定した金山町農業振興計画が町全体の青写真の一つであるという事があります。

私は、国策には裏で糸引く隠れ技が潜んでいると、常にそう思っております。その訳は、昭和天皇を国民に祀り上げて、農村の若者を犠牲にして、植民地支配の侵略戦争を仕掛けたのは、旧財閥であります。そして、その責任を天皇に押し付けようとしたのも、旧財閥であります。戦後は、GHQにより財閥は解体されましたが、その後はグループ集団として生き残り、その姿は経団連として経済優先の資本主義国家を支配しております。

質問となります。

人・農地プランの行く末は、農地は流動的な流れとなり、法律も絡んで、必ず、大資本家の手元へ、農地が集まっていくと考えるが、町はどう捉えるか。よろしくをお願いします。

議長

町長。

佐藤英司町長

ただ今の早坂議員のご質問にお答えさせていただきますが、冒頭触れていただきました歴史認識と申しますか、そこら辺については、ちょっと認識が異なる部分がありますので必ずしもその通りという事でもないとも思う部分がありますが、そこはそことしまして質問のことにお答えをさせていただきたいと思っております。

はじめに、人・農地プランについて触れさせていただきますが、人・農地プランを一言で表現しますと「人と農地の問題を解決するための未来の設計図」であり、5年後の地域の農地を誰が、どうやって守っていくのかという点を主とし、そのために農地の集約、集積のあり方の方向性を定めるとともに、効率的な農業経営に努める経営体の育成、地域における担い手の確保についての概要を示したもので、国が制度化したのは平成24年度からであり、当町では平成24年10月に最初の人・農地プランを策定しております。

早坂副議長のご質問にありました「大資本家の手元に農地が集まることなど、人・農地プランの行く末」に関しての町の捉え方についてお答えいたします。

まず、現在の農地法上、大資本家を含め、農業経営者となる場合は、ご承知のとおり、農地を「借り受ける」或いは「取得する」ことで、保有する必要があります。

農地を借り受けて農業に参入する場合は、法人の形態や構成員などに要件はありませんが「農地を適正に利用しない場合は貸借を解除する旨の契約が締結」されていることと併せて「地域の農業者との適切な役割分担のもとに、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれる」ことなどが必要な要件として定められています。

一方、農地を取得し農業を行う場合は株式会社（株式非公開企業に限る）、合名会社、合資会社、合同会社、農事組合法人が、農地取得後の売上高の過半が農業収入であること、役員が過半が農業の常時従事者であり構成員であることなどの要件があり、その要件を満たした法人を「農地所有適格法人」と定め、当町では10の法人があります。

町としましては、農地法等に則り適正に農業に参入される大資本家を拒むことはできませんが、農地の移動は「農業委員会」に委ね、農地の適正な利用、適正な貸借条件、地域での役割分担が達成されるか、また、農地の所有権移転は「農地所有適格法人」としての確認、適正な売買契約などについて審議のうえ許可されております。

早坂副議長からのご質問にありますように、現在の人・農地プランを進めて、極端なことを言えば町の農業者が1社になってしまう可能性もあるかもしれませんが「農地所有適格法人」の要件にある、売上高の過半が農業であること、役員が過半が常時農業従事者であることなど、適正な農地の使用などについて町や農業委員会などが監視機関となり、適切に判断されるものと考えております。

万が一、早坂副議長のご指摘のとおり一極集中の農業の事例が全国的に拡大し、様々な課題が出てきそうな場合は、都度、政府や国会などによる法改正、制度改正が行われるよう、地方からも声を出していく必要があるものと考えております。

議長

早坂議員。

早坂憲明議員

ありがとうございます。基本的には農業委員会で農地の移動と、いう話になっていますけども、これは経団連が法律のわからない農業者がなぜ、農業委員会なんだというふうなことで、選挙で公正な選挙で選ばれていたはずの農業委員会の改正されたその元はここにあります。GHQの農地改革によって、現在の自作農の姿があるわけですし、この農地改革によって、日本一の大地主山形県酒田市の本間家が3,000haの農地を失っております。日本政府にとっては、田を分ける事は、絶対にやってはいけない国策であり、GHQの農地改革は、禁じ手政策であった訳であります。その訳は、田を分ける事は、共倒れとなり、経営破綻する原因になるために、田を分ける事を「田分け者」と昔から言われており「田分け者」という言葉の由来・始まりはここにあります。

GHQの禁じ手となる田を分け・農地改革を改正して大資本家の手元に戻そうと糸を引いているのは、旧財閥の集合体・経団連の農業部会における国への農業政策の提言がその流れをつくり出しております。

経団連の農業部会は何を国に提言しているのか。それは、農業の持続発展と、農業の競争力強化と成長産業化という3つの観点から、小規模農業・零細農業は、日本農業の最大の問題であり、農業問題の再生のカギは、農地対策であると断言しております。

日本政府が、GHQ占領軍の手の中から解放されたのが昭和30年となります。農業改革から約10年後昭和36年、日本政府によって農業基本法が制定され、農業構造改善事業が実施されました。この事業では、農業の近代化を目標に掲げておりますが、高度経済成長という名の下で、人手不足の鉱工業へ農業労働者の移動・吸収が最大の目標であり、農家の弱体化を目指す最初の国策となります。

そして10年後、昭和46年山形県60万トン米づくり運動の中、減反政策となります。

農業基本法が制定されて、農業構造改革事業が実施されましたが、その事業費返済も始まったばかりの中、減反政策が農家の支払いを苦しめます。

減反により農家の生産意欲を失わせて、農業後継者を農業から企業へ、他の職業へと労働力の移動・吸収をより強化する国策であり、農家の分解・弱体化を目指して、農村集落と農協の衰退を狙う第二弾の国策となります。

現在も選択制の減反政策が継続されておりますが、米が国内で余っているからだけではないんです。平成5年、世界貿易機関によるミニマム米とその後、TPP協定による外国米の輸入が実施されて、国産米が余るように、仕掛けられております。農家の弱体化をより強化する第三弾の国策となります。

そして、GHQの農地改革から60年目を迎えた、平成21年旧財閥・経団連が最大の目標と掲げてきた農地法の一部改正によって、大手企業の農業参入が可能となり、旧財閥の快挙となる国策となります。

そして、3年後、先ほど町長がおっしゃいましたが、平成24年「人・農地プラン」が経団連の提言により実施されております。なぜ、経団連は、農地にこだわり、介入するのか。この「人・農地プラン」こそが、日本の農地を国の管理下において、小規模農家の完全消滅を促進して、法律によって集積・集約を強化して、最終的には、集約された農地は、第資本家の手元に取り戻すと言う国策であるというふうに私は考えております。

以前「百姓は、生かさず殺さず」「中小企業の5人や10人自殺してもやむをえない・貧乏人は麦を食え」「努力した自治体としない自治体を一緒にすれば、国は潰れる・格差が出るのは当たり前である」と、天下・国家に携わる人達がおっしゃる様に、国策の根底には常に「アメとムチ」が源流の流として存在しております。

私は、GHQが実施した農地改革前の姿、田分けをする前の姿に、農地は資本主義者たちの手元に、必ず戻る時代が来ると思っております。

国では、効率的な農地利用・スマート農業を実現するために、農地集積・集約化は待ったなしという考えであります。

ここで質問となります。

人・農地プランで目標地図の策定・具現化を法定化して、強制的に小規模農家の完全消滅を促進する方向に、そういう動きがあるようですけども、町はどのように見据えているのか。よろしく申し上げます。

議長

産業課長。

川崎勉産業課長

それでは、2つ目のご質問についてお答えいたします。人・農地プランにおける「目標地図」の策定・具現化を法定化し、小規模農家が消滅する恐れがあることに対し、町はどう見据えるのかというご質問にお答えいたしますが、現在、政府、農林水産省が、通常国会に法案提出を検討していると聞いているなかで、公表されている農林水産省の資料を基に回答をさせていただきます。

令和3年5月に人・農地など関連施策の見直し検討がなされ「今後、食料の安定供給の確保と食料自給率の向上を図りつつ、輸出の促進、コメから高収益作物への転換、スマート農業の実施など、農業の成長産業化や所得の増大を進めていくうえで、生産基盤である農地の健全化を図りながら、持続性をもって最大限利用されるようにしていくことが必要である」とされ、その見直し内容を反映させた関連施策が準備されているようです。

見直しが検討されている内容について説明させていただきますと、まず、「人・農地プラン」は、「地域農業経営基盤強化促進計画」という新たな名称となり、市町村が策定する計画として法定化される方向で検討がなされているようですが、2月25日の農業新聞によれば、法定化はされるものの、策定は一律に義務とはせず、地域の合意形成を踏まえて市町村が策定の可否を判断することができるものとして検討されているようです。

併せて、人・農地プランについて、10年後に地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿を「目標地図」として明確化することとされており、目標地図の原案は農業委員会において、農地の出し手、受け手の情報収集をしながら作成し、市町村が最終決定を行う

こととされております。

同時に、「目標地図」の実現に向けて農業委員会が果たす役割は、より重要性を増し、これまでの相対での貸借契約は残しつつも、「目標地図」の達成に向け農地中間管理機構を経由した貸借契約を軸に取り組むことなどが記載されております。

また、実施期間の想定ですが、国会承認後、令和5年中を周知期間とし、令和7年度までを作成期間としているようですが、他にも、予算的なバックアップとして、農家負担ゼロの基盤整備事業・地域集積協力金等を検討しているとされております。

いずれにしましても、今後国会で審議されるものでありますので、どのような形で地方に情報提供されるかを注視してまいります。現在の人・農地プランでは、農地の受け手、いわゆる中心経営体と、農地の出し手、いわゆる離農予定者のほか、どちらにも含まれない、今後も農業を頑張っていく、いわゆる経営維持者も位置付けられて記載されており、今後もその区分が継続するとすれば、強制的に小規模農家の消滅を促進する計画とはならないと見ています。

これまでも、これからも、人・農地プランの役割としては、現在営農している人を離農させ、強制的に農業の生産性を上げるといったものではなく、後継ぎがいなく自分の農地を引き継いでくれる人がいないため、やむを得ず離農せざるを得ない人の農地をどう守っていくかといった観点で、その農地をより長く営農が続けられる人に借り受け、或いは取得してもらうためのものと理解しています。

他の地域では、小規模農家であっても、施設園芸を主に農業で十分に生計を立てている方もおられますし、露地野菜でも付加価値を付けて生計を立てている方もいらっしゃいますので、人・農地プランが決してそのような方を否定するものではないということをご理解いただければと思います。

議長

早坂議員。

早坂憲明議員

ありがとうございます。今の課長の答弁のようになってくれればとご期待申し上げますけども、いずれにせよ新たな法定化というふう間違いなくあります。

それでこれは何を目的にするのかというと、基本的には農地の耕作放棄地が増えれば完全に強制化と私はなると思います。以前ある時代にこれが行われているんです。実際、時代は必ず流れと共に戻りますからこの放棄地になったところで、おそらく強制的流れとなって小規模農家の方は当然離さざるを得なくなるだろうと私は見ております。

平成26年「農地中間管理機構」設置により、農地の移動が基本は農業委員会の中にありますけども国・県の管轄の中で実施されることになりました。その3年後、平成29年農業競争力強化支援法が施行されております。この法律こそが、農業・農地の競争を激化させて、農村集落が農地争奪戦、食料争奪戦となる世界経済戦争に巻き込まれていくものと思われれます。

この法律は、農業者の努力だけでは実現できない流通・加工プロセスの合理化、事業再編として「合併・会社分割・事業譲渡・譲り受け」「新たな生産・販売方法や設備の導入」に金融支援・税特例支援をするものであり、中小企業に限らず、中堅・大企業も利用可能となっております。

農業競争力強化支援法の最大のねらいは、農作物の海外輸出であり、政府・経団連は、飲食のマーケット規模を国内ではなく、2050年世界人口97億人を見込んで、海外の飲食のマーケット規模約1,000兆円に照らし合わせて、海外で、農作物の食料競争の勝負をする狙いがあります。

質問となります。

世界人口が増え過ぎて、食料争奪戦に日本も巻き込まれて、地元で生産される食べ物が買いたくても、手に入らない時代がくると言われているが、町はどう見るか。よろしくお願ひします。

議長

産業課長。

川崎勉産業課長

ただ今のご質問についてお答えいたしますが、この問題にきましては、なかなか明確な回答の根拠というのがございませんので、様々な色んな想定を基にした1つの考え方ということで回答とさせていただきたいのでご理解をいただければと思います。

まず、食料争奪戦に巻き込まれ、地元で生産される食べ物が買いたくても手に入らない時代ということですので、世界的な食料不足の状態だと想定されますが、その場合、国内で農産物を販売するよりも、輸出販売の方が所得増を見込める状況であれば、一定数量以上が海外へ輸出され国内農産物の供給量が減少し販売額が値上げされ、最終的には需要と供給のバランスに伴い価格が設定されることになると予想されます。

その際、町内産の農産物価格が高すぎて手に入らない場合と、多くの農産物が輸出され町内農産物が手に入らない場合が考えられますが、どちらの場合でも、農業従事者の農業所得は現在よりも増加するため、所得が確保できる職業として農業が位置付けられ、農業経営者が増加し、雇用の場も拡大します。

その結果、市場への供給量は増えていき、需要と供給のバランスに伴い価格が再設定されていくこととなり、国内生産される農産物については、供給体制が維持されていると仮定した場合、最終的には消費者の手に届く範囲の価格設定に落ち着くと予想されます。

別の見方になりますが、例えばT P Pにより関税の撤廃・緩和が進み、多くの輸入農産物が市場に安価に投入され、国内農産物の価格破壊があった場合や、様々な要因で加速的に離農者が増えた場合は、急激に国内農産物の供給量が減ることになります。

現在の日本市場では、多くの農産物は供給過多により買い手有利な「買い手市場」となっておりますが、これが、何らかの理由により、需要よりも供給が少なくなれば、徐々に売り手有利な「売り手市場」に移り変わっていきます。

その結果、国内農産物と輸入農産物の二極化が進むことが予想され、ごく少数にしか手の届かない高い価格の国内農産物と、安価な輸入農産物が市場に並ぶことが考えられ、地元産のものを買えない状況が想定されます。

この場合、ごく少数にしか手の届かない価格の国内農産物が売れなくなった時点で、その農業経営者は離農し、最終的に日本の農産物供給体制は崩壊を迎え、全ての農産物は国際市場にさらされることとなりますので、端的に言えば、農産物はもとより農産物を原料とした加工品を含め、多くの食料を海外からの輸入に頼らざるを得ない状況となり、ひいては国力が大幅に減少するといったことが考えられます。

以前の日本は、戦中・戦後の食料不足を背景に「食糧管理制度」が行われ、米を中心とした最低限の農産物の生産、販売、流通に国が介入・管理してきました。

その後、昭和40年代からの米余りの状況などもあり、平成7年に食糧制度が廃止されたものの、現在でも「食料・農業・農村基本法」で「食料の安定供給の確保」が基本理念の一つとされており、国はその基本理念にのっとり、施策の策定、実施を責務とし、同様に地方自治体でも、国との役割分担のもと地域の実情を踏まえた施策の策定、実施が責務とされております。

また、日本の食料自給率は令和元年度のカロリーベースで38%と低い状況にありますが、国ではこれを高めるよう様々な施策を講じながら、将来においても食料危機を招かないように備えていると捉えておりますし、町としましても「食料・農業・農村基本法」の基本理念とされている「食料の安定供給の確保」「多面的機能の発揮」「農業の持続的な発展」「農村の振興」それぞれについて、関係機関との情報共有を行いながら、早坂副議長が危惧されているような状態にならないよう、国、地方自治体それぞれの責務のもと、今後とも対策を行って参りたいと考えております。以上です。

議長

早坂議員。

早坂憲明議員

先を見据えた質問となりますので、大変課長には苦しい答弁をさせているようで、申し訳ございませんが、当然ですね、この時代には、農地は大資本家の元にわたっていると、そういう時に当然ながらこれが行われると、いうふうに私は見据えております。

地球上の人達が、日本人と同じ食事をすれば、3倍の地球の広さが必要になると言われております。地球の広さには、限りがあります。世界人口が増え過ぎて食料争奪戦となり、地元で生産される食べ物が買いたくとも手に入らない時代がこのためにくると言う事になります。ここでまた、質問となります。

持ち運びできない農地は金山町にあるものの、所有者は大資本家となり、収入・所得税などすべてが大資本家の活動拠点となる中央に集中して、町には、1円の収入も入らないという姿が浮かび上がって来るが、町はその様な姿を抱くのか、否か。お伺いします。よろしくお願ひします。

議長

産業課長。

川崎勉産業課長

ただ今の、農地は金山町にあるものの活動拠点が町内にいない場合、町の経済効果などについてお答えいたします。

最初の質問でもお答えしましたが、法人等の農地確保につきましては、貸借によるものと所有権を取得するもの、いわゆる購入して取得する2種類があります。

まずは貸借契約により農地の利用権を得て営農をする場合ですが、毎年の賃貸金を農地所有者に支払うことになり、農地所有者の所得として、所得金額にもよりますが、課税され所得税（国税）、住民税（県税・町税）、固定資産税（町税）として納税されることとなります。

次に、ご質問にありましたような町内に1円の収入も入らない形態、つまり、所有権を

取得し営農をする場合ですが、この場合は、確かに、農業収入の多くは町外に流出してしまうこととなるかもしれません。

ただし、いくら中央に活動拠点がある大手企業が担う場合でも、少なからず人手が必要となり、更に、農地所有適格法人の要件として、役員の上半分以上が常時従事者である必要もありますので、実際に営農をするには地元の人材を活用することが考えられますし、仮にそうでない場合でも、町内や近隣市町村への移住などにより、それなりの経済効果が考えられるものと思います。

また、最初の所有権移転の際に一時金として前の農地所有者に売買金が支払われ、前の農地所有者へ所得税、住民税として課税されますし、所有権を取得した農業者には、不動産取得税（県税）と、毎年の固定資産税（町税）が発生します。

大手企業が町内の農地を所有した場合の懸念されることとしましては、万が一農業経営が立ち行かなくなった後に、再度、きちんと農地として他の方に引き継がれていくのか、企業が農地転用をして別の用途、例えば産廃処分場などとして使われる可能性はないのかといった点かと思っておりますので、そうならないためにも、今後も農地の移動の際は農業委員などを通じて、町内の人材が適切に農地を維持していけるよう促していく必要があると改めて感じたところであります。

議長

早坂議員。

早坂憲明議員

ありがとうございます。課長がおっしゃいました金山町地元に永久的に農地が残ってそして皆明るいという話では大変ありがたい話なんですけど、実は国土は日本の国では国のものではないんですね。国のものだという文面は全くなくて、資本家或は、外国人誰が所有しても良いというふうになっているはずであります。そのために、今現在こうやって議論しているのは大変良いんですけども、いずれは人がいなくなって、若者がいなくなり、

そうした場合完全に誰かが入ってきます。それを見据えての判断なんですね、国はそもそも、色んな自衛隊も警察も消防署もほとんどの若者が居なくなると、維持管理はもうできないとそこにある日本の島にはどンドンと外国から簡単に入ってくるとそういうようなスタイルを日本人は感知しているんですね、そういう意味でこの度、先を見据えて質問をしているわけであります。

昔は、一馬力一h a と教えられました。そして国の農業政策では、自立農家は、2 h a から4 h a の農地面積が必要と言われた時代がありました。

あれから40年、平成23年には、国もJA全中も水田経営・大規模化平均20から30 h a が適当と言う提言をしております。いつの時代になったら農家・農業者が自立可能な農地経営面積が定着確立されるのか、不思議な世界であります。

現在は、大型機械化の農業経営となっております。いくら、認定農業者であろうとも、国の補助金なしでは、到底買えない大型農業機械の購入となっております。

そして未来は、効率的な農地利用・スマート農業とう国策の下で、ロボット化による農業革命となる資本化経済に変身するようであります。

町では、人・農地プランで、認定農業者に農地集積を行っております。

質問となります。この先、農業革命によるスマート農業というロボット化に対して、認定農業者の個人経営が、資本的にも十分対応出来て、農地の持続・基幹産業として存続していけるものと考えているのか。その見通しをお伺いします。よろしく申し上げます。

議長

産業課長。

川崎勉産業課長

農業革命による「スマート農業」化に対する個人経営者の資本力と農業経営の持続力についてお答えいたします。

はじめに、スマート農業についてですが、現在国の政策では、農業労働力の省力化、負

担軽減のほか、これまでの経験に頼った農業を数値、データ化することでの経験力のサポートなどを推進しております。

町内においても、防除、肥料散布などに多くの農業用ドローンが導入されている一方、ドローン以外の機器の導入についてはなかなか進んでいないのが現状です。

導入が進んでいない理由としては、高価であることに加え、均一的なほ場では無いため、それぞれの場所での個別の対応が機器に求められ、現在の技術では対応が難しいことなどがあると考えております。

ご質問をいただいております農業経営者の資本力と経営の持続力につきましては、スマート農業化だけにとどまりませんが、現在国が実施している主たる農業用の機械導入補助事業は、事業実施者の経営計画について、経営状況、経営の持続性などについて金融機関が判断することを担保するため、金融機関の融資が必須となっております。

同時に、町では設備の過剰投資にならないよう、山形県特定農業機械導入基準に従って機器選定のサポートを行っており、現在農業用ドローン以外のスマート農業機器が導入されていないということは、農業者がまだ導入に至る時期ではないと冷静に判断している状況とも捉えております。

ただ、近隣市町村のスマート農業の事例として、舟形町では、稲の生育管理に衛星データを活用した取り組みを行っており、衛星データから色など視覚的に情報を把握し、生育状況の把握や水管理の判断、害虫対策、収穫期の判断などにつなげているとのことで、50数人ほどが試験的に取り組み、来年度も増やしていく計画といった事例もあります。

金山町としましては、農業者それぞれが経営者意識をもって、費用対効果を踏まえた営農を行っていただくことが農業経営継続への一番の方策だと考えており、各農家の農業経営の持続が、農地維持と基幹産業として継続につながるものと考えております。

農業の将来が、早坂副議長ご指摘のような方向に進まないよう留意しながら、町としてできることは、まずは、国や県などの支援制度を最大限活用し農家の皆様が今後も農業を

継続していけるよう努めるとともに、危惧するような方向に進みそうな際には、厳しい財政の中ではありますが町独自で可能な施策はないか模索しつつ、国や県に対し強く要請するなどのアクションを起こしていく必要があると感じたところでございますので、今後とも関係機関からの協力を得ながら、様々な形で農業者への支援を講じて参ります。よろしくお願ひします。

議長

早坂議員。

早坂憲明議員

ありがとうございます。先の話でありますけども、実際問題農業革命というものはこれから本当に大資本でないと農業が運営できないというふうな実態になると思います。そうした場合今現在、金山ではポツポツと人農地プランで集積されておりますけども、集積されているか、いないかは、農地ナビで中央の方で分かるはずですが、どこがどうなっているか、その為の管理下なんですね、それを見計らってこここうなんだから、ここ買った方が良い、色々条件あると思いますけども、良い所はドンドンと。普通の農家の人は買えなくなると思います。集積された農地は、誰もかれも。

やる手段が今のような手作業ではなくって、本当に栽培するのもロボット化、AI、仕事するのもAIとてもじゃないが普通の認定農業者は買えません。町全体で農地を守ってやらないとやれない時代が必ずくると私は思っています。

できるだけ、須藤議員が先ほど一般質問で言われました小さい農家もという話でありましたけども、そういう方もドンドンと農地を維持してこれから永久的に我が町に住んでいけるようなそういう姿勢が私は大事ではないかということで、先を見据えた、ちょっと今の現実から離れたような一般質問ですけども、日本は、以前お話しましたが、神々が降臨するほど、四季が、ハッキリしていて、空気・水が綺麗であり、世界の中で、日本だけに与えられた特別な権利であります。そのために、日本の土地・水は、誰しものが手に入れた

いと願う地球の一部、神から与えられた不動の宝物・神物であります。

人間が生き抜くために、神からの有難い贈り物その土地に育つ食べ物が存在しております。健康を重視した場合、その土地・場所に芽吹いてきた食べ物、これこそが、最適で最高の健康食品となります。

少し安いからと言って、外国産の物を安心して食べておりますが本来、日本人の体には、健康食品としては、向いていない食べ物となります。

全世界の中には、気候・風土と人種が異なります。生き抜けるために、全世界の中に自然の恵みとして海・山・川・平地などに、それぞれの人に見合った食べ物、或は、生活を支える資源が与えられております。

自給自足・地産地消が、人類が生き抜くための原点であり、健康の要となり、その仕組みを構築した地域こそ、心豊かな人間社会が構築されて、子孫繁栄の道を歩めるものと考えます。何が正しいのか、何が間違いなのか、現在は身勝手と自由をはき違えた時代を迎えております。国策だからすべて正しいとは限りません。その大失敗が、平成の大合併であります。合併をすれば「合併特例債というアメ」と合併を拒めば「地方交付税削減というムチ」をちらつかせまして国指導で、半強制的に合併を推し進めた結果、役場が無くなってしまった旧町村は、公務員が減少、会議や集会による飲食もなくなり、商店の廃業、事業所の閉鎖などが起きて地域が衰退する原因になっております。人口減少を加速しております。これが平成の大合併であります。

先ほどもお話ししましたが、時代というものは、周りめぐって戻ると言われております。時代によって、姿、形は違えども繰り返されるということでもあります。

未来の子孫のために、持続可能な町づくりの判断を誤らないような施策展開をお願いしたいと思います。以上質問を終わります。ありがとうございました。

議長

ご苦勞様でした。一般質問の途中ですが、本日はここで終了いたします。

次に、休会についてお諮りします。

明日、明後日は、休日のため、本会議を休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、明日5日から、6日までの2日間を、休会とすることに決定しました。

なお、7日は午前10時から、本会議を開催いたしますのでよろしく願いいたします。

これで、本日の日程はすべて終了しました。

これを持ちまして、散会とします。

どうもご苦労さまでございました。

令和4年3月7日（月曜日）

令和4年3月金山町議会定例会 会議録
（第4日目）

令和4年3月金山町議会定例会 会議録

令和4年3月7日
午前10時 開会

1. 応招議員

1番	栗田保則議員	2番	中村忠行議員
3番	大場洋介議員	4番	沼澤道也議員
5番	柴田清正議員	6番	須藤典夫議員
7番	寒河江宏一議員	8番	星川智子議員
9番	早坂憲明議員	10番	矢口政一議員

2. 不応招議員 なし

3. 出席議員 応招議員に同じ

4. 欠席議員 なし

5. 会議録署名議員 7番 寒河江 宏一 議員 8番 星川 智子 議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤英司	副町長	不在
教育長	須藤信一	総務課長	宮林聡志
教学課長	佐藤幸浩	会計管理者 (兼出納室長)	藤山一栄
健康福祉課長	丹敏雅	健康推進主幹	三浦慶美
産業課長 (併農業委員会事務局長)	川崎勉	診療所事務長	三上裕一
環境整備課長	佐藤英樹	総合政策課長	庄司紀一
町民税務課長	柴田直樹	代表監査委員	丹洋一

7. 議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長 正野学

8. 議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 町長提出議案の一括上程
- 日程第3 施政方針並びに提案理由の説明
- 日程第4 提出議案の説明
- 日程第5 予算特別委員会の設置及び付託

議長

皆さんおはようございます。

本日の出席委員数は、10名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、本日の議事日程をお開き願います。

日程第1 一般質問

議長

日程第1 先日に引き続き一般質問を行います。

寒河江宏一議員の質問を許します。

寒河江議員。

寒河江宏一議員

7番寒河江でございます。私からは通告しております「選挙公約の進捗状況と今後について」伺いたいと思います。佐藤町長は、令和2年4月の町長選挙で1つ目は「人口減少と長寿命対策」2つ目は「町財政の健全化」3つ目「防災・減災対策」4つ目「産業振興」5つ目「景観100年運動の継続」最後の6番目「人材活用」の6つの公約を掲げ無投票で当選し、4年間の任期の折り返し2年となることから6つの選挙公約の進捗状況と今後について伺いたいと思います。

しかし、一般質問の時間は1時間ですので、6項目というのは、時間が足りませんので、公約の町財政の健全化、そして防災、減災対策の2点に絞って伺いたいと思います。

私は、選挙公約というのは、勝つための手段として6項目を述べたものでありますが、しかし、選挙後に全力を尽くして公約を実行すると、有権者と契約を結んだものでもあると思っております。

したがって、単なるスローガンではないので、町民は佐藤町長がどんな手法で、この公

約を実現するのかを見守っていると思います。

それでは、最初に町財政の健全化について伺います。町長は就任後様々な取り組みをしてきました。議員も入っております令和4年度から小学校の統合に伴う「金山町廃校利用検討委員会」や「金山町高規格道路供用開始に向けた交流人口の拡大方策検討委員会」「金山町中央公民館のあり方検討委員会」更には「グリーンバレー神室検討委員会」今年になって20歳以上の町民の方々へ「町づくり緊急アンケート」を実施しました。

その後、町づくり町民説明会を開催する予定でしたが、この新型コロナウイルス感染症の拡大によって、できなかつたため、Y o u T u b e で動画を発信し、私も見させていただきました。また、前々から事業見直しについても進めてきたわけであります。令和2年6月定例会で中村議員の「町財政の健全化・安定化方策は」という一般質問の中の「町長は町財政の健全化・安定化方策の道筋としてどのように考え、目標年や数値目標はどのようにみているのか」という一般質問に、公約の「町財政の健全化」については2年間で道筋を立てたいと答弁しております。現在の状況についてお伺いします。

議長

町長。

佐藤英司町長

おはようございます。ただ今の寒河江議員のご質問についてお答えをさせていただきたいと思います。公約としている町の施策のあらゆる基盤となる6つの公約という中でも特に町財政の健全化については、極めて大きい課題だと思っておりますし、今の実情を徐々に私も見るにつけて、大変憂慮、憂慮すべき事態だと思っておりますので、議会をはじめ町民の皆様には大変なご心配をおかけすることになっているかと思っております。早期の財政健全化に向けまして、様々な検討委員会もそうですが、事業見直しなどを通じまして、職員一丸となり取り組んでいるところであります。

令和2年度に、庁内事業見直し検討委員会等を設置し、0ベースからの事業見直しの実

施や公共施設等総合管理計画に基づいて可能な限りの施設廃止や統合、公売等の収入確保並びに管理経費抑制に努めて参りました。

平成20年度頃の財政危機回避後、他団体と比較し事業見直しや改善が思うようになされず、廃止の出来ない事業が過多と多くなってきている状況にあります。

スクラップ&ビルドによる新しい時代にあった事業展開が求められていることは十分に認識しておりますが、特にスクラップの難しさというのが私自身もずっと感じておりましたので、特に事業見直しにあたりましてはとにかくスクラップなしでは、ビルドはできないというような気持ちで今いるところであります。

勿論様々なスクラップとか、そういった事業見直しをするにあたりまして、様々な受益者といいますか、関係者との調整などもでて参りますし、また事務事業における行政サービスの質及び量の適正化を図って成果を上げていかなければならないというふうに考えているところです。令和3年度中は、新型コロナウイルス感染症への感染予防やワクチン接種の対応に集中させたことや、グリーンバレー神室の検討に今一生懸命になって向かっている訳ですが傾注しているといいますか、大変時間も要している状況もあります。更には中央公民館の先ほど触れてもいただきましたが、中央公民館のあり方の検討を進めている事、或は、スクールバス、路線バスのあり方などにつきまして今、積極的に様々な課題に取り組んでいる健全化に向けたこのような大きなテーマで進めているとい状況にあるかと思っております。

一方で、個々の事務事業の改善という事では、なかなか少なくなっている状況下にあるというふうにも考えておるところであります。令和2年度から3年度については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の国庫支出金等により特殊な財政規模になっておりますが、事業中止が多くなり歳出抑制が図られ、令和2年度決算や3年度見込みでも各種基金残高については、着実に確保を図るとともに、今出来ることの方策としましては、後年度の公債費負担を軽減するため起債残高を抑制するなど本当に今出来る事を実

施しているというふうなことだと考えております。

なかなか2年間という中での道筋というのは、明確にとはちょっと言いがたいところがありますけども、今本当の様々な大きいテーマに取り組んで、それらの見通しがつくようになれば道筋も明確になってくるのかなと、そんな思いもしているところであります。よろしく申し上げます。

議長

寒河江議員。

寒河江宏一議員

今町長の方から答弁していただきまして、率直な今の思いをお聞きしました。やはり、今あるものを見直すという事に関しては、大変なことだと思うんですけども、それをしないと前に進めないという今の思いをはなしていただきました。

そして、今回のコロナに関しても、国からの交付金結構きまして町としてもその面で大変良かったのではないかと私は決算を見たり、今回の予算様々なものを見ますと有難いものであったと私は思っているところです。令和2年度の決算を見ますと基金に関してもそうですし、公債残高に関してもそうだと思う、とにかく公債残高を減らして行かなければならないと思いますけども、是非これからも様々な面で大変だと思いますが頑張ってくださいと思います。ただ、頑張ると言っても大変な事だと思うので、そこら辺を町民にも理解をいただき、議会にも理解をいただきながら進めていただきたいと思っております。

②の質問に移りますが、今町では、令和3年3月に第5次金山町総合発展計画に町が目指す金山町の将来像として「みんなが主役、みんなの故郷、金山町」住んで良し、訪ねて良しの町の実現に向けて動き始めました。6つの基本目標と施策の柱を掲げております。その中で基本目標の6番目にあります「健全で持続可能な行財政運営」を掲げておりますが、その数値目標に「財政運営基金残高」を令和7年には10億円を目標にし

ております。今後の金山町の財政状況の見通しについてお伺いしたいと思います。

議長

町長。

佐藤英司町長

それでは、これからの財政状況の見通しについてという事で今時点の考えている事を申し上げたいと思いますが、若干最初の質問の中でもちょっと寒河江議員から触れていただきました、町民への様々な説明の機会というかそれらにつきましては、特に2月に町民説明会を是非実施したいものだということで、2月21日から4日間設定をしてそれで今回、立ち向かっている内容、あと今後のことなどについて町民皆さんからも理解をよりしていただきたいというようなことからそういう事を設定をした訳ですがコロナの状況に鑑みまして中止をさせていただいたのはご承知のとおりであります。

それよりその中で、少しでもそういった情報を広く見ていただけるものとして、この度Y o u T u b eに配信するという様なやり方、私自身はあまり慣れていなかったんですが、職員のSNSに関する進展がみられる中で本当にこういった方法でやれるのだなという様なことを改めて今回やったことが1つのきっかけとしてこういった手法も今後も様々な形で使っても行けるのかなとそんな思いもしているところです。

また、それらについては、その直前に緊急アンケートをさせていただいて、これも全協あたりでも報告、ご説明会を申し上げましたが、20歳以上の町民皆さん全員を対象にしたアンケートで、80%以上の回答があったということに私は本当に驚愕しております。それだけその、関心が高いとなりますので、是非関心の高い町民の皆さんにやはり、町が持っている情報を広く提供して、理解をしていただくという事は是非今後も進めて行かなければならないと改めて感じたところもあります。

アンケートには自由記述もございまして、これらについては500を超える項目だったかと思いますが、様々な叱咤激励、或は、ご批判勿論今の取り組みに激励といえますか、

頑張ってくださいという様な内容も多数ありました。それらについて1つ1つ当然お答えするのは当然難しい訳ですが、その中で全体的な傾向などを捉えてそれらから施策に活かせるヒントという形で活かして行きたいというふうに思います。

それではただ今の今後の財政的な見通しについてということで、お答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の長期化の影響により、今後も日本経済や地方財政には大変厳しい環境下であり、人口減少等の影響により厳しさが増すものと見込んでおります。「財政非常事態宣言」をした団体もございます。宮城県涌谷町、埼玉県新座市が財政非常事態宣言をされております。埼玉県新座市はこの3月でこの宣言を解除するというような事載っておりましたので、そういう取り組みをすることで、そういうことに傾注することで次のいい方向に舵が執れるといたしますか、そういった事が実際に行えるという事の結果だと思っておりますがその様にかいじょできる状態にもなるという事もあります。財政的に厳しい団体が全国でも数多くあるものと捉えております。

当町においては、財政悪化が数年継続し、中々脱却が困難となっている中で、歳入に見合った運営をしていくことがより求められるものと考えており、そのためにも、公共施設のあり方や、事務事業の取捨選択や効率化、重点化を図ることが急務であるととらえております。その中で、財政状況を判断する重要な値である経常収支比率、令和2年度は96.6%でありましたが県内市町村で2番目に高止まりしている状況にあり、令和4年度当初予算による財政計画では100%を超える試算からも、財政状況が極めて憂慮すべき事態であり、早急に改善を図る必要があるものと数字からも推測されております。

喫緊の対応として、職員や会計年度任用職員の人件費、各施設の指定管理料等の物件費、各種補助金や出産祝い金等の補助費、診療所、農業集落排水事業や公共下水道事業の公営企業会計等への繰出金の適正化が、改善する上での大きなポイントになるものと考えております。これらの改善が図られ、町が独自に使える財源がある程度確保されることにより、

新たな事業展開や、基金補てん無しに財政運営が可能となり、財政健全化がより進行できるものと考えております。

一方で、アフターコロナへの復興策等の対応はもちろんですが、人口減少の加速化、地球温暖化による豪雨災害等、不安要素を多く抱えておりますので、町財政運営については、より慎重に対応していくことが求められているものと考えております。

なお、明日の午前中議会活性化・財政健全化特別委員会におきまして、より詳細な説明会を財政担当の方からご説明する予定となっておりますので、是非、明日様々説明をお聞きし、ご質問などもしていただければというふう思います。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症の影響が大きくある中で、令和3年度の基金残高の確保や起債残高に改善が見込まれますが、令和4年度におきましても根本的な事業見直し等による財政健全化策により持続可能な財政運営に真摯に努めて参りたいと考えておりますので、引き続きのご理解をお願いするところであります。よろしくお願いたします。

議長

寒河江議員。

寒河江宏一議員

ありがとうございます。町長の方から今説明ありましたが、町づくりについて関しての記載事項に関しても結構ありましてですね、私達も見せていただきました。それを私達は私達で議会としてもやっぱりそれを確認しながらいかなければならないと思ったところで。町長からの経常比率の話もありました、これ次のアフターコロナというのは、何を考えるのかというのが一番大事な部分だと思うんです。この経常比率に関してコマイ数字になると思うんですが、平成31年度の当初予算から「財政健全化元年」ということで、始まった訳ですが、一般会計予算は前年度比12.9%減の38億100万円で中央公民館等の建設基金などの廃止を伴う厳しい予算編成になりました。

平成31年度で、財政運営基金が4億600万円、減債基金2億3,500万円基金残高6億4,100万円の見込みでした。

しかし、令和元年度決算では、財政運営基金が7億600万円、減債基金2億3,000万円、基金残高11億2,700万円となり、とにかく見込みより大部多く、基金残高が多くなりました。更に、令和2年度決算昨年ですね、決算においては、財政運営基金が4億9,500万円多い7億6,600万円、減債基金が5,900万円多い2億7,900万円、基金残高8億6,900万円多い13億6,000万円と見込みより多くなった9月決算の状況でした。山形県のホームページで県内の市町村の財政状況資料集ということで令和元年度決算が公表されました。そこで最上7町村の財政状況を調べてみますと令和元年度決算で、基金残高・財政運営基金・減債基金をよく類似団体として舟形町が比べられますが、私も見てみました。

財政運営基金については、金山町が、7億574万2千円で舟形町は4億7,990万1千円、減債基金については、金山町は2億2,995万6千円、舟形町では4,580万2千円ということで財政運営基金・減債基金とも金山町のほうが多く基金があります。

しかし、基金全体を残高を見ますと金山町は、11億3,705万6千円、舟形町は16億6,660万4千円で舟形町さんの方が基金残高は多いんです。

それは、どうしてかと調べてみますと、金山町でいう資産活性化基金は、舟形町さんでは、公共施設等整備基金といった名称になっていました。その基金が7億1,500万円で金山町では、1億5,600万円ということでその差が出ているわけです。考えてみますと舟形町さんの方は役場の庁舎の建て替えもしていませんので、その基金かと思いがらいたところですよ。

そうしますと、平成31年度並みに基金を使う水準で考えた場合、基金残高、貯金の推移見込みが平成31年広報に載ったわけですけども、あくまでも財政運営基金・減債基金・基金残高合計を見ると予想より良かったのではないかと思います。

令和2年度の年度末財政状況から平成31年度並みの基金を使う水準で考えた場合の推移見込みを差引ますと、第5次金山町総合発展計画、令和3年3月に第5次金山町総合発展計画が公表されましたけども、その計画の我が町の将来像として、「みんなが主役、みんなの故郷、金山町」住んでよし、訪ねてよしの実現、それには6つの基本目標・施策の柱があります。その基本目標の6番目に「支える基盤」施策目標として「健全で持続可能な行財政運営」とあります。

その数値目標として、財政運営基金残高を令和7年に10億を目標にしております。令和2年度の年度末残高で財政運営基金残高が7億6,600万円、減債基金残高、起債を返すお金ですが2億7,900万円、そして基金残高合計が13億6,000万円ですが予想を上回る結果だと思っておりますが、どのように捉えているか。

こまい事ですので町長の方には大変かなと思うんですけども、よろしくお願ひします。担当課でもよろしいのでよろしくお願ひします。

議長

町長。

佐藤英司町長

こまい点について私も十分理解していないところもあるかもしれませんが、そこは、総合政策課長が後で補足ということがあるかもしれませんが、少し大雑把になるかもしれませんが私の考えとしましては、先ほどの寒河江議員が資料に基づいてみていただいた例えば基金残高の目標に令和7年に7億位とう目標、それについては、今年度ごとの歳入歳出の乖離といいますか、それが約一般会計ベースで、2億円位の不足気味だという見解にあります。ということは今のままを続けていきますと目標の令和7年に7億というのは到底到達しなくなってしまう。更に現在の基金残高が目減りを徐々にしていく様な状況になりますので、そこがここコロナ関係の臨時交付金がかかなり大きい金額で令和2年度、3年度きておりますので、それらを有効に予算化に活用させてもらったおかげで、目減り分を

防げているというような構図だと考えております。

あと、類似団体本当に舟形町と人口規模もほぼ同じですのでとかく、舟形町の財政状況
或は、財政的な今後の見通しとか、そういった事を常に理合いをするというか、そういう
ことにはなりますが、舟形町さんとしては堅実な今のところ財政運営をしているのではない
かと思っております。特に人件費ベースでも作り方の問題もあるかもしれませんが、職員
の人件費会計年度任用職員の人件費でも億に近い金額がちょっと舟形の方が少ないです。
かといって、正規職員ベースではこちらの方は診療所というものがありますから、それら
様々な要素を除いて比較すればさほど違いは無いと捉えておりますけども、会計年度任用
職員の数それらが、舟形がやり方少し独特なやり方をされているようで、そこら辺がコス
トとして少なめにされているということが見えますし、あと、舟形と金山単純に比較しま
すと診療所がまず、町立というものがありませんので、そこら辺の負担感は当然舟形の方
が少ない状況にあるかと思えます。

あとは、もう1つやっぱり町でも課題であるグリーンバレーのあり方という、ホテル、
温泉、スキー場これらについて第3セクター或は、町直営で関わっているものが舟形さん
の場合ですと温泉施設はありますけども、その他の施設は町が関わっているものは無いと
いうか、そういった意味でもかなりスリムになっている姿が見えると思います。そこら辺
が大きく町のあり方自体が違っている面もありますので、単純比較は当然できませんけれ
ども、ただやはり、今申し上げた人口規模がほとんど同じだということからしますと1つ
の在り方の目指すべき姿にも私自身捉えております。ある程度、財政的に余裕ということ
があれば、様々取り組みも積極的にやっていけるということがあると思います。

あと基金について若干違った角度で申し上げますと、やはり財政調整基金は、いざとい
う時のためにも当然確保しておく必要があると思っております。東京都の例を昨年度何回
か報道されております。東京都がおそらくオリンピック前、コロナの前ですか、1千億円
位の財調があったようです。オリンピックを開くには当然様々お金がかかるというのは、

当然予想しておりましたが、それにコロナがありまして、様々な支援をしなくてはならないと、それが多大な財調からの取崩をして様々な支援策、おそらく1千億円位あったものが100億円を切ったと思います。その様に何か特殊な事情がありますと財政調整基金というのはそのために蓄えているという事もありますから、いざという時にはそれを活用してその場を凌ぐというふうにも使える、それを考えますと東京都と比較すれば本当に雀の涙という状態ではあります。令和7年度が7億円を目指す、少なくともそれらが予算を組んだ上でもあまり毎年基金を取崩して、予算編成をしなくてはならないという構図をできるだけ無くするそういった財政運営は必要だと思っておりますので、それに向けて今本当様々な大きな課題をなんとか目途をつけることで、そういった事も可能なものになるものではないかなという見解をしているところです。

私自身が今まずご質問に、だいたいこの位でお答えし、補足あれば是非していただく事にしたいと思います。

議長

町長。

佐藤英司町長

補足は明日の場面で十分補足することなので、今日の段階でこのようなことを申し上げて以上とさせていただきます。

議長

寒河江議員。

寒河江宏一議員

もっと詳しいところは、こまいところは明日の財政健全化の委員会の中でということがありました。やっぱり2億円の不足という部分に関してもどうして埋めるかというのは大変だと思うんです、これから事業見直してきても、これから2億円というのは大変な部分だと思うんです。私は、県のホームページをみまして、大きいのは町の返済、町の返済に

関しては、これは借りたものだから仕方がないと思いますけども、税収ですね、税収の状況というのはやはり大きなことだと思うんです。それによって町の財政、事業に関してもしていかなければならないと思います。7町村の中では、最上町さんが8億円を超える税収がありますし、1番少ないのがやはり、大蔵村さんでした。金山町は7町村の中の丁度4番目、丁度真ん中ですね、4億5,945万5千円令和元年度計算でそうっております。それより1つ多いのが舟形町さんなんです。

それを考えてみますと、人口減少に関してはどこの町村も市町村も同じ悩みだと思うんです。そこでやはり税収を上げる施策も必要だと思います。一般の会社では、会社の立て直しというのは人件費だと思うんです、それに関して、そういう面も考えていかないと大変になるのではないかと。人口が減っても職員数は同じだということはある得ないと思いますし、そこら辺を事業は同じでも職員数が減ってもできる体制を整えていくというのが私は、必要だと思いますので今後検討していただきたいと思っております。

議長

町長。

佐藤英司町長

今、寒河江議員の方から視点としては本当にそうだなというふうに思うところがあります。税収についてもお話がありましたが、7町村の内でも4番目ということですが基本的に税収が少ないというふうに思います。

税収が少ないという事は町民の所得が伸び悩んでいるといいますか、少ないという事でもあります。ですから公金の未納徴収というところでも関連がありますが、なかなか未納徴収が思うように進んで行かないというのは、それなりの層の人方が、なかなか余裕を持ってそれで、返還に納付にと繋がらない今の状況があります。

それは、所得の低さというか、そういった事も当然影響をしてくると思っております。かといって雇用の場を直ぐにでも作れるかということ、なかなかそれも本当に難しいことです。

そういう意味では産業そのものの中で、農業は農業の所得を上げるための仕組み、或は、取り組みが本当にやってほしいなという気もしますし、あとそれぞれ、商工業もそうですし、予算としてできるものとしては、例えば、新年度の予算でも投資的経費はできるだけ確保しようと、そんな事でインフラ整備を含めた環境を整えるといういみでは、できるだけ確保してそれらを本当に建設事業者の皆さんからそれを担っていただくと、そういった方策も1つはとれると思いますが、なかなかそれ以外の方でどういう面で所得向上に直結できるかというとなかなかいい案が出てこないというのが現実です。

庁舎内に職員で所得向上プロジェクトという一応立ち上げもしまして、今回の予算に結び付けられるものがないかということで、検討をしていただきました。これらについては、新年度になっても継続してやって、所得向上につながる手法、施策を1つでも2つでも見出して行きたいと思っております。

あと、それからもう1つコメントをしたいと思いましたが、ど忘れしてしまいました。こんなところでよろしく申し上げます。

議長

寒河江議員。

寒河江宏一議員

時間もあれですので、次の大きい2番目の質問ですけれども、防災・減災対策についてお伺いしたいと思います。

金山町では平成25年に金山町地域防災計画を作成して約10年になります。災害減災についても第5次金山町総合発展計画の中で施策の柱がありますその4番目にあるんですけれども目標4番目に「ひとが集う、持続可能なまち」ということで防災・減災、国土強靱化と地域の安全確保ということで考えておりますけれども、そしてまた新型コロナウイルス感染症を見据えた新たな対策も必要と考えております。現在の防災減災対策の進捗状況についてお伺いしたいと思います。

議長

町長。

佐藤英司町長

それでは、防災対策のことについてお答えをさせていただきますが、先ほどのもう1つの事をど忘れしましたが、思い出しましたのでちょっと触れますが、人件費の抑制のことも寒河江議員が触れていただきましたが、これについても、とにかく人件費を増大させないという事は必要だと思っております。ただ、正規職員については人権を尊重するという立場で一貫しておりますのでそれに応じた、例えば、手当が削減の場合は、手当を削減させていただきますし、若干なりともアップする場合はアップさせていただくということにしたいと思っております。とにかく大筋では、あまり増大させないように、或は、会計年度任用職員につきましても様々な分野を総合するとなかなか減っていきません。徐々に増えてきた今の結果を少しでも切り詰められるところはないでしょうかということで、今回も各課から様々検討をいただいてそれで一部抑制をしたところがあります。例えば、教育関係で言いますと特別支援を必要とする子供さんの数が増えてきたりとか、そういった事情も変化しておりまして、なかなか事務的にすばっとというのが難しい状況ではあります。

全体としてはとにかく抑制をするといえますか、人件費は増やさないという事は目標に是非やっていきたいと思っております。

ただ今の防災関係についてお答えをさせていただきます。

市町村地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、当該市町村の地域に係る災害応急対策及び災害復旧計画について定めるものとされており、当町においても、平成25年3月に現計画を策定しております。

近年、全国各地で地震や集中豪雨などの災害の発生や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、今までの防災対策では対応が難しい事象も発生しております。

このような状況を受け、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付

金を活用し、指定避難所である公共施設及び地区公民館等の一時避難所に小型発電機、空気清浄機及びLED投光器を整備いたしました。

また、避難所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために、段ボールベッド及び段ボール間仕切りを整備し、避難所開設時の身体的距離の確保対策を講じたところでございます。

しかしながら、避難所内での身体的距離を確保することにより、収容人数が大幅に制限されることとなるため、新たな避難所の確保も必要となっているという課題も出てまいりました。

一方で、令和3年8月20日に、新庄市の指定避難所に避難することができるよう、広域一時滞在に関する覚書を締結いたしました。まずは、上台地区を想定したのですが、このことは、上台地区に限らず周辺町村と隣接する地域、例えば、真室川に隣接する地域もあります。隣接する地域においても同様の形態は可能なものであり、それらのニーズを考慮しながら、必要に応じて広域連携を含めた防災体制の強化、協定の締結を今後も進めてまいります。

金山町地域防災計画につきましては、災害対策基本法等の関係法令の改正や上位計画の修正等を踏まえ現在全面改正作業を進めているところであり、新年度のできるだけ早い時期に作業を終えたいと考えております。

また、ハザードマップにつきましても、県管理河川の浸水想定区域の見直しを反映したものを配布するため、現在詰め作業を行っているところですので、併せて状況報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長

寒河江議員。

寒河江宏一議員

ありがとうございます。本当に避難所に関しては上台地区の話されました、本当に有難

いなどそこら辺を隣接の市町村と連携するということは本当に大切な部分ではないかなと思います。そうすれば安心安全な町づくりの1つ、一歩だと思いますので今後とも様々な面で考えていただきたいと思います。

新たな取り組みということでお伺いするんですが、その前に町では収容施設の避難所は44ヶ所ありますが、各地区の公民館が多いんですけども避難所として安心な場所が必要だと思うんですが、この施設に関しては耐震化についてはどのような状況になっているかお伺いしたいと思います。

議長

柴田町民税務課長。

柴田直樹町民税務課長

寒河江議員の質問にお答えさせていただきます。

町で指定している指定避難所というものがございますけども、こちらの耐震化につきましては現在中央公民館については、耐震化十分でないというような指摘を受けておりますが、それ以外指定避難所につきましては耐震化についてはなされているという事でございます。もう1つの地区公民館でございますけども、こちらにつきましては指定避難所開設、町でしますけどもその前段階に自主避難を高齢者がする場合ですとかそういった場合、あとは、指定避難所に避難できない場合という時の一時避難所的な扱いという形になります。

そちらにつきましてこの度各地区の方にお聞きしまして耐震化状況ということで確認をしたところなんですけど、この考え方といたしましては、基本的に昭和56年以降に建てられたものにつきましては、新たな耐震基準で建てられているというふうに考えられますので、その年度をお聞きして、地区の公民館の状況を確認したところでございます。

今、資料を探しているところなんですけど、全体31地区の内概ね半分程度はそれ以前に建てられたもので、おおよそ半分程度が耐震化が図られているというふうに町では考えております。

これは各区長さんに建築年度をおききしたところもありますので、区長さんの方からもそういった状況、自分の地区の公民館がどういった状況にあるのかというのをこの機会に把握をいただいているというところでございます。以上です。

議長

寒河江議員。

寒河江宏一議員

時間もなくなってきました、公民館というのは各地区の拠り所でありますので、本当に危険な場所にあるところもあると思いますので、そこら辺を町としても把握しながら避難所として1番と大切な部分だと思うんで、是非は把握しながら今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけども議会では、福島県の金山町、昭和村を視察した経緯があります、只見ダムを視察しましたその際に豪雨災害の爪痕を見てきました。大雨によってダムの放水により下流の災害はひどいものでありました。

この金山町にも2つのダムがあります、最近の気象変化によってどうなるかもわからないということで、先日舟形町の施設、舟形町福祉避難所と防災センターを昨年できたものを見てきました。

国では、国交省の事業で、「都市防災総合推進事業」の「地区公共施設等の整備事業」ということで工事費の1/2の補助の事業をおこなったそうです。

私は安心して暮らせる防災拠点が必要と思っております。その点についてどのように今度考えて行くのか、是非考えていただきたいという事で質問させていただきます。

議長

町長。

佐藤英司町長

ただ今、寒河江議員の方から防災避難福祉施設と申しますか、舟形町の方に建てられた

ものを1つのモデルというかそんな形のお話がありました。当町にもそういった施設が建てられないかというお話だったかと思いますが、今時点の本当の見通しということでちょっとお話をさせていただきますが、まだ具体的には正直イメージされているものはありませんけども、これは中央公民館の移転のことに関連しまして、あそこの場所に今言われたようなタイプの施設か、例えば、それだけはないと思っていますが、或は、それらに入り込んだ産直ができるような施設とか、多目的な施設を整備する、勿論あまり大きくないものだと思いますけども、そういった避難所的な要素も持ち、或は、若干の様々な会議もできるスペースだとかそういったことなどを、いわゆる町単独の道の駅自体が設置が厳しい、難しい面もあるかもしれませんが、そういったものを総合したもので、今後建設に向けて、そういった事を目指して少し勉強したいなというふうに思っております。

様々な補助事業も準備されているようでありますので、そこら辺を総合するといわゆる避難所だけの施設ということではなくって、様々な観点から利用が望めるような施設その中に避難所的な要素とか或は、防災のための設備を備えるようなものとか、そういった事をできないかなというような、今時点で本当にまだまだ具体的なイメージまでなっていないんですが、そういったことを実現できないか勉強を始めて行きたいと思います。

当然先ほど来、財政的な問題がありますのでそこら辺がいつ頃だとそういうことが可能になるのか、当然大きなポイントにはなるかと思いますが、そこら辺の今後の財政状況の見通しの中でそういった事なども十分検討に値するものではないかなというふうに今思っているところです。

議長

寒河江議員。

寒河江宏一議員

ありがとうございます。是非、中央公民館の跡地に関しても、その裏の寄宿舍に關しても防災倉庫として使っているわけです。段ボール等ありますので、そこら辺を含めて考え

ていかなければならないと思います。

舟形町さんであったのを見てきましたが、防災ですので日頃は、何でも使って会議とか、例えば、雨の日でも雪の日でも遊べる子育てしやすい環境の遊具とか置かれている場所もありました。

炊き出しもできる大きい厨房がありましたし、1人1人の乳児の個室の部屋とか、様々ありました。そういう災害時でない時は、日ごろなんにでも使えるということで大変良いことだと思っております。是非検討していただきたいと思います。

あと、農業面でも様々補助ありますので、例えば、今回の舟形町さんの施設が2億円だとすれば2億円の1/2の1億円が補助金できます。残りの1億円を過疎債を使えば7割きますので町の持ち出しが3,000万という形のことも考えてもいい、やれるので様々な補助を使いながら財が無ければそういう知恵を絞りながら是非、町づくりに今後も頑張りたいと思います。これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長

次に、沼澤道也議員の質問を許します。

沼澤議員。

沼澤道也議員

最後になりましたので最後らしく終わりたいと思います。2日間にわたる一般質問は珍しいのではないかと思います。色々大変でしょうが少しお答え願えればというふうに思います。今日は道の駅と農業振興この2つに絞りました。

その前に面白いなと思ったこと、感じたことを言います。1つは、孫達にせかれて、スキー場に行きました。3人連れて1日滑る予定でしたが、疲れて2時間で昼間で終わりましたけども、その時にスキー場の脇にテントを張っている1棟だったか2棟だったかテントを張っているんですね、そこからスキー場に真直ぐ来る人達がいたんです。この寒い

のにテントによく寝ているもんだと思って、どういう人達だろうと思っていたら、次の日山新に、徳良湖で冬のキャンプを推進するような記事がありました。

なるほど世の中には、変わった人がいるもんだなと思って、興味を持ってあの記事を読ませていただきました。別にカムロスキー場をどうするかという話で出したわけではありません。そういうことをふと思ったので、もう1つ山新、別に斉藤さんが来たからおだてるわけではないけども、非常面白かったのがもう1つあって、移住の人達を載せていました。真室川と鮭川と金山出たのかな。歌うテノールの人がどうのこうのとか。色んなことを書いてましたけども、これも移住を考える時に、読んでて思ったのは、こういうそれなりのスキルというか、技術を持ったような人が移り住むというのは、ここで暮していく手段を持っている、こういう人達が、最初に来るのかなと思ったんです。色んな事情できたとします。家の事情やら何やらの事情できたとしますが、そういうことを無しにして考えると、地方への移住を考える時には段階があるのかなとあの記事を見読んだんです。つまり、最初はああいう個性的な、さっきではないけども、冬にテントを張って雪の中で寝るような人達、こういう人達が、或は、スキルを持った人達が来て、その後段々と普通のサラリーマンも来るという形が出てくるのかなと、あの記事を読みながら思ったところでありました。

さて、本論にいきます。今回は1月26日発行の新庄最上道の道の駅論考という、新庄最上道の駅を考える会という人達です。何回かこの人達が発行する度に私だけではないと思いますけども、議員の方にこの資料が送られてきているんじゃないかと思います。

坂本さん、稲垣さん、阿部さん、小野さんかな、どういう人達か私には分かりませんが興味を持ってずっとこの資料は読んできました。この前、議運でも町長から少し話があったと思いますが、最上町がどうの、新庄がどうの、戸沢がどうのと色んなことがあって、果たしてこのやり方が正しいのかどうかということなんですが、色んな人々を呼んで色んなイベントを少し体験した者としてやっぱり、あそこに道の駅を作る、あそこの十字連携に

道の駅を作るといふのは、本当にこの人達が言うように、最後の最上に最後のチャンスというふうに私思います。今後、さっき言ったように、そう簡単に地方移住が起きるわけはありません。だとすると、町がいつているように関係人口と言われるような、いわゆる関係するような人達がここに来る、それに連れられて一般の人達も来る、という形で人が一時的にでも増えてお金も落とす。こういう形が当面は必要だろうと、東京がウクライナのような事になれば、地方に行って静かに生きようかという人達も増えると思いますけども、現状では無理です。そう簡単にこっちに来るといふ事は無いと思うので、そういう意味からいくとあそこに道の駅を作って一旦トイレでもいいから下りて金山に行って見るかとか、舟形に行って見るかとか、ということがチャンスとして与えていく或は、それを求めていくといふことは、私は大賛成であります。だからこの人達の論考については、大賛成なんです。他自治体の批判はしませんが、やっぱりこのことは優先的に考えた取り組みが必要ではないかというふうに思っております。これが1つ。

現在道の駅構想といふのは、どういう動向になっているのか、と思いつつ山新をまた、見ましたら、新庄の市議会の一般質問で誰か知らないけどこのことについて質問した人がいて、山尾市長は、今月末の検討会設立に向け準備を進めていると言っていました。面白いのは最後です。完成までは時間がかかると書いてあります。検討委員会は作るけど、その検討委員会の結論が出て完成までは時間がかかると言っています。この時間がかかるといふことは、どういうことなのか、ということなんです。ちょっと心配です。ただ、エコロジーガーデンについては、かなり全国的に珍しい道の駅になるという言い方をして、かなりの思いがあるような気がしました。

こういうことも含めて現状どういうふうに動いているのか。町長としてはこのことについてはどう思い、どういう動きをしようと考えているのか。

この辺を整理しておかないと、前回須藤議員から出た道の駅構想も本当の思いに終わってしまうのではないかという気がしますので、ちょっとまずこれをお願いしたいと、その

次に最後に彼らが出した20億円で建てるとするとこれだけのお金がかかる、こういう試算でやれるという話が出ましたので、最初に思いを聴いた上で、後で言って下さい。専門家がこれを見た時にどう思うのか興味があるんです。私のようなあまり財政に詳しくない者から見ると大変良いことだと、でも役場の担当として、これを商売としてみている人達は、仕事としてみている人達は、この試算というのはどう思うのか。大きくは今回道の駅については2つですので最初にまず、動向について話してもらえればと思います。

議長

町長。

佐藤英司町長

ただ今の沼澤議員のご質問である最上地域の道の駅の動向についてのご質問にお答えをさせていただきますが、まず、ご質問の中でも触れていただきましたが、新庄最上の道の駅を考える会共同代表4名名前の方阿部さん、坂本さん、稲垣さん、小野さんということがありました。阿部さんは雪氷の所長をされた方です、高壇の雪氷あそこをされた方で、国家公務員OBであり、科学者の要素を持つ方です。坂本さんは最上広域の事務職員で、金山で言いますと丹文也さんと同じようなことで、年代的にも同じで職員として活躍されたOBの方です。あと、稲垣聡一さんという方はこの方は高校の社会の先生です、年代的には昭和28年生まれだったと思いますが、退職されておりますけども公民とか、そういった科目を担当している社会の先生。小野紘一さんというのは、中学校の国語の先生というふうに捉えております。金山中学校にも赴任されたことがあります。年代的には私の1つ下ぐらいですから退職されていると思います。こういった方々が4名の共同代表という事で、沼澤議員もこの方々が発行される様々な道の駅に関する特に情報というか、4回ほど既にだしてありますし、新聞に折込で市民の方にこの方々の考えなんかを、ずっと一連の形で示したりしておりますので、今申し上げたようにそれなりに単なる一般的な紙面というよりは、それなりに分析力もあり、文書力もありということで、私もだいたいいた

いておりますので、それらを都度拝見しておりますが、なるほどと思う点が多々あります。そんなことを思いながら今回も、今沼澤議員が述べられた、1月26日の論稿というのは、ページ数がA3、2枚の表裏でしたか8ページ位あったということで、読むのも大変なくらい、まず詳細に分析をし、意見を述べられておりました。その流れからしますと、どちらかというとな新庄市が足踏みが遅かったといえますか、エコロジーの方面にどちらかと言うと力点を置いたところをこちらに再度目を向けさせたというような効果もこの方々の効果があったのかなとそんな思いもしているところです。それらを前段申し上げさせていただきまして、若干設置の動向について今申し上げたいと思いますが、これまで、県が主導して設置されてきたのがみ創生「北のゲートウェイプロジェクト」検討会は、昨年11月25日開催の第5回検討会で、県の主導から最上地域8市町村主体へ移行されました。

このことは、12月定例会の須藤議員の一般質問の際に回答しておりますので、その後の状況につきまして説明させていただきます。

第5回検討会で、新庄市の山尾市長は「今後の検討は新庄市が事務局を担い、新庄インターチェンジ付近が候補地として要望されていることを踏まえ、物流や防災拠点としての必要性も含めて検討し、最上地域全体に波及効果が及ぶよう、まずは8市町村の考えを整理し、検討会を年度内に開催したい。」という内容の発言をされました。

その後、これまで二度にわたり各市町村の担当課長による、8市町村が進める検討会の設置を前提とした打ち合わせ会を開催し、検討会開催の準備を進めてまいりました。

各市町村長の予定を調整したところ、新庄市議会の質疑の内容も議員から触れていただきましたが、3月24日に第1回目の検討会となる、仮称ではありますが、「新庄インターチェンジ付近「道の駅」検討会」を開催する運びとなりました。

検討会の名称や設置要綱の案、今後の検討内容やスケジュール等につきましてご協議いただく予定でございます。

検討会の状況につきましては、議員の皆様にも今後全員協議会開催の際には、協議内容等

を是非お知らせをさせていただきたいと考えております。また、新庄市議の質疑の応答で山尾市長の方で完成までには時間がかかると思うというところですが、こちらはやはり今の状況からしますと新庄市がエコロジーガーデンの方に独自の物をいう部分と、最上町の方は、川の駅を道の駅化するというようなことで、具体的に歩みを進めています。或は、既にある戸沢村の高麗館ですが、そちらの方はどちらかというところには在りますけれども存在感ということでは今一步だということは、村長及び村民の方々も認知をしている事だと思えます。そういった事情がある中でこの一本化を更に進めていくというのにあつたつては、後ほど試算のことも出てきますが、その後の展開に於いて収支の状況、ランニングコスト等或は、収入ベースそういった事を見た場合に、やはり最大のポイントは何方が運営するか。建物を建てること自体は8市町村で補助金も当然いただきますし、そして8市町村で分担をし合うことでありますと、それなりの施設群は十分建てることは可能だと思えます。

しかしながらその後のランニングコストこちらを、見据えた時にどういう方がそれを運営する、運営母体になるか、これによって建てたのは良いけどすぐさまやっぱり難しかったという話になりかねませんし、いざ建てれば本当に是非とも横軸、縦軸で交通量が増えると思われるところを十分に利用していただいて、そしてしかもそこで利用した方々が周辺町村にも足を伸ばすというような理想的な展開に持っていけるそういうイメージを作るにはやはり、時間はかなり要するだろうというような意味だろうと考えます。

私自身は、是非とも前もお話する期会があつたと思えますが、高規格道路の供用ということでは1番金山は恩恵をよくする可能性が高い町村です。逆に言うと素通りされうる町村にもなりますけれども、そういったことからすると、ここの十字連携の所の道の駅の話については是非とも積極的に参画をしてそこでの運営もそうですし、あと、今申し上げた周辺町村に如何にしたら人が流れてくれるか、そういった事を含めたソフト面での話し合いなんかもその場で是非ともすることで、ある程度目途が立つというところをみて、それに

向けて歩みを進めていくとか、そういうふうになろうかと思えます。

1つは、私なりに感じているのは、この度経済団体が先鞭を切ったといえますか、そういうところで期待をする気持ちはあります。というのは行政ベースだけが主導してしまうと、やはりどうしても横にらみといえますか、そういった要素が強くなると思いますが、経済団体の方で特に新庄商工会議所の会頭なんかはかなり意欲的なところがありました。

1回私の方にこの事についてだったと思いますが、ご挨拶に見えたことがあります、そこで是非とも私がやる時はその時は当然言いませんが、是非議論を深めて将来を見た場合には、このゲートウェイといえますか、そういったものが必要なんだということを十分力説をされておりましたので、特にそういう面では力のある方でありますから、そういう面では行政だけが進めようとするというのではなくってこの度の経済団体の各団体長、会頭それから最上北部、南部の会長さん方が是非やらなくてはいけないというようなところで入ってくれておりますから、是非とも一緒になって実現にむけて十分採算ベースが採れることが前提になりますけど、私も議論に積極的に参加して行きたいというそういう思いでいるところです。

議長

沼澤議員。

沼澤道也議員

ちょっと今の話で確認だけ、24日の検討委員会設置という事なんだけど、私は町長が心配するように今後のことも含めて誰が責任を持った運営をするのかというところが課題だと思う。そうすると体制整備、体制整備ですな、体制あくまでもまた、各市町村の係長だの、ほらなんだというレベルから始まってやって行くというふうにしなければいけないのか、ここがちょっと、これではなかなか物事が進まないんじゃないかと思う、やるんだったらやる。

そこでそれなりの専門家でもちゃんと於いて、体制としてはそういう形にする。多分こ

これは新庄市の職員が事務局になるのではないかと思うんだけど、やっぱり同じような行政職という職の範囲の中で物事を考えてしまう危険性はないのかということなんです。

これからは、さっきのテントではないけれども、おらからすると考えられない事を彼らするわけだ、雪の上にテント張って寝て寒くないもんだかと思いつつ、そういうちょっとここには感じられない発想をするような人をちゃんと置いて、或は、そういう職員がいるんだったらちょっと変わった職員がいるんだったらそれでもいいけども、そういう体制整備をちゃんとして進めていかないと、なんか同じような形のものになるのではないかというふうに心配されるので、1つだけ体制という意味ではどういう、24日にはみんな出てくるのかな、どういう体制で行くのかと、もう1つは広域とはちょっと違うかもしませんが、広域との関連広域事務組合関連はどういうふうになるのか、なっているのか最初の質問では1つだけ追加でお願いいたします。

議長

町長。

佐藤英司町長

関連する質問ということで、体制の部分と、広域との兼合いというお話でしたが、体制については、今時点で、事務局を担当するのは新庄市の関係課が、関係課長ということだと思いますが、事務局長という形になるのか、名称はちょっと分かりませんが、そういう形で関係あと7町村が事務局を構成する一員となっていくと思います。

あとは、ただそれらを具体的に絵に描いた餅にしない為にと言いますか、それらを具現化するために人材としてやはり行政ベースだけではというお話なので、そこら辺は24日の話し合いの中で例えば、アドバイスという形でもらうという話になるのか、そこら辺は今考えている内容自体が示されておりませんので検討会の中でそういった事も質疑の中でもし、無かったら私の方でも具体的な進めるにあたって、市町村の担当課ベースだけでいいのかというところは疑問として発していきたいと思います。

あともう1つ広域との関係ということで言いますと、今時点では広域との関係はない状態で進んでおります。ただ、先ほどの新庄最上の道の駅を考える会の方でこれから試算の話が出るんだと思いますが、そここのところで試算のところがありました。そして試算の中で今既に行われていることではあるんですけども、定住自立圏の関係でそれらをどの様に扱うかという話になれば当然広域として関わりも出てくると思いますが、そこら辺後でもお答えさせていただきますが、そこら辺試算という意味ではなかなか充てに出来ないという実態があります。

でもそれらを今後別の形でそこに取り込むというか、そういった可能性などがあるのかどうか、そこら辺は今後の話の中で出てくることだと思っております。今時点では、そういう意味では広域との関係というよりも広域理事会の中で様々であると、それは新庄市長が理事長であり、構成町村が、理事としているその中でこの道の駅についても事務局は各市町村の関係課が当たるんでしょうけども、あとそれらと並行するようにと言いますか、理事会のところでも時々話題には当然する。そして場合によってはその話題になったものが検討会でより具体的に反映させていくようになるのか、そこら辺は今のところはまだ、不明な点は多いんですけどもいずれにしても検討会を構成する8市町村が広域の理事でもありますのでそういう意味の連携、話し合いの連携は当然できるものだと思います。

議長

沼澤議員。

沼澤道也議員

それでは、この道の駅についての試算図というのがありますけども、この試算をプロとしてはどういうふうに見るのか、それを質問します。それを答えたらこの事については質問しませんので、前に広域の話をしたのはなぜかという、前にエコポリス構想というのがあったと、エコポリス、私は現役の時に何回か言いました。エコポリス、今こそ最上はエコポリスという共通の認識の元農業振興や、その他の振興もすべきではないかという話

をしたことがあります。

まったく、ただ、ゆめりあに言葉が、言葉がぶら下がっていることで具体的なものはまったくないんです。今のSDGSを見た時に、あの時に、あの時にちゃんとしていればかなり注目された地区なったはずと私は思う。

これはなぜ強く思ったかという、ちょっと昔話、簡単に言うと、丸紅との米の流通をしていますね、あの時に丸紅はミニストップと組んで当時は外米だろうが何だろうが混ぜ合わせて弁当を作っていた。それを丸紅がミニストップに働きかけた、ちゃんとした米を作って弁当を作ろうではないかと、それに賛成したわけ。

じゃあどこにあると、山形に行こうではないかと、山形のあきたこまちが良いんじゃないかという話になったの。山形でどこに行くとなった時に、じゃあ航空防除していない最上しかないかと、つまり、減農薬とかこだわりの米を使うのには最上しかない。少し語りの良い沼澤さんに行くかという事できたのがこれなんです。

だからその時もエコポリスまでは考えてなかったけども、やっぱりエコポリス、エコロジーです。これをテーマにした最上全体としてやると、私はその時の立場ですからエコロジー米みたいなものを作ったらどうかという話も或は考えたりもしました。

だから今回のこの道の駅はただの、ただのトイレ設置じゃないと私は思う。最上のエコポリスの他に次の新しい方向性、新しい進み方を考える1つの素材、1つの手段に私はなるというふうに思っているんです。

だからこの人達の、この論考等については大変興味を持って毎回読んでいるところです。

じゃあ、お金の話をちょっとお願いします。

議長

町長。

佐藤英司町長

それでは、先ほどの論考の最終的ページに書かれているその20億円の道の駅建設ただ

で造る試算図というページに皆さんが算定した内容を記載している訳ですがここについて
の見解といたしますか、プロの見解と言われるとそこまで自信はありませけれども、まず、
見解を申し上げたいと思います。

最後にこのページで書かれている道の駅を1つの参考としているのが米沢の道の駅を参考
にして試算されておりまして、だいたい20億円の内容の道の駅建設、今申し上げただ
で造る試算図というようなテーマとなっております。

整備する施設規模や内容によって全体事業費に変更は生じますが、参考とした道の駅米
沢の事業費を下回る規模で試算し、かつ国と県からの補助金も同様に全体の約4割を見込
んでおりましたので、それらは妥当かと思われま。

しかし、米沢の場合は平成30年4月開業であり、当時と今後活用できる補助事業や整
備に係るコストを考えた場合は、同等の整備を行う場合は全体事業費や市町村の持ち出し
は増加するものと予想されます。

また、「出店者だけでなく市町村収益も膨大」とする施設使用料の年間1億5千万円と
いう試算ですが、収入見込みとその収入を伴う起債額の積算の妥当性や、タイトルに使用
している「ただで造る」という表現と、維持費に関する市町村の負担について具体的にこ
こは触れられていませんでしたが、こういった事を考えますと読む人への説明としては不
十分な説明だと思いつつも、施設使用料の見方や定住自立圏交付金の活用などにつつま
しては、先ほど申し上げましたが、今のままで直ぐ使えるというものでもございませ
んの、希望的観測による内容もあると思われましますので、吟味された数値とは今一歩考
えにく
いものと受け止めております。

ただ、新庄インターチェンジ付近に整備するための道の駅の試算は、具体的にこうい
う形で目にするのは初めてということもありますし、「県も含めた市町村会議の参考にされ
たい」という記載がありましたけれども、参考意見の一つとするとともに、今後の「新庄も
がみのランドマーク検討協議会」と「(仮称)新庄インターチェンジ付近「道の駅」検討

会」を通じて、イニシャルコスト並びにランニングコストのより現実的な試算をいざ始まってしまえばより現実的な試算を行うということになりますので、更に先ほど申し上げました、運営主体をどこが担うかなどの各論ということでも様々当然議論が必要となりますので参考とする資料としては、これはこれとして一定の評価はできるものだと捉えております。

議長

沼澤議員。

沼澤道也議員

是非、積極的な参加ということですので頑張って、これからの進め方に提案をしていただきたいと思います。

続いて農業振興についてです、これは昨日須藤議員等の質問がありましたのであまり詳しくは言いませんけども、私は担い手対策ですな、片貝が私の居場所なんでそれを見ているとここ2、3年で農業を辞めるのかなと思うような「足痛くなってきた」とか「大きい手術をしないといけない」そういう人たちが2、3出てきました。

私もそろそろ70の年なので自分の田んぼをどうするかということを実際に考えなければいけない、ただ、全て今、私の年代でいうと健康というキーワードで動いてますので農業も健康を第1にしばらくやりたいと思っております。

これからこういうのが増えてくる、昨日の須藤氏への質問の答えとしては集落営農という言葉が大分出てきました。果たして集落営農はどのようなかということです。

色々答えは、いただいていると思うのでその前に集落営農これも現役の時にかなり一生懸命国や県から言われたことではありますが、金山は積極的にはこれに取り組みませんでした。その理由大きくは3つぐらいあったと思います。1つは、そこに集落でやったとしても、もう少しおもえば年にとって、担い手がいなくなる、そこに果たして新しい担い手が入ってこれるのかどうか、この辺が問題つまりそういう組織を作ったところで又担い手問題が出

てきてしまうこれが1つ。もう1つは、事務局体制です。これを国は法人化までで持っていきなさいと、集落営農を次に法人化、会社にきなさいとこういう話でした。そうなると、色んな事務的な仕事が多くなって来る。岩手なんかはそれを行政や農協が一体となってやっている、だからやっているんです。本格的に法人化したところは、ちゃんと職員を使ってやっていると思うんだけど普通はそうじゃない、この体制が金山であるの当時とれるかというとなかなか難しかった。

もう1つが、米以外の作物を作らないと年間就労ができない、単なる稲作の集落営農だったら共同作業でいいのではないかと、集落営農なんて言わないで、昔の共同作業体制でいいのではないかと。そういうこともあって我々の力不足、或いは、認識不足もあったと思いますが、集落営農とは特別大きくしないで個別の規模拡大、個別が規模拡大をして法人化して社長、副社長等がいて責任を明確にした形の方が進めやすいのではないかとということで、集落営農にはあまり積極的には取り組んでこなかったんです。

これから、昨日の須藤議員の質問にあったように、集落営農の形をやるとなると多大なエネルギーが必要です。地区座談会を何回も開く、もちろん人・農地プランだって本来は、国の政策としては、本来は、地区で相談してその上で俺がする、俺が辞めるこれを決めなさいとっているわけ、でも今の町のやり方は、これまだ出して来ませんけども、農家に「あなたは、これからどうしますか」現状維持、或いは将来は離すこれを書いてしているだけなの。だから、国は求めるように、人・農地プランです、ちゃんと計画ができているのだから将来はこの人に土地が行くんでしょとそうすると土地は有効に使えるんでしょ、担い手も作るんでしょという話になる、理屈はこうなんです。

そのためには、さっきの集落営農形成と同じように地区座談会、地区座談会ですよ、集落という範囲の座談会を徹底してやらないといけないんです、そこで合意形成をする。

人・農地プランもそこで作られるさらに言えば集落営農という生産体制もできるということになるんです。

果たしてこのエネルギーを町と農協等できるのかということなんです。これ大変なエネルギーですよ、本当に。

そういうことも含めて、昨日の集落営農について聞きながら、少し疑問に思う今までの経過というものをどう捉えたらいいのかと思ったので、そんなことも話したところです。

ここで言いたいのは、この体制、体制整備ということです。私は前に、1町1農場構想を提案しました。金山、約1,500haの土地は、全町1農場だと1農場だからその中で個別に大きくする人もいれば、集落営農をする人もいれば、共同作業体制でやる人も或いは、通さないで面積をあれしてする人も、様々な、考え方では全てが担い手です、考え方では。それするためにはきちっと農地を管理しないといけないんです、管理する体制が必要なんです。この人が辞める時には誰にやるのか、だれにやったほうが良いのか、どの組織にやるのか、この調整作業です。

そして出来ればですが、この土地は元々畑だったんだから畑の物を作ってもらって、ニラでも作ってもらって、やってもらえないか。こういう立ち入りも含めてやらないといけない。

そうすると、1町1農場とワンフロア化、ワンフロア化というのが私には出てくるんです。具体的に言えば農業委員会、産業課、農協の営農部こういうところを1つの席にしてそこで、全ての農業継続の問題、農地継続の問題をそこで調整していくと、これはかなり飛び出した話で金の話どうなったかとか、色々出てきますけども、考え方としてそういう事、前段階として、どういう体制、今の段階でどういうことを考えるかということ、これは先を見通して考えておかなければならないことではないかと、或いは、考えておいてほしい、その内私も相談にいきますのでということで、第1番目の質問をしましたので出来る範囲でお答え下さい。

議長

産業課長。

川崎勉産業課長

それではただ今の、体制整備についてお答えいたします。

現在、町が実施している、農地の有効利用を主に目的とする関連事業としましては、農地有効利用の基本プランとして「人・農地プラン」があります。「人・農地プラン」では昨日も申し上げましたが、中心経営体として位置付けられている認定農業者などに農地を集約化することを農地中間管理関連事業で実施しております。

農地中間管理事業では、議員ご承知のとおり、離農などで耕作者がいなくなった農地を農地中間管理機構が一括して借り受け、その農地を、最も効率的に耕作できる集積希望者に貸し付けを行うものです。具体的に農地中間管理機構への貸し付けについては、農業委員会で審議され、貸し付け先の案の選定などは、産業課長が会長となっている町の担い手育成総合支援協議会において、現地の状況などを踏まえ案が策定され、案について農地中間管理機構での意見聴取期間を経て実施されます。

このように、現在は「人・農地プラン検討委員会（メンバー：認定農業者協議会（会長・副会長）、農業法人代表（いずえむ、ドリームファーマーズ）、女性委員（農協女性部長、副部長、理事）、農業委員会（農地部長）、農協（営農部）、産業課）」、「人・農地プランと合わせまして「産業課」、「農業委員会」、「（公）やまがた農業支援センター」が関係者となり事業が実施されております。

また、農業委員や推進委員が出し手や受け手からの相談を踏まえ農地の有効利用を進めていることなどもあり、令和4年度は新たな推進体制を整備するには至っていませんが、その後に向けては、一定数の離農者の発生が予想されること、現在計画されております田茂沢・蒲沢地区での基盤整備事業の推進、多面的機能活用交付金の一括指導など、担い手対策における体制整備が必要になってくるものと考えております。

その際は、新規就農者支援、農業経営支援や情報提供などの全体的な農業支援も含め、より地域の状況、農業者の状況に精通した支援員の配置などが考えられますので、今後人

選などご助言をいただければと思います。

先ほど集落営農のことございました。集落営農に関しましては、きのうも色々お話をさせていただいたんですが今の時点で町とか、農協が強く集落営農に向けて積極的に動いていくというところまではまだ至っておりませんが、集落営農の成功事例が他にもございますし、町内では今集落営農小規模ですが荒屋地区で取り組んでおります。こういった中で、新たに今集落営農したいという相談もきている地区もありますので、そういった集落営農を勉強したいとそういったところには、集落営農の制度的なもの、メリットとか、デメリットとかを一緒に勉強して協議しながらそれぞれの地域にあった集落営農が良いのか、先ほどありましたように個別で大きくやっていくほうが良いのか、共同作業が良いのかそういった色々な選択があると思いますのでその辺ところを町が指導するというよりも色々な方策があるのでその中から地域のより良い最適なものを選んでいただけるよう町としてもサポートしていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

議長

沼沢議員。

沼澤道也議員

大変なことはよくわかりますので、頑張ってくださいと思います。1つだけお願いしておきます。

それは、現在の大規模層これは、認定農家の中にくるまないで、認定農家としてはくるんでもいいんだけど、その人達の新たな組織、大規模層10町歩以上になるか20町歩以上になるか分かりませんがおそらく10町歩以上だと思いますが、その人達の仲間づくりをちゃんとして欲しい。そこで、受けるときにどういうことを役場や農協に求めるのか。何をして欲しいのいかを聞けば、出てくる、答えは必ず出てくる。是非、そのことだけは1つだけ言っておきたいと思えます。ほとんど受ける人達は、法人化、特別法人してると思えますので、法人化クラブでも何でもいいんだけど、そういう人達でしてください。

某法人はもうこれ以上無理だということで、アップアップしているところもあるようなので、その辺のよく意見を聞いて体制整備、体制整備のうちの一つです。

何も役場の窓口、農協の窓口をいっているわけではありません。そういうことも含めた体制整備をお願いします。

時間も無いので最後、いわゆる5年ルールで水田交付金で今年から大騒ぎをしておりますが、これか金山になってきますと大変なことになりますな、特に今のドリームやエコ、この人達が使っているやつ、転作のほぼ3割ぐらいをしているのかな、全体では転作面積の3割ぐらいをこの2つの組織やそういう人達でやっているんです。個別じゃないんです、ここは、分かっている通り転作として貸し付けた場合、何年も今年は豆を植える、今年はずばを植える、そういうことをしております。有屋のあそこだけはニラを主体にしておりますが、そうすると、今話題になっているのは、「まあまあそこまで怒らないで、この5年間でちゃんと決めますから、まず、まず」と国は言ってるわけですが、それはブロックローテーションという転作のやり方をしているところだけです。

この辺で言うと、東根の村山ドライブインがる、道の駅あの橋を渡ると陸橋を渡ると、あの辺りに「今年はずばを植えた」「今年はずばになった」あそこが大規模に5年なり、6年なりで廻してやっているんです。あれがブロックローテーションこういいことです。ここをやっているところについては、いろいろ事情を鑑みて国も検討しますよと聞いていた。「金山の場合はねえなのよ」固定からほぼ転作地として、さっき言った3割以上の土地をしている組織は、一旦借りたらそこはずーと転作地なんです。ただ、品目はちょっと違うぐらいのもんで、これは、5年ルールになってくると仮にOKになると、5年後には畑に転換してやると、地目変更しなさいと、畑でないと転作奨励金をよこせませんよという話になるわけです。これは分かっていると思うんですがそこで、そうなる大変なことになります。なかなかこれは国の話なので町に文句を言ってもどうしようもないことなんです、この辺も踏まえて国方にきっちと要望をしていただければということをお願い

いしますので、なんかこのことで今動きがあったらお願いします。

議長

産業課長。

川崎勉産業課長

それでは、ただ今の質問についてお答えいたします。

まずは、5年ルールについて確認をさせていただきます。

平成23年度の戸別所得補償制度で初めて転作田はいつでも田に戻せることが前提であるという通知がなされ、更に、平成26年度の経営所得安定対策事業要綱においては「米の直接支払交付金及び水田活用の直接支払交付金の交付対象となる農地」について示され、「畑地化し水田機能を喪失する等水稲の作付けを行うことが困難な農地であって、地域農業再生協議会が本制度の推進上当該農地への交付金の交付が必要ないと判断するもの」を交付対象水田の範囲から除くことが明記されました。

その後、平成29年度の要綱改正において、具体的には、たん水設備を有しない農地（一次的な畦畔撤去を除く）所要の用水を供給しうる設備を有しない農地（天水のみで水稲生産が可能なことを近隣農地で証明できる場合を除く）又は土地改良区内にあっては水稲生産に要する用水を確保するための賦課金を支払われていない農地が経営所得安定対策事業の対象水田から除かれる位置付けとなり、令和4年度の国の当初予算概算決定において、その確認の意味を含めてのことと思われませんが「現場の課題を検証しつつ今後5年間、具体的には令和4年度から8年度までに一度も水稲作付けが行われない農地は、令和9年度以降は交付対象農地としない」ということが公表されました。

現在、国会で令和4年度当初予算が審議中ですので確定ではありませんが、政府、農林水産省の考えとしましては、大臣会見によりますと、主食用米の消費減少が続くため、麦や大豆や野菜、子実用とうもろこしなどの定着性や収益性が高い需要のある品目への転換を進める必要があり、定着性の強い作物転換の実現に向けた見直しとして、1つ目水稲

と転換作物のブロックローテーションを促す2つ目転換作物が固定化している水田は畑地化を促すということのようでもあります。

ご質問の、転作への対応及び畑作振興にどう対応していくかという点につきましては、現在の各農業者の農業経営について考えますと、土地利用型作物である、大豆、ソバ、畑作物であるニラ、キュウリなど、いずれにしましても毎年の交付金を含め、農業の経営指標を策定している方が多いと思います。

そのため、ブロックローテーションにより収量の増加などのプラス面が期待される品目については、ブロックローテーションを、逆に、株更新の期間が長いアスパラや、ハウスの移築などが難しい施設園芸品目などは畑地化について、各農家が適切に判断できるような情報提供していきたいと考えております。

しかしながら、国が目指す方向性が必ずしも当町の現状に即しているかと申しますと必ずしもそうではないと感じる部分もあり、その点につきましては、農林水産省でも「現場の課題を検証しつつ」としていることから、町としても現状や不具合点を申し上げておりますので、農林水産省の対応を注視しながら「いち早く、正直に対応した農家が逆に損をする」ことがないように、情報収集、情報提供に努めたいと思います。

また、同様に、令和8年度までの水稻作付けへの対応ということを踏まえ、国、県、農協と共に各品目への影響などについて、検証、検討できると考えており、その点からも早急な対応については、各農家に十分検討していただけるよう、今後も情報提供して参りますとともに、国や県への要望にもつなげていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

議長

沼沢議員。

沼澤道也議員

もう終わりますがちょっとだけ1分間だけ時間を下さい。これから農業を考える時には

1つは、生産主体をどう作っていくか、生産主体、だれが生産しているかということです。

もう1つは、どんな作物をどういう形で作り、どういう形で売るかという販売面大きくいうとこの2つを、整理しながら農業振興していかなければいけないのではないかと思います。

昨日、須藤議員の答えにあったように、軽量作物、須藤議員が言ったように産直の拡大とかということも1つの大きな目玉だと思うんです。これは、例えば産直関係では、神田富岡という群馬県にあるんですが、上野村のあたり、富岡の近くなんですがここでは大規模層を作るのではなくって個別を作ります。産直です、ほとんど産直の形をかたちをとります。

簡単いうと、最初に慣れない人は学校給食とかそういうところにやる、慣れてくると飲食という形で店に置いていく、それからもっと高等なインターネットで売っていく、こういう色んな販売方法をとって、やる人達は私たちのような高齢者がやったり、女の人がやったり、つまり色んな人の担い手を形成するやり方をとっている。

その時によく言われたのが、金山は産直もちゃんとやっている、産直も夕市を中心にやっている時でしたけども、だから1国2制度の販売戦略をとったらどうかとある先生方から言われました。1国2制度です、つまりあの時は私は農協でしたので、農協は市場一本ではなくって産直ということも、もう1つ販売戦略に入れなさいと、つまり農協の中で2つの方向市場流通と産直流通こういう1国2制度の考えをしたらどうかということも言われました。

あと、理屈は言いませんけども、やっぱり物事には、私は目的と手段があると思っています。転作奨励金を何に使うか、色んなことについてもこれは、あくまでも手段なんです。

目的は何か、金山農業の姿です、担い手形成はどうするか等々について、こういう大きな目標があってそのために手段として転作奨励金や、町のお金をどう使うか、こここのところを整理して目的がはっきりしないと手段だけになってしまう。そうするとなかなか先が

見えないということになりますので是非この辺色々大変なことは良くわかります、口ばり
いうのは簡単なことと言われるのもわかりますけども、是非色々勉強して今後の方向性を
我々に示していただければと、偉そうなことを言って私の質問を終わります。ありがとう
ございました。

議長

ご苦労様でした。これで一般質問を終わります。会議の途中ですが、午後1時まで休憩
します。

12時00分 休憩

15時15分 再開

議長

休憩を打ち切り再開します。

日程第2 町長提出議案の一括上程

議長

日程第2 町長提出議案の一括上程を行います。

議第1号 令和3年度金山町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認について

議第2号 令和3年度金山町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認について

議第3号 令和3年度金山町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認について

議第4号 令和3年度金山町一般会計補正予算（第13号）

議第5号 令和3年度金山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

議第6号 令和3年度金山町介護保険特別会計補正予算（第4号）

議第 7 号 令和 3 年度金山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議第 8 号 令和 3 年度金山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号）

議第 9 号 令和 3 年度金山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

議第 10 号 令和 3 年度金山町水道事業会計補正予算（第 2 号）

議第 11 号 金山町まちづくり基本条例の設定について

議第 12 号 町長等の給与の特例に関する条例の設定について

議第 13 号 金山町行政手続きにおける押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する
条例の設定について、

議第 14 号 金山町と山形県との間の行政不服審査法第 8 1 条第 1 項に規定する機関の
権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について

議第 15 号 金山町行政不服審査会条例を廃止する条例の設定について

議第 16 号 金山町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

議第 17 号 金山町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

議第 18 号 金山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議第 19 号 金山町路線バス設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議第 20 号 金山町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議第 21 号 金山町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議第 22 号 金山町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

議第 23 号 金山町産業振興条例の一部を改正する条例の制定について

議第 24 号 金山町総合交流促進施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する

条例の制定について

議第 25 号 ホットハウスカムロの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

議第 26 号 令和 4 年度金山町一般会計予算

議第 27 号 令和 4 年度金山町国民健康保険特別会計予算

議第 28 号 令和 4 年度金山町介護保険特別会計予算

議第 29 号 令和 4 年度金山町後期高齢者医療特別会計予算

議第 30 号 令和 4 年度金山町農業集落排水事業特別会計予算

議第 31 号 令和 4 年度金山町公共下水道事業特別会計予算

議第 32 号 令和 4 年度金山町水道事業会計予算

議第 33 号 漆野周辺地にかかる総合整備計画の策定について

議第 34 号 中田周辺地にかかる総合整備計画の策定について

議第 35 号 有屋周辺地にかかる総合整備計画の策定について

議第 36 号 田茂沢周辺地にかかる総合整備計画の策定について

議第 37 号 金山町公文書公開審査会委員の任命について

以上、37 件を一括上程します。

日程第 3 施政方針並びに提案理由の説明

議長

日程第 3 施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

町長。

佐藤英司町長

金山町議会 3 月定例会にあたり、提出議案の説明に先立ちまして、令和 4 年度町政運営の基本的な方針と予算の大要を申し上げ、議会をはじめ町民の皆様からご理解とご協力を

賜りたいと存じます。

はじめに、令和2年国勢調査における当町の確定人口は5,071人（速報値は5,074人）で、前回の平成27年国勢調査人口より758人、13.0パーセント減となり、県内で最大の減少幅となっております。

人口減少は、首都圏などの都市部を除いて全国的な傾向であり、極めて大きな課題となっていることから、令和3年12月24日に総務省が公表した令和4年度地方財政対策では、国の一般会計における地方交付税加算措置について、令和4年度に予定していた加算額2千310億円のうち154億円を除いた2千156億円については、地方交付税総額の安定的な確保の観点から、令和9年度以降に加算するよう加算時期の調整を行っております。

また、税収などの自主財源が脆弱な当町において、歳入の約半分を占める地方交付税につきましては、出口ベースで6千153億円、率にして3.5パーセント増の18兆538億円を確保した一方、臨時財政対策債については、国と地方の折半としていた折半対象財源不足が生じないことから、67.5パーセントと大幅な減額となっております。

このようなことを踏まえ、令和4年度当初予算には地方交付税は、前年対比6千834万1千円、3.2パーセント増の21億8千977万円、臨時財政対策債につきましては、先ほど申しあげましたように国の地方財政対策で大幅な減額となっておりますことから7千960万円、率にいたしまして72.4パーセントと大幅減の3千飛び40万円を見込んだところであります。

一方、普通建設事業に係る町債につきましては、公共施設の有効活用や、地域経済活性化の観点から生活に密接に関係する道路・橋梁整備を行うための財源として1億9千740万円を計上させていただいたところでありますが、交付税措置がない起債については、後年度負担の軽減を図るため、前年度繰越金並びに地方交付税の確定状況により、9月補正予算で財源調整をいたしたいと考えております。

次に、基金からの繰入金でございますが、予算調製の最終段階で財政運営基金からの繰入が1億1千万円となりましたことから、今後の財源を確保するため1月31日に課長、補佐級職員による会議を開催し、各課で再度歳入の確保と、事業の見直しや歳出削減ができるものはないか検討するよう指示をしたところでございます。

その結果、歳入では町税と使用料合わせまして1億17万5千円を増額し、歳出におきましては、4億700万円を減額し、財政運営基金からの繰入を6億100万円に圧縮したところであります。

その他基金からの繰入でございますが、役場庁舎の防雪柵設置工事、エアコン更新工事、改善センター排煙窓修繕工事などの財源として、資産活性基金から2億720万円、かねやま応援基金から1億20万7千円及びかねやま清い心の町創造基金から50万円を繰入して財源調整したところでございます。

先ほども申し上げましたが、基金残高を確保していくことが今後の安定的な財政運営には不可欠でありますので、後ほど補正予算でご説明させていただきますが、この度の補正予算で減債基金に1億円を積み増しすることとしており、さらには、3月下旬に特別地方交付税の交付額が決定されますので、その決定額と翌年度への繰越財源等を考慮し、令和3年度の最終補正予算で財政運営基金へ積み増しを行い、基金残高の確保に努めて参りたいと考えております。

また、今後は経常収支比率の高止まりが見込まれていることから、弾力性のある財政運営を行うためにも、一般財源の確保が最大の課題となっておりますので、町税及び特別会計の公金未収対策の強化を図るとともに、1月31日の議会全員協議会でご説明申し上げましたが、ふるさと寄附を増やすための方策といたしまして、プロポーザルによる審査を行い、よりノウハウのある事業者にふるさと納税業務を委託する方式に改め、ふるさと寄附額1億円を確保したいと考えております。

さらには、将来の財政運営に影響を及ぼす基金残高並びに町債残高につきましては、今

後予定されている普通建設事業や、公債費負担の推移と地方交付税の動向など中期展望により試算を行い、今後におきましても、可能な限り基金残高の維持と町債残高の減少を図ることを基本に、確保可能な歳入に見合うよう歳出の調整を行って参りたいと考えております。

次に、令和4年度当初予算につきましては、当初予算の概要、主要施策別事業概要及び財政の中期展望などにより2月28日の予算内示会で各課長等からご説明させていただきましたので、予算編成の基本的考え方、今後の行財政運営方針などについて申し上げます。

当初予算編成方針につきましては、11月24日に開催されました議会全員協議会で財政担当から議員の皆様にご説明させていただいたところでございますが、基本的な考え方といたしまして、1点目が、情報（町民ニーズ）を広く収集して課題等を分析し、本質を捉えた予算編成とする。2点目が、持続可能なまちづくりを基本とし、「量」の抑制と「質」の向上を図る。

3点目は、職員一人ひとりが経営者意識を持ち、未来志向のあるべき姿を想像する。最後に4点目として、職員の熱量は、町を動かす原動力となる。前例にとらわれず良策を見出すため議論を尽くす。の4項目を基本に予算編成にあたるよう指示をしたところでございます。

また、町の現状と課題を踏まえ、将来に繋がるベースとなる政策目標といたしましては、
1. 少子高齢化、人口減少及び健康長寿対策の推進 2. 町財政の早期健全化 3. 防災・減災対策 4. 将来に繋がる産業（農林業・商工業）の振興 5. 美しい景観の保持 6. 多様な人材の活用と育成 の6点を重点的に推進し、将来に向け活力あるまちづくりのため事業展開を図っていくための予算を盛りこんだところであります。

そのうち、特に「健康づくり事業（健康長寿、介護保険料の抑制）」、「学力向上対策」、「所得（農林業・商工業）対策」の3点につきましては、すぐに効果が表れるものではないかもしれませんが、健康づくりと活気のある町づくりを推進していくためプロジェクトチームを編

成し、一步でも二歩でも改善に向けた事業の予算化を図るとともに、その実現に向け全庁的に取り組んで参りたいと考えております。

さらに、新しい地域交通のあり方（中学生も含めたスクールバスの拡充とデマンド交通）、国で推進しているウィズコロナ対策・デジタル化の推進及びこれからの町の観光・景観施策の確立を重点的に推進いたしますとともに、現下の町内経済の状況を勘案し、受注機会の増加とインフラ整備のための普通建設事業費につきましては36.4パーセント増としたところであります。

続きまして、新型コロナ対策関係につきましては、国の令和3年度補正予算において、新型コロナウイルス感染症に係る地域創生臨時交付金が追加交付されることになり、当町への追加交付限度額は9千427万2千円となっております。

全国的に10月頃から新型コロナウイルス感染者が少なくなり、飲食店など町内経済も回復傾向にありましたが、1月に入りオミクロン株の急速な感染拡大により、1月27日から2月20日まで山形市、庄内地域を対象にまん延防止等重点措置が適用（2月3日から米沢市と高畠町、2月9日から天童市も追加）となり、2月8日以降、町内でも感染が確認され、その影響により町内の飲食店等の客足が減っていることから経済対策が求められております。

このような状況を踏まえ、町内経済回復のための方策としてプレミアム商品券発行事業、地域商店街活性化事業、小規模事業者支援事業などを当初予算に計上させていただきますとともに、感染状況に応じて適宜必要な予算を令和4年度補正予算にも計上させていただきます、切れ目のない対策を講じて参りたいと考えております。

併せまして、将来の財源確保の観点から公共施設の有効的な活用のため老人福祉センターの改修費用や、令和4年度から明安小学校と有屋小学校が金山小学校に統合されますので、統合に必要な予算につきましては、令和3年度補正予算に計上して準備を進めているところでございます。

また、保護者、地域の皆様からいただいたご意見にもありましたが、中学生を対象に加えた形でのスクールバスを運行いたします。統合後の教育環境などにつきましては、統合準備委員会を中心となってきめ細かく協議を重ねて円滑な統合に向け着実に前進しております。

このようなことから、地域創生臨時交付金につきましては、当初予算におきまして合計5千万円を計上したところでございます。交付限度額の留保額4千427万2千円につきましては、先ほど申し上げましたように、今後の感染状況や町内経済の状況に応じて、補正予算に計上する予定でございますので、ご理解下さるようお願い申し上げます。

続きまして、特別会計でございますが、先ず介護保険特別会計については予算額が年々増加しており、介護保険料も県内で一番高くなっており、先ほど重点事業で申し上げました「健康づくり事業（健康長寿、介護保険料の抑制）」プロジェクトチームを立ち上げ推進して参りますが、施設入所の現状などから積算した結果、介護給付費の増加が見込まれますので297万円、率にいたしまして0.3パーセントの増額となりました。

予算規模の増加に伴い町の法定負担額と事務費に係る操出金も増加し、一般会計からの繰入金につきましては、前年対比929万9千円、率にして5.6パーセントと増加しており、町財政の負担感が高まっておりますので、介護保険料の抑制と一般会計からの操出金の平準化を図るため計画的に介護給付基金への積み増しをして参りたいと考えております。

公共下水道事業特別会計につきましては、地震等に対応していくため国からの防災安全社会資本整備交付金を活用してストックマネジメント実施方針策定業務3千450万円を計上いたしましたことから、前年度対比36.8パーセントと大幅な増加となっております。

また、農業集落排水事業特別会計と公共下水道事業特別会計につきましては、令和5年度から公営企業会計に移行となりますので、固定資産の評価事務など移行準備を進めてい

るところでございます。

町立金山診療所に係る国民健康保険直診勘定予算は、前年度補正予算で計上した新型コロナウイルスワクチン接種受託料につきましては、今回は当初予算に1千144万1千円を計上させていただきましたので、その収入が増額となり一般会計からの繰入金は750万2千円の減額としております。

水道事業会計につきましては、水道使用料が年々減額となっている一方、配水管工事などインフラ整備に係る資本的支出を内部留保資金などで補てんしてきたことから、内部留保資金が年々減少しており、毎年、国の基準に基づき補助している高料金対策補助金のほか、水道事業会計の資金確保を図るため、一般会計から3千万円を基準外で繰入することとしたところであります。

次に、今後の行財政運営についてであります。行政全般において、可能な限り町民に直結する事業は着実に取組みながらも、持続可能なまちづくりを行うため早期の財政健全化を確実なものとし、すべての町民と訪れる人が、将来にわたり「住んで良し、訪ねて良し」と思える町づくりを進めていきたいと考えております。

そのため、財政負担が大きいグリーンバレー神室（ホテル、レストラン、温泉、スキー場）と中央公民館のあり方につきましては、令和3年度に検討委員会を設置し、議員の方々からも委員として参加いただき、今後の方向性を検討してきたところであり、さらには、随時、議会全員協議会において委員会での検討内容等をご説明し、ご意見を頂戴してきたところでございます。

また、1月下旬には小学校統合の進捗状況とスクールバス・デマンド運行の方向性や、中央公民館のあり方、グリーンバレー神室のあり方の検討状況を町民の皆さんへ周知することともに、診療所、改善センター、グリーンバレー神室の各施設利用状況を把握することや、ご意見を求めるため、まちづくり緊急町民アンケートを実施いたしました。

アンケート結果やご意見につきましては、2月上旬にまとめ、2月17日に開催いた

きました議会全員協議会でご報告申し上げましたが、2月21日から25日までの4日間、地域ごとに町民説明会を開催し、アンケート結果の報告と町民の皆様から直接ご意見いただく予定としておりましたが、町内で新型コロナウイルス感染者が確認されたことから感染拡大防止のため、やむを得ず中止とさせていただいたところであります。

中央公民館のあり方につきましては、2月1日に開催した3回目の検討委員会で農村改善センターに中央公民館機能を移転することに決定いただきましたので、検討会等でいただきましたご意見等を検証し、スムーズに移転できるよう努めて参りますとともに、現在の中央公民館の解体時期や跡地の活用につきましても充満可能な財源を見極めながら検討を本格化させていただきたいと考えております。

一方、グリーンバレー神室のあり方につきましては、2月3日に第3回目の検討会を開催し、委員及び斎藤委員長のご意見を述べていただき、その中で、アンケート結果を報告して欲しいとの要望もありましたので、3月25日に予定しております4回目の検討委員会でアンケート結果を報告し、今後のあり方を詰めていただくことにしております。

今後、4回目の検討委員会でのご意見を踏まえ、将来の財政負担と交流人口の拡大見通しなど幅広い観点から、持続可能な財政運営を主眼としながらも、町民の皆様からご理解を得られるよう誤りのない判断をしていきたいと考えております。

令和3年度からは診療所の無床化、令和4年度には、明安小学校と有屋小学校が金山小学校に統合され、中央公民館機能も改善センターへ移転することになります。さらには、これまで町の交流拠点施設として大きな役割を担って参りましたグリーンバレー神室の今後あり方を決めていく決断の年であり、町政運営の大きな転換期ともいえる重大な局面に直面していると考えております。

愛着や思い出が詰まり、地域に根差した小学校がなくなること、また、長年多くの方が利用してきた中央公民館が移転することや、グリーンバレー神室のあり方が変わることは、町民や利用されてきた方にとりましては、これまでと大きな変化となりますので、経過等

を丁寧にご説明いたしますとともに、検討委員会や町民アンケートでいただきましたご意見を検証し、より良い方向に進め、町民の理解を求めていくことが重要ではないかと思っております。

このようなことから、令和4年度の行財政運営のテーマとして「リ・スタート～希望あふれる持続可能なまちづくり～」といたし、「対話を重視して、公平で誠実な町づくり、オープンでクリーンな町づくり」を基本姿勢とし、コロナ禍ではありますが、町民の皆さんと積極的な対話を通じ、町民の立場で行財政運営を考えていくことが、行政への信頼に繋がるものと思いますので、各課が連携して重要施策をはじめ各種事業に取り組んで参りたいと考えております。

また、少子高齢化や人口減少など社会情勢の変化に伴い、社会保障費の増加、高齢者対策、出生者の減少による学校運営など、行政として担わなければならない役割も多様化し、財政負担や職員の負担感が大きくなっており、より効率的で効果的な行政運営を図っていく必要があります。

具体的には、慣例にとらわれない前例踏襲の払拭（町民がマンネリ化していると感じる事業の見直し、オンライン化、ペーパーレス化など）、町民からの行政ニーズ（必要としている事業、行政としてすべきこと、実施時期など）をスピード感を持って的確に捉え、事務・事業の改善（時間外勤務などの人件費、物件費等のコスト削減、業務委託による効率化など）、例えば、全庁的な取り組みとしてノー残業デーの設定、職員並びに会計年度任用職員の適正配置、会議時間の短縮など行政のスリム化を推進して参りたいと考えております。

さらに、地球温暖化の影響から近年は想定を超えるゲリラ的豪雨、線状降水帯による断続的な豪雨や台風の発生が多くなり、毎年のように全国各地で大規模な災害が発生しております。

このようなことから、国では地方財政対策にも公共施設の脱炭素化の取り組みの推進を

盛り込んでおり、町といたしましても脱炭素化を推進していくため、ゴミの減量化、リサイクルの推進、LED化など、最初は小さなことから始めたいと考えておりますが、町民に広く啓発し、全町的な運動に展開していくため、令和4年度中に「ゼロカーボンシティ宣言」を行いたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたしますとともに、町民の皆さんへの啓発なども力を入れていく必要があると考えております。

以上、行財政運営や諸課題への対応方針などについて述べさせていただきましたが、新型コロナウイルス、災害等につきましては、危機管理意識を持ち、迅速に対応するとともに、事務事業の執行にあたりましては、関連する部署が緊密に連携し、組織として対応しながら、十分な効果を発揮できるよう事業を実施して参りたいと考えております。

また、町民が楽しく、安全で安心して生活できるよう全職員が明るく誠意と熱意をもって町民の皆さんと接し、気軽に相談にきていただける役場となりますよう努めて参りますので、議員各位におかれましては、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、新年度に向けた施政方針とさせていただきます。

続きまして、このたび提案させていただきます議案につきまして、ご説明を申し上げます。

提案させていただきます議案は、議事日程にございますように議第1号から議第37号までの37件であります。

その内容は、専決処分の承認3件、令和3年度補正予算7件、条例の設定5件、条例の改10件、令和4年度当初予算7件、その他4件、人事案件1件となっております。

最初に、専決処分の承認3件でございますが、令和3年度一般会計補正予算で、いずれも総務課長からご説明させていただきましたが、新型コロナウイルス対策のため国の制度による給付金の支給、新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備及び緊急に修繕が必要となりました事案につきまして専決処分とさせていただいたものでございます。

はじめに、議第1号 令和3年度金山町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承

認について でございますが、歳入歳出からそれぞれ6万5千円を減額し、予算総額を4億3千3百13万5千円といたし、令和3年12月15日付けで専決処分とさせていただいたものであります。

その内容でございますが、昨年11月に国では、子育て世帯への臨時特別給付金事業といたしまして、18歳以下の方一人につき10万円相当を給付（現金5万円、クーポン5万円）することとしておりました。

また、令和4年5月に予定しておりました65歳以上の方の3回目ワクチン接種を2月11日から13日に前倒しさせていただくため、その経費を盛り込んだ令和3年度金山町一般会計補正予算（第9号）を町議会12月定例会の最終日（令和3年12月10日）に追加提案し、議決をいただいたところであります。

しかしながら、議決をいただいた直後の12月14日に国では、5万円分のクーポン給付から現金給付でも良いとする方針に転換いたしましたことから、報償費に計上しておりましたクーポン分3千490万円を現金で給付するため負担金補助及び交付金に組替するとともに、給付に係る事務費72万9千円を減額したものであります。

また、補正予算を編成する際に3回目ワクチン接種について再度協議を行った結果、転倒などの危険リスクを少なくし、よりスムーズな接種を行うため、通路用滑り止めマットと暖房用具（ブルーヒーター等）を整備するため備品購入費40万円及び送迎用バス車両リース料26万4千円を増額いたしましたものでございます。財源につきましては、それぞれ国庫支出金を充てて調整を行ったところであります。

続きまして、議第2号 令和3年度金山町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認について でございますが、歳入歳出に5千247万9千円を追加し、予算総額を4億3千826万1千4百円といたし、令和4年1月14日付けで専決処分といたしたものでございます。

補正内容は、国で令和3年12月10日を基準日として住民税非課税世帯並びに1月以

降家計急変世帯に対し、臨時特別給付金10万円を支給することになりましたことから、対象世帯に早急に支給させていただくため、給付金4千600万円及び事務費55万円を計上させていただいたものであります。

また、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金が増額となりましたので、集団接種に必要となる備品等を整備するとともに、転倒防止や玄関先簡易風除の設置など降雪に対応した安全な接種を行うため車両使用料、除排雪経費など3百飛び2万6千円を増額したものでございます。

新型コロナ以外の補正としたしましては、火葬場の火葬炉自動点火装置に不具合が生じ、その修繕費用220万円並びに町外で火葬をお願いしたケースが2件発生いたしましたので、差額交付金8万円を増額させていただいたものであります。なお、町外での火葬を余儀なくなされたことは大変申し訳なくご遺族に謝罪をいたしますとともに、火葬前の点検を徹底するよう指示をしたところであり、このようなことが発生しないよう努めて参りたいと思っております。

さらに、金山小学校の給食用牛乳保冷庫が故障いたしましたので、児童の健康保持のため更新することとし、62万3千円を計上させていただきました。財源につきましては、臨時特別給付金及びワクチン接種に係る体制整備については国庫支出金、火葬場の修繕、給食用牛乳保冷庫更新につきましては地方交付税を増額して調整しております。

次に、議第3号 令和3年度金山町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認についてでございますが、歳入歳出に480万円を追加し、予算総額を43億8千741万4千円とする専決処分を2月3日付けでさせていただいたものであります。

その内容は、2月3日に積雪深142センチメートルに達し、その後も断続的な降雪が見込まれることから雪による事故防止、高齢者世帯等の見守り等の強化を図るため、雪害防止対策連絡会議から豪雪対策本部に移行したところでございます。

高齢者世帯等が冬期間安心して生活できるよう除雪費事業補助金につきましては、当初

予算で一世帯あたりの上限額5万7千600円（前年度2万8千800円の倍額）に引上げ予算措置をしておりましたが、雪下ろしや間口除雪の回数も増えることが予測されたので、さらに1.5倍となる8万6千400円に引き上げることとし、180万円を増額したものであります。

また、1月29日（土）にシェーネスハイム金山27室のうち9室の空調設備に不具合が生じ、さらに2月2日（月）にホットハウスカムロの温泉湧出量が低下したことから施業者から見えていただいたところ、ホテルエアコンの室外機のコンプレッサーの修繕と温泉の源泉ポンプを予備ポンプに交換する必要があると判明いたしましたので、修繕料合わせまして300万円を増額させていただき対応したところでございます。

なお、財源につきましては、地方交付税を増額して調整させていただきました。

次に、議第4号から10号までにつきましては、令和3年度各会計の補正予算となりますが、年度末となり実績見込みや事業費の確定などによる減額補正や、町債の減額に伴う財源調整が多くなっております。また、2月28日開催の議会運営委員会におきまして総務課長から補正概要について資料によりご説明をさせていただきましたので主な内容について申し上げます。

先ず、議第4号 令和3年度金山町一般会計補正予算（第13号）について でありませんが、歳入歳出からそれぞれ3千411万4千円を減額し、予算総額を43億5千330万円とするものでございます。

最初に、総務課関係では、公用車燃料費97万5千円、特別職、一般職の旅費150万円、町長交際費15万円、衆議院議員選挙費98万8千円を減額するとともに、新庄金山道路に係る光ケーブル支障移転費用の確定により142万5千円を減額いたしますとともに、国から補償費として174万2千円が支払われることになりましたので、一般財源ベースでは316万7千円の減額となります。

また、国から社会保障・税番号制度システム（転入転出ワンストップ化）整備事業補助

金としてシステム改修に係る費用の全額となる266万2千円が交付されることになっておりますが、年度末であり令和4年度への繰越明許費となりシステム改修は令和4年度に行う予定としております。

続きまして、総合政策課関係は、冒頭で述べましたように減債基金へ1億円を積み増しするとともに、各基金の利子分を積立することとしております。その他、新型コロナの影響もあり、実績見込みにより移住定住促進事業、東北どまんなかサミット負担金などを減額したところであります。

次に、健康福祉課関係は、国の制度による児童手当、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、母子保健事業、子どものための教育・保育給付費負担金と補助金及び町独自で行っております入学等祝金支給事業、健診関係委託料、予防接種委託料などを実績見込みにより減額しております。

一方、障害者総合支援事業、母子保健事業に係る国庫負担金の返還金及び対象者の拡大による新型コロナワクチン接種委託料及びねたきり老人等移送サービス助成事業費を増額させていただいたところであります。

所管する特別会計への操出金につきましては、診療所運営に係る国民健康保険特別会計への操出金は、ワクチン接種受託料、前年度繰越金の増額などから2千7百飛び飛び2千円を減額したほか、介護保険特別会計操出金は、職員の時間外勤務手当を増額させていただき総額で79万9千円、後期高齢者医療特別会計操出金については、保険基盤安定負担金の確定などにより91万5千円を増額したところでございます。

続きまして、町民税務課につきましては、議第2号でご説明させていただきましたが、火葬場の火葬炉自動点火装置に不具合が生じ、操作基盤部品交換工事が必要となり、早急を実施することとし、1月14日に220万円を専決処分で予算措置をさせていただいたところでございます。

しかしながら、新型コロナの影響から部品の納入が年度内に調達できなく、部材の上昇

及び現場で詳細に点検を行ったところ46万8千円の不足が見込まれるとのことから、その分増額させていただきますとともに、令和4年度への繰越明許費とさせていただくものであります。なお、可能な限り早く修繕できるよう努めて参りたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

その他、消防団員の報酬、消火栓更新等に係る水道会計出資金につきましては、事業費の確定により減額するものでございます。

次に、産業課関係でございますが、事業費等の確定見込みにより、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金、機構集積協力金、農業次世代人材投資事業費補助金、経営継承・発展等支援事業費補助金、日本型直接支払制度事業費を減額したことに加え、園芸農業推進事業については、申請者から豪雪により実施できないとの申し出があり、県への申請を取り下げたことから249万6千円を減額したものであります。

一方、今冬の豪雪により融雪遅延により、農作業の遅れが懸念されますので、県とJAと併せて行う融雪支援事業50万円、国の補助事業である担い手確保・経営強化支援事業が採択されましたので補助金1千飛び飛び1万6千円、森林環境譲与税基金積立金944万7千円及び神室スキー場除雪委託料114万4千円を増額させていただくものでございます。

環境整備課関係は、事業費確定等により、合併処理浄化槽設置整備事業、町道整備事業、橋梁長寿命化の診断費用、空き家に係る修景形成助成金などを減額いたしますとともに、公共下水道事業特別会計操出金につきましては、ストックマネジメント策定を令和4年度に組替することになりましたので1千576万2千円を減額いたしましたものであります。

最後に、教学課関係でございますが、七日町在住の井上善子さんから5万円のご寄附をいただきましたので、金山育英基金へ操出することとしてございます。また、スクールバス増台分の車庫につきましては、議会全員協議会でご説明いたしましたように、既存車庫で対応し、建設しないことになりましたので2千472万6千円を減額したものでござい

ます。

財源につきましては、歳出の増減に伴い、国県支出金を調整いたしますとともに、町債を大幅に減額し、その分地方交付税、地方譲与税などを増額して調整させていただきました。

続きまして、特別会計補正予算につきましてご説明させていただきます。

最初に、議第5号 令和3年度金山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ357万円を減額し、総額を2億1千349万円といたすものでございます。その内容でございますが、職員人件費、休日応援医師謝金、医薬費などを精査し減額いたしますとともに、収入につきましては、診療報酬及び一般会計繰入金を減額し、新型コロナウイルスワクチン接種受託料、前年度繰越金を増額して調整させていただいたものであります。

続きまして、議第6号 令和3年度金山町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてでございますが、歳入歳出からそれぞれ3千358万円を減額し、総額を9億飛び852万9千円とするものでございます。

内容は、年度末を迎え各給付費等の実績見込みを精査し、歳入歳出予算を増減調整させていただきました。また、前年度繰越金の留保額2千538万8千円を増額いたし、翌年度以降の財源を確保するため介護給付基金に積立を行うものであります。

次に、議第7号 令和3年度金山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、山形県後期高齢者医療広域連合納付金179万8千円及び人件費10万円を増額いたし、補正後の予算総額を6千773万2千円とするものであります。

財源につきましては、一般会計繰入金及び前年度繰越金を増額して調整させていただきました。

続きまして、議第8号 令和3年度金山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）についてでございますが、歳入歳出からそれぞれ30万円を減額し、総額を6千640万

円とするものでございます。

内容は、明安地区農業集落排水機能強化対策事業 30 万円を減額するもので、財源につきましては、国庫支出金 10 万円及び町債 20 万円を減額して調整しております。

次に、議第 9 号 令和 3 年度金山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてでございますが、歳入歳出からそれぞれ 3 千 9 0 0 万円を減額し、総額を 1 億 6 千 6 7 6 万円とするものであります。

内容は、一般会計でご説明いたしましたようにストックマネジメント業務委託料など令和 4 年度予算に組み替えするもので、国庫支出金及び一般会計繰入金などで調整しております。

最後に、議第 10 号 令和 3 年度金山町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、収益的収支の歳入歳出それぞれから 7 3 万 7 千円を減額し、補正後の予算総額を 1 億 9 千 6 6 8 万 1 千円とするものでございます。

内容につきましては、職員人件費を 2 5 万 8 千円増額し、消火栓更新等受託工事費 9 9 万 5 千円を減額するもので、財源につきましては給水収益を 2 5 万 8 千円増額し、受託工事費 9 9 万 5 千円を減額して調整させていただきました。

また、資本的収入のうち企業債を 2 0 0 万円減額いたしますとともに、地境地内配水管更新工事費に係る資本的支出 3 2 5 万 6 千円を減額したところでございます。

次に、条例の設定並びに一部改正についてご説明申し上げます。

はじめに、議第 11 号 金山町まちづくり基本条例の設定についてであります。全国的に平成の大合併が進む中、最上地域でも合併議論がなされた平成 18 年 3 月に「金山町自律のまちづくり基本条例」が制定されたところでございます。

この条例は、その当時の社会情勢を背景に自律のまちづくりを理念に 15 章、47 条で構成され、満 20 歳未満の青少年及び子どものまちづくりへの参加なども規定されておりますが、平成の合併議論が収束し、本年 4 月 1 日からは成人年齢も 18 歳に引き下げにな

ります。

また、国民人口が減少に転じたことや、首都圏の都市部などを除き人口減少や少子高齢化が急速に進んでおり、全国的な課題となっていることなど社会情勢が大きく変化しておりますので、今後の町づくりに柔軟に適応し、すべての町民が希望を持って活躍できる町づくりの実現に向け、従前の条例を廃止し、新たに「金山町まちづくり基本条例」を制定するものでございます。

続きまして、議第12号 町長等の給与の特例に関する条例の設定についてでございますが、昨年の町議会3月定例会で町長等の給与の特例に関する条例をご可決いただき、給与及び期末手当を町長20パーセント、副町長10パーセント、教育長5パーセントを減額しておりますが、本特例条例は令和4年3月31日までとなっております。

町財政の健全化を一層推進すること、長引く新型コロナウイルスによる厳しい町の経済状況と米価下落など厳しい現状を踏まえ、その財源を少しでも確保したいと考え、前年度に引き続き、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間、これまでと同様に減額する特例条例を設定するものでございます。

次に、議第13号 金山町行政手続きにおける押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてでございますが、新型コロナウイルス感染拡大を防止することとデジタル時代を見据えたデジタルガバメント実現のためには、書面主義、押印原則、対面主義からの決別が喫緊の課題となっており、特に、住民と身近に接する地方公共団体の果たす役割が大きいことから、内閣府では令和2年12月18日に地方公共団体における押印見直しマニュアルを示したところであります。

これを受け、町では、行政手続き等における書面規制、押印、対面規制の見直しについて政策検討・広報委員会で検討するとともに、オンライン会議の環境整備として電子黒板、パソコン等地方創生臨時交付金を活用して整備するなど積極的にデジタル化を推進してきたところでございます。

押印の廃止につきましては、令和3年度の単年度要綱等関係する条例、規則等につきましては押印を廃止としているものの、これまで制定された条例、規則、規定、要綱等について拾い上げ、議会の議決を要する条例については、本条例を設定して押印を廃止するものでございます。

続きまして、議第14号 金山町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について及び議第15号 金山町行政不服審査会条例を廃止する条例の設定についての2件につきましては、関連がありますので一括して説明させていただきます。

行政不服審査法の一部が平成28年に改正され、同法第81条第1項の規定に基づき同年4月に金山町行政不服審査委員会を設置し、議会の議決により5名の方を審査会委員に選任しているところでありますが、これまで諮問案件はなく、審査に必要な専門的知識や経験の蓄積が困難となっていることや、今後も審査会への諮問件数は少ないものと予測されますので、山形県と協議し、事務を県に委託することで協議が整いましたことから地方自治法第252条の14第1項の規定（事務の委託）により、山形県と町で規約を制定するものであります。

また、事務を山形県に委託することに伴ない、金山町行政不服審査会条例を廃止いたしますとともに、金山町特別職の職員の給与に関する条例別表第2に定める行政不服審査会の委員を削除するものでございます。

次に、議第16号 金山町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議第17号 金山町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、関連がありますので併せてご説明いたします。

消防団員の報酬及び出場手当につきましては、議会におきましてもご質問をいただいたところでありますが、国から交付税措置による報酬等の引上げについて通知がされており、山形県消防協会最上支部の消防団長会議でも協議を進めてきたところでございます。

また、近年豪雨災害などの発生も多くなっていること、さらには消防団員の確保の観点からも引上げしたいと考え、金山町特別職の職員の給与に関する条例別表第2で定めております消防団員のうち、副分団長3千500円、部長2千円、班長1万2千円及び団員2万1千500円をそれぞれ引上げさせていただくとともに、金山町消防団条例第14条第3項に規定する出場手当につきましては、出場した時間で支給額を区分するとともに、消防演習前揃及び防災訓練は支給しないこととし、災害対応等について新たに出場手当を支給することに改めるものでございます。

続きまして、議第18号 金山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。昨年8月10日の人事院勧告と併せて国に報告された「公務員人事管理に関する報告」で妊娠、出産、育児等と仕事を両立するため不妊治療のための休暇の新設等が盛り込まれたことに伴い、総務省からの通知に基づき改正するものであります。

次に、議第19号 金山町路線バス設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和4年度から小学校の統合による走行経路の変更や、中学生もスクールバス通学となること及びデマンド交通を導入することに伴ない関係する条文等を改正するものでございます。

続きまして、議第20号 金山町体育施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議第21号 金山町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、金山農協に隣接する多目的室内運動場につきましては、施設の老朽化が著しいことや維持管理経費と利用状況を考慮し、当初予算に解体経費を計上させていただき、令和4年度の適切な時期に解体したいと考えております。

このため、金山町体育施設の設置及び管理等に関する条例並びに金山町使用料及び手数料条例で定めております多目的室内運動場に関する条文等を削除させていただくため提案するものであります。

次に、議第 2 2 号 金山町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和 4 年度から小学校の統合に伴い、条例で定めております明安小学校及び有屋小学校を削除するものでございます。

続きまして、議第 2 3 号 金山町産業振興条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、町民の常用労働者に係る事業者の指定について、増員のためによらずできることとしている期間につきましては、平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までとなっております、さらに 3 年間延長させていただき、雇用機会の拡大を推進するため提案するものでございます。

次に、議第 2 4 号 金山町総合交流促進施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議第 2 5 号 ホットハウスカムの設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

先ほども申し上げましたが、グリーンバレー神室のあり方につきましては、現在、検討委員会で検討を重ねているところでありますが、シェーネスハイム金山並びにホットハウスカムの収入確保方策として、利用料金を引き上げても良いのではないというご意見もいただきました。

利用者の減少につながらないレベルを考慮し、それぞれ別表に定める利用料金を引き上げさせていただくものであります。

続きまして、議第 2 6 号から議第 3 2 号までの 7 件は、令和 4 年度各会計当初予算でございますが、一般会計及び特別会計予算内容につきましては、先の内示会で担当課長等からご説明申し上げましたので、説明は割愛させていただきますので、ご了承をお願い申し上げます。

次に、議第 3 3 号から議第 3 6 号までの 4 件につきましては、金山町内の各地域の辺地総合計画の策定についてであります。

令和 4 年度からの財政計画策定に基づき、今後予定されている事業について、地方交付税

に元利償還金の8割が算入される辺地債を活用できるよう辺地対象地域である、漆野、中田、有屋及び田茂沢地域の辺地に係る令和4年度から令和7年度までの総合整備計画を策定するものでございます。

最後に、人事案件となります。

議第37号 金山町公文書公開審査会委員の任命についてでございますが、現在の公文書公開審査会委員の任期が令和4年3月31日をもって任期満了となりますことから、佐藤 一男氏、早坂 和子氏、笹原 美也子氏、栗田 浩二氏の4名につきましては再任とし、小沼 幸男氏の後任として、三上 重幸氏を任命するため議会の同意を求めるものでございます。

なお、これまでは業務が関連いたしますことから、行政不服審査会委員も併せて議会の同意をいただき任命しておりましたが、議第14号並びに議第15号でご説明いたしましたように、行政不服審査に係る事務につきましては、行政不服審査法及び地方自治法の規定により山形県に委託する予定としておりますので、この度、行政不服審査会委員としての役割はなくなることとなります。

ただ、公文書公開審査会委員につきましては、個人情報保護条例により個人情報保護審査会委員となるため、その役割は担っていただくこととなります。

以上、37件につきまして提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長等から説明申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご可決下さいますようお願いを申し上げます。ありがとうございました。

日程第4 提出議案の説明

議長

日程第4 提出議案の説明を求めます。

議長

総務課長。

宮林聡志総務課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

議長

診療所事務長。

三上裕一診療所事務長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

議長

健康福祉課長。

丹敏雅健康福祉課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

議長

環境整備課長。

佐藤英樹環境整備課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

議長

総務課長。

宮林聡志総務課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

議長

診療所事務長。

三上裕一診療所事務長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

議長

健康福祉課長。

丹敏雅健康福祉課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

議長

環境整備課長。

佐藤英樹環境整備課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

議長

総務課長。

宮林聡志総務課長

(朗読、説明省略：議案書のとおり)

日程第5 予算特別委員会の設置及び付託

議長

日程第5 予算特別委員会の設置及び付託を議題とします。

お諮りします。

上程しました議案のうち、議第26号から議第32号までの議案については、全議員10名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議第26号から議第32号までの議案については、全員議員10名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたしまして、委員長並びに副委員長の互選するための、予算特別委

員会を開きますので、委員の方は議員室にご参集願います。

14時16分 休憩

14時27分 再開

議長

休憩を打ち切り、再開します。

予算特別委員会の委員長並びに副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長には中村忠行委員、副委員長には星川智子委員が互選されましたので、よろしく
願います。

次に、休会についてお諮りします。

明日8日は議会活性化・財政健全化特別委員会並びに総務文教、産業厚生、広報の各常
任委員会が開催されるため、本会議を休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、明日8日は本会議を休会とすることに決定しました。

なお、9日は、午前10時から本会議を開催いたしますので、よろしく願います。

これで本日の日程は、すべて終了しました。

これをもちまして散会とします。

どうもご苦労さまでございました。

令和4年3月9日（水曜日）

令和4年3月金山町議会定例会 会議録
（第6日目）

令和4年3月金山町議会定例会 会議録

令和4年3月9日
午前10時 開会

1. 応招議員

1番	栗田保則議員	2番	中村忠行議員
3番	大場洋介議員	4番	沼澤道也議員
5番	柴田清正議員	6番	須藤典夫議員
7番	寒河江宏一議員	8番	星川智子議員
9番	早坂憲明議員	10番	矢口政一議員

2. 不応招議員 なし

3. 出席議員 応招議員に同じ

4. 欠席議員 なし

5. 会議録署名議員 7番 寒河江 宏一 議員 8番 星川 智子 議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤英司	副町長	不在
教育長	須藤信一	総務課長	宮林聡志
教学課長	佐藤幸浩	会計管理者 (兼出納室長)	藤山一栄
健康福祉課長	丹敏雅	健康推進主幹	三浦慶美
産業課長 (併農業委員会事務局長)	川崎勉	診療所事務長	三上裕一
環境整備課長	佐藤英樹	総合政策課長	庄司紀一
町民税務課長	柴田直樹	代表監査委員	丹洋一

7. 議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長 正野学

8. 議事日程

日程第1 議案審議

議長

皆さんご苦労さまです。

本日の出席議員数は10名です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、本日の議事日程をお開き願います。

日程第1 議案審議

議長

日程第1 議案審議に入ります。本日の議案審議は、議第1号から議第10号までの各会計補正予算に対して行います。

お諮りします。

議事整理の都合上、質疑を議第1号から10号まで行い、採決を1議案ごとに行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、質疑を議第1号から10号までの10件まで行い、採決を1議案ごとに行うことに決定しました。

それでは、議第1号から10号に対する質疑を許します。

早坂議員。

早坂憲明議員

はい、9番早坂です。よろしくお願ひします。それでは、議第2号令和3年度金山町一般会計補正予算第11号の専決処分の承認について、ページは12から13ページ4款の衛生費6目火葬場管理費についてお伺ひします。

火葬場の火葬炉の自動点火装置に不具合が生じたということで、修繕しようとして22

0万円そしてその影響によって町外の火葬場におねがいはしたと2件これ8万の補正になっておりますけども、質問となります。火葬炉の自動点火装置に不具合が生じたということですが点火装置のバーナーの不具合なのかそれともスイッチ電気系統なのか、そして火葬炉の耐火煉瓦、その耐火煉瓦の交換などは現在の炉の構造として不要なのかそれをお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長

町民税務課長。

柴田直樹町民税務課長

早坂議員のご質問にお答えをさせていただきます。火葬炉の自動点火装置の不具合ということでございますけども、こちらにつきましては業者等も来ていただきまして、何度か確認を行ったところなんですけども、バーナーの不具合なのかそれとも電気関係システム関係の不具合なのかというところでございます。こちらにつきましては、実際のところどちらの不具合なのかというところまでは、はっきりと原因が分かっていないところがありまして、どちらも老朽化しているような状況であります。ですので、点検の結果バーナー装置それから古くなっております電気関係も含めて交換をするというようなことで予算を計上させていただいております。

もう1つ耐火煉瓦の交換につきましては、これにつきましては今のところ交換は必要ないということで、業者の方と確認をしているところでございます。以上です。

議長

早坂議員。

早坂憲明議員

ありがとうございます。老朽化によってどちらが不具合なのかわからないという、現代の新しい機械の装置の減点となるミスかなと、昔ですとどこか直ぐわかるような簡単な仕

組みでありましたので、そういう意味で不具合が原因となって町外の火葬場をお願いしたということで、そのご遺族に対して謝罪そして火葬前の点検を徹底するようというような指示をしたということでもありますので、これなかなかですね、火葬は高温でご遺体を火葬しますので年数を経過するとどの部分が消耗しているか、ただ今課長が言ったとおりでして、故障の原因になるところが点検してもわからない部分があるんですけども、そういう部分があるということも私は察しますけども現在火葬炉はどんな状況なのか、本当に点検して火夫の方が点検して故障がわかる、原因がわかるというものの仕組みなのか、その状況をお伺いしたいと思います。

議長

町民税務課長。

柴田直樹町民税務課長

火葬炉がどのような状況なのかということでございますが、こちらとしまして業者の方と確認をしましてまず、老朽化している部品関係をこの度交換をすれば大丈夫ではないかというふうに確認をしているところです。

ただ、もう1つこれまでにつきましては試運転というところも不十分だったところもありまして、火葬開始の際にスイッチを押して点火をしていたという状況にはありますけども、今回今までは、一発でついてたというところではありますが、今回このような状況になりましたので試運転を朝のうちからして不具合がないか確認をするという事と今までしていなかったところと言いますと手動での点火というところも確認をしましてそちらの方も、自動でつかなかった場合につきましても手動でつけるというような形で対応をしております。

そういったところもありまして、2件こういったことになったわけですけども、それ以後につきましては特に、本番の際にこういった状況になるというところは無い状況にございます。よろしく申し上げます。

議長

早坂議員。

早坂憲明議員

なかなか火夫、火葬というのは特殊作業、仕事でありますのでなかなか一般の人には見えない部分が多いんですね、だから行政関係は業者委託という感じになりますので、非常に不具合というのが見つけずらいという話になります。

以前ですね私が火夫をしていた時に、火葬中に炉の扉が一番手前の火葬の防火を支えるとてつもない頑丈な扉が火葬中に落下したんですね、すごい音したもんですから火葬にきていた人達がビックリしまして、なんか幽霊でも出たのかという感じでビックリしまして、ところが扉があまりにも頑丈で重いもんですから、要するに何が起きたかという、上下なんですね扉がその上下で扉を支えているワイヤーが切断されたんです。切断されたもんですから火葬したお骨が出せないというような状況があったんですけども、なかなか火葬というのは先ほど述べましたけども高温なバーナーを使って遺体をお骨にするというのは特殊な技術でありますので、どこからその高温が漏れるのか、或いは、お骨を出すときにちょっと早かったりするとその高温がどこかに逃げるわけです。そういうこともありますので、なかなか火葬場においては火夫さんがしっかりとお骨さめてから、或いは、炉の危険度が無いようにさめてから取り出すのが普通なんですけども、待っている方足ふみして早く出して欲しいというようなことになると、その炉に対してのヒビとか故障とかになるんですね、ですからなかなか故障の原因というのはつかめないというのがほとんどなんです、ですから常に点検は大事でありますけども、火葬された方にはお詫びをする共に、常にそういう状況にあるということを皆さん知っておいてもらいたいなと私も火夫をした一人でありますので、なかなか火夫の現実はわからないと思うんです。

今現在、火夫の方3名ですか、やっていますけども火夫の仕事は、なかなか簡単な仕事ではありません。非常気を使ってバーナー調整して、如何にお骨を綺麗に残すかということ

を頑張っているらしいので、なかなか火夫の方のお難儀を察していただきたいなと思っております。

最後に火葬の炉の耐用年数、基本的には色んな、耐火煉瓦が今は特殊なのか知りませんが、昔ですとドンドンと崩れてきてなかなか炉の中を一旦火葬を止めて期間定めて補修するというか、修繕するということがあったんですが今そういうことはないのかなと思うんですが、耐用年数はどうあるのかその辺最後にお聞きして終わりたいと思います。お願いします。

議長

町民税務課長。

柴田直樹町民税務課長

今ご質問にありました火葬炉の耐用年数という事でございますけども、大変申し訳ないんですが、今資料を持ち合わせていなくて確認できない状況なんですけど、こちらとしましては、専門業者確認をしまして計画的に老朽化しているところは更新を行っているところであります。先ほどの電子部品の関係につきましても本来は老朽化ということで当初予算に計上していたものであったんですけど今回の不具合もあまして、1月の専決ということで前倒しでさせていただいたところであります。ですので業者の方とそれぞれの耐用年数を確認しながら対応させていただいているところでございますのでご理解をいただければというふうによろしくお願いいたします。

議長

町長。

佐藤英司町長

早坂議員のご質問と直接の話ではないんですが、ちょっとだけ補足というか、この度火葬場自体を建築を設計していただいたのが益子先生という方なんですけど、全国の様々建築物で年数が25年を経過した建物で、それらがどのように今使われているかといいますか、

そういったことを評価する大会みたいなのがありまして、この度金山の火葬場自体が凄く利活用がきちんとされている、或いは、町民から愛されている雰囲気があるといえますか。そういった全体的な評価で、確か最優秀でしたか、ちょっと手元に資料がありませんけどもかなり上位の最上位だったかその次位だったか、そういう大きな評価をいただいております。そんなことであそこの林にマッチした雰囲気を火葬場が持っているということで、落ち着いた中でそういう催しの時にお送り出来るというようなことで大変評価の高い、当時も高かったと思いますし時々視察なんかも見えたということもあつたんですが、この度改めて年数を経てその使い方とか、町民からの愛され方とかそういった事が総合的に判断をされた特別な賞をいただいたということで、そういうことがこの度入ってきまして、益子先生の方にもお祝いの電報となにがしかのちょっとしたお祝い品ということでお送りしましたらお返事も手紙もいただいたりしておりましたので、一応かなり良い火葬場といえますか、そういった事が内外からも評価されているとしかも使われて何十年も経って改めてそういう評価をいただいたというのは、なお嬉しいことだなという事がありましたので申し付け加えさせていただきたいと思います。

議長

他にありませんか。

大場議員。

大場洋介議員

おはようございます。3番大場です。

私からは議第4号令和3年度金山町一般会計補正予算についてお伺いしたいと思います。

ページ数でいいますと24から25ページの健康福祉課所管であります4款1項4目新型コロナウイルスワクチン事業についてお聞きしたいと思います。2月28日の議会運営委員会の説明資料においても説明を受けたわけなんですけど新型コロナウイルスワクチン接種事業においてワクチンの接種委託料の対象者を拡大する上で、5歳から11歳までということで予算措置

されております。

町では2月10日より65歳以上の高齢者また町で認定いたしました除雪建設業を含む学校関係者、保育事業者などエッセンシャルワーカーと位置付け3回目の接種を実施していただきました。オミクロン株での感染対策にて抑止する上での集団接種は有効的と感じております。

今後4月には65歳以下の一般の方や希望される高齢者への接種が予定されます。接種率が伸びることも期待されております。

その上でなんですけれども1回目、2回目はファイザーを接種し、3回目の初期の方はファイザーまた今回の接種ではモデルナでの予防接種における副反応や、健康被害など状況は把握されているのかお伺いしたいと思います。1つ今の質問ですまた併せてなんですけれども5歳から11歳までの接種を拡大する上での予防接種の副反応による健康被害が極めてまれではございますが、接種に関わる過失の有無にかかわらず予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を迅速に救済する健康被害制度の概要について町の対策をお聞きしたいと思います。

議長

健康福祉課長。

丹敏雅健康福祉課長

ただ今いわゆる、コロナウイルスワクチンの接種についての御質問をいただきましたので、改めて前段で、これまでの接種の状況についてちょっと触れさせていただきたいと思っております。

具体的な副反応一時的に例えば集団接種の会場で、具合が悪くなった人が何人いたとか、そういったお話については三浦主幹の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、接種の状況なんですけれども先だって常任委員会の折に資料として提出をさせていただいたものと一部重複いたしますけれども2月28日現在で65歳以上のいわゆる高齢者

の皆さんについては、2回目の接種が終わった方1,876名で92.8%の接種率でございます。その皆さんの3回目の接種の人数については、1,537名率にして81.9%という状況になってございます。

次に、16から64歳という分け方をしておりますが、この2回目の接種済の方2,445人率にして92.9%の中で18歳以上の方が追加接種3回目接種の対象となるわけですが、3回目の接種が既に終わっている方というのが346名率にして14.7%これは先ほど大場議員からも触れていただいた元々が優先的に接種を受けることになっていた医師とか看護師そういった医療従事者を勿論含めてエッセンシャルワーカーと言われる多岐にわたるものですから、もしそう言われる職種を全部なんていうとパンクしてしまう訳ですが金山町ではいわゆる除雪に関わる皆さんを丁度良いタイミングで予定されていた高齢者の追加接種の会場で前倒しをして接種をしていただいたという事情もあるわけなんです。他に学校関係の皆さんとか、町職員である我々なんかも含めてですが、そういった元々早く受けた方そして少し前倒しをしてエッセンシャルワーカーそういった皆さんの合計がこの人数だと捉えていただいて構いません。

次に、一般の12歳から15歳の子たちですけれども2回目の接種が終わっているのが150人率にして87.2%でございます。これについては経緯がありますが、元々は接種自体がこの2月末までという流れできておりました、それが国の方も色々と考えが改められて方針が示されてくるわけですが、今年の9月末までということで延長されたわけですね、そうすると2月まで満12歳にならないと接種できないという考えが元々あったんですけど3月で満12歳を迎える子達も勿論該当するということになってきましたからこれから誕生日を迎える子達もいるんですね、そういった一定の子達の人数あるともう少し率が上がってくる。そういう個別接種の対応を診療所の特に先生と看護師の皆さんと調整をさせていただきながら協力をいただいて、その日程を確保しているというような状況にもございます。

最後に小児5歳から11歳の子達についても先だって診療所先生と最終的な打合せを経て、3月の末今予定としては3月の29日にも出来るかと踏んでいるんですが一応予定です今のところ、その日から金山町の小児の子達への接種が始まると予定しております。保護者の皆さんには、希望の返信を今いただいているところでありまして、初めは周りの状況、様子見をするという人も一定数いらっしゃると思いますが、いずれにしても希望される日程をある程度まとめながら期間この9月末までの中で調整をしながら日程を確保していくということになってくるかと思えます。

少し細かい話になってく恐縮ですが、満12歳の子達の人話をさっき触れました、この子たちは満12歳になって受ければ一般です。ところが誕生日を迎える前に受ければ小児という括りになってくるそうだと、ワクチンの接種量なんかも大きく変わってきますのでその辺も含めて保護者の皆さんの考え方を伺っているというようなところでございます。

先ほど議員からも触れていただきました、65歳以上の追加接種の集団接種については2月11日から13までの3日間で冬場の開催で少し心配もしていたわけですが、本当に天候にも恵まれて、輸送体制も混乱なく、また会場での接種そのものも誘導も含めてですが、混乱なくおかげさまで無事に終了いたしましたという状況でございますし、64歳以下の皆さんを主とした集団接種追加接種ですね勿論高齢者の希望する方もその時に受けていただくことになるわけですが、それが年度はじめの慌ただしい時期ではありますけども4月の9日、10日、17日この3日間を集団接種として体制を構築させていただきまして、行う予定でございますので、併せて皆様にもご協力をご理解をいただければと思っております。

最後に、先ほども少しだけ触れましたが、診療所の先生との調整を経ながら協力をいただきながらぜひ個別接種の対応も入っております。3月も勿論、2月もやってきておりますこれからも、これまで1回目、2回目何らかの事情があつて、或いは、お考えがあつて接種をしてこなかった方でやはりこれから受けてほしいという希望、お話を受ければ町とし

てはその機会を作っていくということになりますので、診療所の協力を得ながら今後ともそういった調整をしながら、その期間の中で希望されるより多くの方に接種を進めて参りたいというふうに考えております。それでは、後段の方は三浦主幹の方からお願いします。

議長

健康推進主幹。

三浦慶美健康推進主幹

私の方から大場議員のご質問の1つ目追加の予防接種によって副反応や健康被害状況を把握されているのか、そして予防接種健康被害調査制度の概要に対して町の対応策ということでお話をしたいと思います。

今回の追加接種による当日の気分不良の方は誰もいらっしゃいませんでした。また、発熱とか色んな副反応が出て電話相談がありました。実人数としては3人、5件の相談がありました。

また、健康被害の報告は今のところ追加接種についてはありません。

今回健康被害を最小限にするということで、まず初めに、接種をする上で救急隊員とか、県立新庄病院救急の所に予防接種の日程を確保してなどを予めお知らせしておいて、このような実施をします。緊急時の折にはよろしくお願ひしますという形の文章で連絡をしているところです。そして、接種当日は、看護師による見守りということでもしてございまして、また、1回目の注射で気分不良があった人は前もって横になって注射を受けるとかして、気分不良を起こさないような対応もしてございまして、あと、接種後には、体調悪い時の相談窓口などもお知らせをしているところでございまして。

また、今回5歳から11歳の小児の予防接種ということなんですけども、小児はやはり筋肉量が薄いというか、腕が細くて筋肉も薄い為にちょっと特殊ということで、専門の医師から診療所で個別接種をしていただくように対応しているところでございまして。

また、2つ目の質問として、予防接種を受けたことによる健康被害のことなんですけど

も予防接種の健康被害ということで、疑われるようなことがあった時にはその人の住所地、金山町の町民の人は町の健康係の方に連絡をいただいております。

そして、予防接種の副反応疑いということで、まずは第一報ということで医薬品医療機器総合機構というところにファクスで情報をお知らせください。その時には、本人の了解を得て医療機関にも連絡をしながら行いましてその機構からは、厚生労働省の方に連絡がいくようになっております。

実際に副反応の第一報の連絡と、また被害救済の請求方法というのはまた違う形になっておりまして、請求に必要な書類ということで例えば、医療費と医療費手当だけを請求する人と障害年金を請求する人と色々書類が違うようになっております。

まずは、こちらの方では本人に意思を確認します。被害救済が必ず予防接種の後で起こったとしてもその因果関係というのは国の方で認める形になりますので、まずは必ず認定が受けられるものではない事とか、あと診断書料とかは自己負担であることなどを家族と本人と相談して請求するかどうかを確認して、請求するという事がありましたら医療機関連携してその申請の書類を揃えるお手伝いを一緒にします。全部請求書や領収書など後は色んな診療録が揃った段階で今度は、町の方で金山町予防接種健康被害調査委員会というのを開きますそこでは、因果関係を調べるのではなく、国に申請する時に必要な書類が揃っているかという視点で、必要な書類をもう少しこうしたらいいんじゃないかというような意見をいただいて、それを併せて県の方に申請します、県の方と国の方に両方申請をしまして、国の方ではその因果関係を調べる為に疾病障害認定審査会というのを開きますその審査会で判断が付くのに4ヶ月から6ヶ月ぐらいかかるそうです、その段階で検査をもう少ししたほうがいいという時は連絡が来てそして、その時の検査料は予算の方に上げておりますが、公費で賄われるという形にはなりません。そして、審査結果がきまして、厚生労働省から県に、そして県から町へ町から本人へお知らせする形になります。

実際には、1回目のファイザーの予防接種の時に翌日に体調不良がありまして、10日

間ほど入院された方おります。その人が最終的に全部書類を揃えて7月ごろに接種をしたんですけども最終的に書類を揃えて今回2月の末あたりに県と国の方に申請したというふうなことが1件ありましたのでご報告いたしたいと思います。以上です。

議長

大場議員。

大場洋介議員

説明ありがとうございます。先ほど課長から説明を受けた上で、金山町では3回目の接種された方々が81.9%ということで、他の自治体の接種率よりは遥かに上回っているのかなと思っております。1回目、2回目の接種率も高いのは認識しております。やはり町の方で集団接種という形で接種を促した上での成果の1つかと思っております。また、3回目の接種の方も同じくそう思っているわけなんですけど、やはり自治体の進み、接種率の低いところもあるようなので、個人での予約ですとか、集団接種ができない自治体での低さが、3回目の伸び率がまだ伸び悩んでいる原因なのかと思っております。

また先ほど、健康被害に対する申請の方におかれましても結構4ヶ月から6ヶ月かかるということで、結構時間のかかる審査もあってやはりこういった健康被害に対する入院ですとか、そういった因果関係的なものも迅速に対象されている事と思いますがやはり当事者にとりましては結構つらい時期があるかと思っておりますけども、そういった方々にこれからも聞き取り調査ですとか、健康被害なども今後出てくるかと思われましますので、更なる短縮された申請、また県や国への要望がスムーズに出来ることを期待しております。

3月6日この前の日曜日山形新聞の記事にて、意見広告ということで、掲載されておりました。これも厚生労働省のホームページなどから未成年接種を考えるとということで、ワクチンの安全性などから子供や若者、家族や会社また、社会のために接種すべきという考え方が広く今は浸透しており同調圧力が生まれているのではないかと疑問視されていた記事でした。

その記事の中ではワクチンを接種することで発症を予防する高い効果や重症化予防効果は比較的に高く保たれていると報道、現時点ではワクチンに対する報道はされているという事は、報告されておりますが、12歳未満の子供達への接種については慎重さが必要という記事でありました。また、全国の医師390人が連名でワクチン中止を求めた嘆願書を厚生労働省に提出しているとも掲載されておりました。接種のメリットや安全性が強調されがちでありますけどもリスクは積極的に報道されにくい現状だからこそ正確な情報を知らない方が多いはずでございます。接種前に知っておきたい最新情報をピックアップしていただきメリット、デメリットを正しく理解していただくためにも接種に対する副反応も注視して説明していただければと思っております。以上です。

議長

町民税務課長。

柴田直樹町民税務課長

先ほどの早坂議員の質問にお答えさせていただきたいんですけども、火葬炉の耐用年数ということでございましたけども、こちら火葬設備につきましては、耐用年数15年というふうになっておまして、過去の修繕の履歴を確認しますと、稼働の10年後に火葬炉の内部のセラミックの張替えを行っております、それから14年後2019年ですけども、この際にも火葬炉のセラミックの修善を行っているところでございますので報告をさせていただきます。ありがとうございました。

議長

他にありませんか。

中村議員。

中村忠行議員

はい。2番中村です。それでは私の方からは、議第4号一般会計補正予算の説明書18ページ総務課の総務管理費この辺について伺いたいと思います。この中の具体的には財政

運基金積立金についてなんですけども、この財政運営基金町の臨時的な支出に関しても対応できる基金だと捉えているんですけども、先日政策の現在の財政状況の説明などをいただいた際も、現在分かっているこれからの中長期の支出などは、計算できるんですけども、その他の例えば、対外的な要因である最上広域とか道の駅構想色々町だけの計画では、みることができない対外的な事業などあるということで、この辺財政運営基金実際町の財政規模からするとどの位の金額があったら、町民の方にも安心していただける金額になるのか。1点これなんですけども、それから現在、総合政策庄司課長大変頑張って、町の財政状況色々やっておりますけども、現在の状況から見ると財政の担当課の負担がかなり以前から見ると重くなっているように見受けられます。これまでの成長していく段階の町政でしたら多少のこういう計画外のことがあっても対応できる状況だったと思うんですけども、現在の人口減少それから少子高齢化なかなか臨時的な支出に対して対応するのがかなり厳しい状況で、これを政策サイドで試算するにしても大変負担が重いんじゃないか。このようなことからもう少し財政の仕事を分割するなり、財政の人員を増加する方法もありますけど、何かしら財政担当の負担を軽減する方法はないのか。財政で、基本的な構想を作ったらその指標に向かって各担当課が努力できるような体制づくり、実際やっているとは思いますが、議員の立場からすると財政サイドの負担がかなり重くなっていると思っておりますので、先ずはこの点について伺います。

議長

総合政策課長。

庄司紀一総合政策課長

財政運営基金についてお答えさせていただきたいと思います。どの位基金があれば安心できるかという質問でございますけども、なかなか難しいところではあるんですけども、令和2年度の県内の市町村の基金の状況を見ていきますと、金山町ですと13億6,000万円ほどとなっております。舟形町を比較しますと19億9,100万円ということで

財政規模はおなじで見ますと6億ほど開きがあるというところです。県内の市町村でも財政運営基金はかなり今まで積みあがってきたところで、この度国でも交付税で役場庁舎の建て替えに若干の交付税措置ができたものですから、最近一斉に役場調査の建て替えというのがあります。その影響で例えば真室川町ですと、13億2,000万円ほどの財調だけでなく基金全体でいけば、その位目減りしたところもございまして、安心できる基金の残高としては、町の規模からいけば20億位は確保しておければ、臨時的な支出、大規模災害等が発生した場合でも対応できるのかなと思っております。

舟形町さんが平成30年でしたか、大災害、大豪雨の時は10億位の基金がその時には使ったという話も伺っておりますので、基金全体では20億、財調ベースでいけば15億、金山の現在の当面の目標としては10億と考えております。

ただ、積むだけが目的ではありませんので、何か将来的に大規模事業する場合にはある程度基金を取り崩して使うという事も将来に使える見通しがあるのかなと思っております。今回財政運営基金へ1億円積んだ要因としては、地方交付税国の税収が増えている状況もありまして、交付税がこの度令和2年度から比較しますと、普通交付税ベースで2億3,000万円ほど増額になってきております。

国では臨時財政対策債、交付税で措置出来なかった部分を今年度に元利償還金分を交付税でみますという金額がありまして、令和3年度は9,360万円という町に割り当てがきてまして、町がそれを借入して、20年で返済していくわけなんですけど、その返済分は交付税で今年度措置される分について、今年度の9,360万円についての元利償還金分も今回は積み増しで交付があったということで9,360万円については単純に町の借金にはなるんですけどもその分は基金に積んで下さいという総務省の指導がありましたので、9,360万円を上回る1億円を今回積み増しさせていただいております。

令和3年度今回3月補正になりますけども、今後、特別交付税の交付額も決まって参りますので、そういった財源をベースに積めるものは積んでおくという対応をさせていただ

きたいと考えております。

2つ目の財政担当者の負担ということでこれ大変嬉しい質問だと思ってお伺いしてましたけども、財政健全化に向けてここ数年参りましたけども、職員が優秀であるという事とベテランの職員を配置していただいているということで、何とか2人体制で今は回っている状況です。

ただ、これが全く財政についてわからない方とか来られた場合には相当の負担になるかと思しますので、そこは、総合政策課内で、やりくりしていく必要があると思ひますし、あらゆる分野で、事業をするにしても財政というのが一番の基盤になりますので、そこは財政担当が関わるようにしながらも他課の関係課協力もいただきながら対応を進めていきたいと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長

中村議員。

中村忠行議員

現時点では何とかできそうだということで、是非総合政策で頑張っただきたいんですけども、先ほどの舟形町平成30年水害の話もありましたけども、昨日の説明でも、その時大変助かったのが舟形町では副町長が大変ご尽力されて色々な予算措置、国の予算とかしていただいたということ、かなり大きな力をいただいたという話がございました。

そこでなんですが、令和4年度の国土交通省の政策局これによりますと、国土政策局地方応援隊というのを各市町村に派遣する事業があるようです。国土政策局地方応援隊というのは、市町村が抱える課題に対して自治体の職員等と連携しながら対応策を検討実行することが背景にあるようで、趣旨としては、市町村における地域課題を具体的に整理し、その解決に向けた取り組みの方向性を市町村に提示すると共に市町村職員と人脈を形成し、国に対する身近な相談窓口になること。それから、期間については、2年である。対象地域は豪雪地帯対策特別措置法に規定する豪雪地帯、調べましたら金山町もこの地域に指定

されていますので、申込する要件にも該当します。それからこの事業に対しては、町からの費用負担が無いということで、これはなかなかいい事業だなと思ったところです。

具体的に派遣していただくことになったら、どのようなことをしていただけるのかという事については、利用が低迷している町有施設の利活用に向けた関係制度の情報提供それからデジタルを活用した地域づくりに向け関係制度、事業等の情報提供や、アイデアの提案、それから観光振興施策や地方創生総合推進交付金の有用な活用方法の助言、融資、職員への講演会の実施などそれから、観光拠点施設の整備に向け関係制度の情報提供、整備内容に係る提案などそれから条例制定に向け法制的な観点での助言や他自治体の情報提供このような点があるようなんですが、それを見ますと正に金山町で現在検討しなければならない事項だと思います。

人口減少に関しては、どの自治体でも同じ状況なんですけども、町独自の考えなければならぬこととしては、これから数年間に渡って事業の廃止とか、或いは、町有施設の利活用事業の廃止など、色々縮小していく方面でどのようにやっていくかという事業が多いように感じられます。

実際、私自身も、地域で新たなことを始める時は意外とすんなりいくというか、やりやすいんですけども、それをいずれ廃止するなり、辞めるなり建物だけではなく、こういう団体とかなんとか、辞める時の労力は本当にすごい労力が要ります。そういうことを考えると先ほど総合政策の担当者の負担がかなり重くなっているという状況を私は思っておりますけども、更にこういう負担が増えていくような状況で、是非こういう国からの国土政策局地方応援隊これに申請して申し込んでみたらどうかというふうに思っているんですけどもこの点についてお願いします。

議長

町長。

佐藤英司町長

ただ今の中村議員のご質問にお答えさせていただきますが、今のご質問の前に若干、さつき財政担当者の方の負担というお話がありましたが、確かに今財政状況が大変苦しくってこの苦しさを何とか乗り越えようとしているところで、あらゆるところに財政サイドが関わる必要性があるという今の実態があります。

そのため様々な事業についての打合せについても、担当課との打合せについては、ほぼ必ずと言っていいほど財政担当者も入って一緒に打合せをさせてもらっているという今の状況があります。今の時点では、それなりに起動しているというのは、さつき庄司課長からもありましたが、財政の職務に熟練している職員が当たっているという事もあって何とか回っている状況なわけですが、やはり役場自体の人事というのには、どうしてもそれをいつまでもずっとしていくわけには当然行きませんので、本来は3年か4年で特に若年層の時には、一定の期間を経験する3、4年を経験したら次にまた移って、また別の部署で経験するとそういった事で財政も経験し、他の所も経験するというような流れがあればいいんですが、なかなか人事的な構成の歪な部分が正直ないわけではないと思っています。

その点若干それらを、次年度に活かすという意味も込めまして、今年度におきまして、総務課長の方から、各課長からヒアリング、人事的なヒアリングを2回実施をしております。10つきと1月の2回にわたって、10月は大体前半が終わったところに4月の異動内示がスタートするわけですから半年間やってみてどういった感じだかというところの確認という事もあると思います。1月につきましては、更に時期が進みますので次年度に向けての課題なんかも様々お聞きをするというようなことで、ヒアリングを実施して当然私の方で内容についてみさしていただいておりますが、それらをできるだけ活かす本格的な人事異動作業については、これからというふうになりますけども、そこで少しでも活かして課内の課題なんかをできるだけ解消に向けていくそういう努力も当然していく必要があると思います。

財政ばかりのことでなくて、各課、係でもそれなりの良い面と課題と結構両面がある

実際のところではありますし、さっき申し上げましたとおり、出来れば人事の平準化といえますか、特定の職員がずっと長くということをしてできるだけ排除したいんですけども、特に財政について言えば、今この本当に大変な時期になんとか、それらを改善していく為に、熟練した職員を継続しているというのがそういった実態になりますけども、そこら辺を今後に向けては少しずつ解消していく努力は当然必要だと思います。

あともう1つが、総合政策課の中でも政策推進係の連携具合といいますか、そこら辺をより強めていくというやり方によって、財政係との重さという部分を少し緩やかにするという方法も更にやっていく必要があるかなというふうに思っているところです。

人事的なことにつきましては、それらを私自身も頭に入れながら、この年度末に人事異動内をさせていただくために考慮していきたいと思っております。

あとただ今の直近のご質問が、国土政策局地方応援隊のことについて中村議員から様々な情報提供、私自身も今朝ほどいただきまして、この制度自体を承知していない状況でありました。一読させていただきますと、先ほど中村議員から紹介してもらった内容の通りで、大変良い制度だなと思ったところですが、募集期間が3月7日から3月28日ということで、まだ少しはありますけども、これらに準備をしている部分がなかったという事からすると、さっきの今後の人事異動の作業と絡めて有効に今回申込みすることでそれらが、意欲的に効果を生むかどうか、最後の方に毎年度公募を行う予定だと書かれておりましたので、今回は見合わせるとして例えば、こういった制度をどういう形で活用させていただくか、次年度に応募していくとか、そういった判断もあるかとのことで、正直総務課長からもお話を聞くと、環境整備課のラインといいますか、県辺りからのこれらに関する情報など取り寄せが今のところできていなかったこともありますので、内容的には大変いい内容のものではありますけども、すぐさま申請という事の判断は、今時点ではちょっと難しいところがあるかと、ただ、さっき中村議員もお話されておりましたが、実際こういった形で活用出来るというところを見ますと、大変小規模町村であり、過疎地域である私共にご

ういった方が応援隊として入ってもらえれば、必ずや良い形で効果が出てくる可能性はあるなど、今時点ではそういう感想は持ちましたけども、今回の申請に手上げをするかどうかについては、今時点ではちょっと明確なお答えには難しいなというところでございます。

議長

中村議員。

中村忠行議員

この国土政策局の地方応援隊確かに締切がかなり近く、余裕がなくて厳しいのかなと思いますけども、とりあえずは問い合わせなりなんなりして、そういうネットワークづくりだけでも十分効果があるかもしれませんし、或いは、問い合わせしていく中で申請をすることもできる可能性もあると思います。こういう事あったら、とりあえずネットワークを早めに構築してもらおうといいんではないかと、出来れば今年度募集出来れば一番いいと思いますけども、それから、総合政策課についてなんですけども、やはり現在の状況を見ますと総合政策課といえは現在はなんとなくマイナスイメージの方向性というだけの仕事がかかなり多くなっております。

やはり本来は総合政策と言えはこれからの町を発展していくためのポジティブな計画を練っていくというのが職員にとってもやりたい仕事だというふうに思います。

先日町長がだされたY o u T u b eの町民説明ありましたが、昨日のも説明の時に発言させてもらったんですけども、やはりY o u T u b eというと、町内でだけでなく、日本全国、或いは、世界中に配信されるわけです。その中で金山町知っている人は、知っている立場で見ますけども、知らない方が金山町の町長が出ているY o u T u b eを見て、現在財政状況がかかなりひっ迫しているという話をされたという事で、金山町知らない方はどのように受け取ったのかなというふうに思いました。実際どこの市町村も同じような状況であると思います。各自治体の長にお聞きすれば、この間の町長と同じような問題意識があるとは思いますが、実際この様に動画を配信すればやはりイメージとしては、金

山町のイメージがネガティブなイメージを持たれるのではないかと思いました。

そこでなんですが、新年度予算決まりましたら町の新たなポジティブな方向でこの様に金山町をよくしたいという方向性を是非、Y o u T u b e に上げていただきたいんです。

前回の町民向けのY o u T u b e じゃなくって、他町村向け、或いは、日本全国向けでこの金山町移住したらいいところですよというようなイメージで、財政はかなり厳しいですけども、子育て支援はすごい頑張っていますし、高齢者、福祉施策についても他町村から見ても引けを取らない程やっております。もう一度是非ポジティブな町外向けの発信をお願いして質問を終わります。

議長

町長。

佐藤英司町長

ただ今、中村議員の方からは、この前のY o u T u b e に加えてというか、第2弾としてというか、よりポジティブな内容のY o u T u b e の発信をしてはどうかというご提案でしたので、そこら辺前回初めてそういう方法をとりましたので、乱発するのはいかがかと思いますけども、やり方をもうちょっと精査してといいますか、前向きな内容をもっとというような、そこら辺も具体的にそれを表すとなると大変難しいところがあるかと思いますが、是非そういった事を職員と一緒に、また工夫して第2弾を出せるように取り組んでいきたいと思います。

議長

柴田議員。

柴田清正議員

5番柴田でございます。端的に3点ほどお尋ねしたいと思いますが、議第1号令和3年度金山町一般会計補正予算第10号の専決処分の承認についての12ページになります歳

出3款民生費2目の児童措置費というところで、13ページ18節負担金補助及び交付金というところで、補正前は、約1億5,000万ほどの補正があって、そしてマイナス729千円となっている中での3,490万ですか、子育て世帯への臨時特別給付金大体わかっていますけども、なお更に詳細について簡単に説明をお願いします。

議長

健康福祉課長。

丹敏雅健康福祉課長

ただ今、12月15日付先決のご質問をいただきました。これは、昨年の末に日々国の方針が変わるような状況があったわけなんですけど、国会の中で首相答弁によって方針が少しずつ変わっていくような状況にあった。少し確認をさせていただきますと、当時国の考え方としては、まず急いで年末までに現金で給付をなさないと、後は3月末までにクーポン券で支給なさないとというのが大原則だった仕組みであります。これがその補正をいただいた直後に現金の一括給付でもかまわないという方針がされまして、町としてもなかなか日程のない中ではありましたけども、一番町にとっても或いは、受け取る保護者にとっても良い形を取りたいということで、現金一括給付という方法に舵を切ったというものでございます。従って、事務費の中には、例えばクーポンの印刷とか郵送とかというものもありました。そういった不要になったものは落とす、一方でクーポンの分として予算だてしていたものを現金の方に組み替えたというような内容のものでございました。以上です。

議長

柴田議員。

柴田清正議員

課長から答弁いただきました。クーポンであったものを現金の方がよろしいんではないかという判断のもと、こういった形で給付したと、大変良いことであつたし、判断も良いなど思っておりますが、これに該当しない所得多いという家庭もあつたようですが、これ

何軒ぐらいだったのか、何人と言ったほうが良いのか、お聞きしてよろしいでしょうか。

議長

健康福祉課長。

丹敏雅健康福祉課長

この制度を巡っては、管内の市町村でも後発で非課税、課税関係なくというような動きが見えました町としても、金山町としても色々意見交換なり、検討をさせていただいたところですが、町としては対象としないと最終的には方向を決めたところですのでございまして、その該当とならなかった方は、9人今すいません確かと言うことを付け加えさせていただきますが、確か一桁9人だったと認識をしております。以上です。

議長

柴田議員。

柴田清正議員

3回目ですのでしめませんが、9名ほどの子どもが対象にならなかったと、これは国の方針でそういうふうに、しかしながら町村によっては、市町村と言ってもいいのかな、なったという事も聞いております。この辺は町の判断に委ねるわけですが、これ特別給付金大変ありがたいことですが、所得があるといっても税を払っていると、1人1人が儲けているような事でもないと思いますので、町長にも相談したことあったんですが、考えてみるという結果については、今のことだと思いますので、それはそれでわかりました。そういうようなことで、先ほど中村議員からもありましたように、子どもは宝であります、その宝を町で見守りながら成長していきたいということについては、私から特にいう事ありませんので今後ともよろしくご支援をお願いしてこの問題を終わります。

次に、次の議員もおりますので、端的に申し上げますが、金山町一般会計補正予算第13号18ページになります歳出の2款総務費1項総務管理費その中の18節になります。

負担金補助及び交付金これ、マイナスの1,221千円ほどになっておりますが、項目

を見ますと今まで色々とやってきた大事なことがばっかりなものですが、マイナス補正になったと、色んな事情があつてのことと思います。

最上地域奥州新幹線整備実現同盟会負担金、東北どまんなかサミット負担金、以下ですね、ずっとありますが、ちょっとこの内訳をお願いします。

議長

総合政策課長。

庄司紀一総合政策課長

19ページの企画費の負担金補助及び交付金につきましてですが、最初の最上地域奥州新幹線整備実現同盟会負担金につきましては、コロナの影響によりまして前年度の繰越金額かなりあったということで、令和3年度は負担なしとなった減額になります。続きまして東北どまんなかサミット負担金につきましては、コロナにより開催できなかったということで、皆減の8万円の減としております。同じ様に、元気なまちづくり協議会負担金前年度もコロナの影響で繰越金があつての対応になります。山形地域交通データプラットフォーム構築費負担金これは県への負担金になりますけども、これも実績に合わせた減額としております。

最後の移住支援事業費補助金ですけども、首都圏から金山町に移住した場合に1人50万円の補助がございます、2人分を予算計上しておりましたが移住者がいなかったということで、100万円の減としている内容でございます。

特に全般的にコロナの影響によって事業がなかなかできなかったというところで、ございます。以上でございます。

議長

柴田議員。

柴田清正議員

今、課長から色々と詳細について説明をいただきました。コロナの影響があつてできな

かったというのが主な理由でございましたがその後、どうなるか分かりませんが、こういったことは比較的大事なことばかりだなと思っておりますので、東北どまんなかサミットなんかは私も何回も出席させていただきましたが、大変色んな意味での話し合いもできたと違う地域との交流ですね、そういったことも大事だと思いますので、これ決して縮小することなくコロナ後続けてやってもらいたいなというふうに思います。一つコメントをいただいで終わります。

議長

総合政策課長。

庄司紀一総合政策課長

どまんなかサミットにつきましては、湯沢市、秋田県の湯沢市が担当でございまして、2年3年とコロナの影響で中止になりまして、一応来年度令和4年度当初予算にも同額8万円を計上しておりまして、コロナが収まれば開催準備、関係団体と一緒に進める準備はしておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長

健康福祉課長。

丹敏雅健康福祉課長

すみません先ほどの臨時特別給付金に対象の数字念のため補足をさせていただきます。先ほど対象9と申し上げました。これ保護者の数、世帯数という意味の9世帯でございまして対象となる児童数は17名ということになります。9世帯の17名が該当しなかったということになります。

議長

町長。

佐藤英司町長

ただ今、丹課長から補足で先ほどの特別給付金のことについてあったかと思ひますが、

対象にならなかった世帯について、或いは、人数についてお答えをしましたが、先ほど柴田議員からもありましたように、その町村独自で対象にした町村もあります。最上管内の状況について、推移をみておりましたが、対象とした町村が3つ位はありまして、そこでいざ金山町をどうするかというところでは、所得の対象の金額が1人が少なくとも960万以上という所得、これは国の基準がそのようになっておりますので、それを下回っている方々には対象とし、それを上回った世帯については、対象としないと。対象としない世帯が今申し上げた数になるわけですが、それを独自で9世帯17人ですから独自でするのにも金額的にそう大きくはないということはあるんですが、国の基準がそうだという事もありますし、町として子育て支援の様々な事業を展開をしているという事からすると、国の基準を上回ってまで更にやるかというところは、近隣町村の状況も踏まえたところで、そこまでしなくともという判断をさせていただき、それが今申し上げた所得が、確かにその方の頑張りでそういう所得ではあるんですけども、そういう意味では子育ては所得がいくらあってもお金はかかるんだと言うご意見もあるかと思いますが、国の基準がそういう基準を、更にそれを独自で上回る形をするまでには考えなくともいう判断をさせていただきました。

今一度申し上げますと、子育て支援関係事業がそれなりに充実という言葉にも語弊があるかもしれませんが、そういうところで更に充実させていくということも必要だろうという気持ちもありますので、そこら辺を総合的に勘案してそういう判断をさせてもらったところです。

議長

他にありませんか。

星川議員。

星川智子議員

8番、星川です。よろしく申し上げます。議第4号一般会計補正予算32ページ33ペ

ージの10款教育費1項2目27節の金山町育英基金繰出金について説明お願いいたします。

議長

教学課長。

佐藤幸浩教学課長

ただ今のご質問についてお答えをいたします。繰出金54千円となっておりますが歳入で見えております。寄付金をこの度七日町在住の井上さんから5万円を頂戴いたしました。

それを一般会計の方で一旦受けまして繰出金という形で基金利子千円分を加えて51千円を育英会基金の方へ繰り出したものでございます。以上です。

議長

星川議員。

星川智子議員

ありがとうございます。この金山町育英基金なんですけども、私も利用させていただいております、長男の分1年に1回私が教育委員会の方に直接振込まないで支払いに行っておるんですけども、昨日のニュースの新庄市の水道課の職員が横領、その前の日の山形新聞たんぼぼ作業所の理事長が横領、そういうことで金山町がそういうような事態に、陥るということは考えにくいんですけども、私としては事務は事務、お金の扱いはお金の扱いということで、教学課にお支払いという事ではなくって出納室にできないのかということをお伺いします。

議長

教学課長。

佐藤幸浩教学課長

ただ今のご質問について答えをいたします。奨学金の返済につきましては、星川議員がおっしゃられたように、事務局の中央公民館の方にお持ちいただく方或いは、直接指定口

座に振り込まれる方などがおります。確かに現金を取り扱う事で私共の職員も慎重にまた迅速に対応しているところでございますが今議員がおっしゃられた課題等については、重々認識しておりまして出納室とも課題として、出納室とも1つの課題として協議して上がっていることも事実です。今後事故あってからでは遅いこともございます。あってはならない事でもありますし何らかの形でそうしたリスクを軽減するために対応を考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長

星川議員。

星川智子議員

なるべくならそういうのを防ぐという事でも、お金の扱いは窓口1つこれが基本ではないかなと思ひまして質問させていただきました。

もう1つ、4目のスクールバスに関してお伺いしたいんですけども、これスクールバスの乗降口が今中央公民館になっているんですけども、この間の説明でも敷地内に乗り入れるという案もでてきているという事なんですけども、それはどのぐらいの辺りに決定するのでしょうか。

議長

教学課長。

佐藤幸浩教学課長

ただ今のご質問についてお答えをいたします。スクールバスの運行について、敷地内への中央公民館の敷地内への乗り入れだと思いますが、当初全スクールバス利用者については、中央公民館の敷地に乗り入れしてそこで子供達を降ろしてそこから学校へ歩いていただくという計画でございましたが、運行計画を立てている中でどうしても時間的なロスが生じてしまう、後は距離的なロスも生じてしまうという事もありまして、現行通り役場前で降りるときは、降ろすようにいたしました。現行とおり中央公民館で降ろさずに朝は、登

校時は、今も役場前でぜんいん降りていますが、今の体制で行くというようにしております。よろしくをお願いします。

議長

星川議員。

星川智子議員

そうしますと、帰りのみ中央公民館ということでもいいですか。

議長

教学課長。

佐藤幸浩教学課長

その帰りなのですが、今1つ課題となっている事でございます。ご承知のとおり中央公民館については、改善センターの方に移転するという事で今動いているわけですが引越しの時期については、8月までには引越しをしたいと考えております。

中央公民館機能が、教育委員会が公民館にある内は、中央公民館でのバスに乗り込むバスの乗る場所として、待合室場所として活用できるんですが、これが今度9月から改善センターに行くとなった場合乗る場所、待合の場所これについて今色々と思案しているところでございます。

これについてはもう少しお時間を頂戴して検討していくとしておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

議長

星川議員。

星川智子議員

私としても、敷地内、帰り敷地内というのが普通じゃないかなと交通安全上も思ってたんですけども、敷地内でピックアップしてもらいたいというのが父兄の方からありまして、それが中央公民館の引越しに合わせて色々決まっていくなんでしょうけども、交通安全上

敷地内だと乗らない子供も危ないというところもあると思いますけども、なるべく歩かないですぐ乗り込めるような形が普通じゃないかなと思いますので、そのところ私も注視したいと思います。以上です。

議長

教学課長。

佐藤幸浩教学課長

先ほどお話をさせていただいた内容で、不足する部分がありました。中学生につきましては中学校前で降ります。小学校のみが役場前降りということでございます。よろしくお願いいたします。

議長

他に質疑ありませんか。

寒河江議員。

寒河江宏一議員

7番寒河江でございます。私からは議第3号一般会計補正予算第12号の専決処分の13ページ3款1項社会福祉費18節の負担金補助及び交付金ということで除雪費支給事業費180万円についてお伺いしたいと思います。

先日町長の説明の中でありましたけども、昨年度は1世帯当たり28,800円が今年度から57,600円に本当にありがたいことだと思いました。今年は雪が多くて1.5倍ということで86,400円給付できるようになりました。

この事業に関して、今の利用状況、そして件数金額等分かればお願いしたいと思いますし、また、お金の支払いした時にどういう反響だったのか。お伺いしたいと思います。

議長

健康福祉課長。

丹敏雅健康福祉課長

ただ今、除雪費の支給事業についてご質問いただきました。この直近の2月末、3月頭までカウントしている分について、今年度の途中経過ですが、実績を申し上げます。件数としては62件いただきまして、事務的に交付の手続きが終わっているものが、2,976千円ほどございます。ちなみに、令和2年度における最終的な件数というのが、60件でございました、支給額の合計額1,789千円ほどという状況でございます。繰り返しますが先ほど議員からも触れていただいたとおり、今年は豪雪対策本部が設置された2月3日以降については、対象事業費が96千円になったと、その内1割が個人負担ということになりますので、86,400円が最大補助出来るというようなことになりました。昨年は、実は昨年も対策本部は立ち上がってましたので事業費が引き上げられておりまして、ベース自体は低かったわけですがでも64千円が対象事業費でした。ですから補助額としては57,600円とそういった違いがありますけども現在に於いて補助金の額というのは、120万ほど多く交付をしていると、これから例年の執行率から見るとあと20%位はこれからの手続きの方がいらっしゃるの見込んでおりますので、例年手続きそのものは3月末までいらっしゃいますので、これから件数も金額も増えていくというふうに考えております。

皆さんのお声を聴いてるわけではありませんが、とにかく今年は雪が多きという印象が大変皆さんの強くてこれまでだと1回の雪の始末で、その費用で上限まで達していたけれども今回は2回目の申請ができそうだというようなおこえもいただいておりますので、やはり元々のベースを上げていただいたことそして、対策本部が設置されてその対象事業費も1.5倍になったことで、大変ありがたいというお声をいただいているところでございます。まずは以上です。

議長

寒河江議員。

寒河江宏一議員

大変良かったと思うんですけど、豪雪対策本部はこれぐらい雪が降ったという事で、この件数が増えているということに関してやはり、ひとり一人暮らし高齢者が多くなってきている状況にあるのではないかと思います。それに関して、どのように思っているのか、考えているのか、という事と、その申請の時、前もって申請をするのか、申請の仕方が私もわからないんですけども、今年なんかは特に雪下ろしをする業者さんがいなくて大変だったという事もお聞きしました。町としては、この家にはこのぐらい雪が積もったんだという写真が欲しいとか、添付ものが手続き上あったのかなと思いますので、どのような手続きなのかお伺いしたいと思います。

議長

健康福祉課長。

丹敏雅健康福祉課長

今いくつかご質問いただきました。先ずは一人暮らし世帯或いは、二人暮らしのみの高齢者のみの世帯の数については、昨年度と比較して激増している状況にはないんですが非課税世帯が増えているという実態があります。つまりおのずと対象になるその世帯が増えたということになります。それが1つです。後は、申請の仕方について或いは、制度の周知については、毎年度いくつかの方法で対象足りうる皆さんに届けているつもりではいるんですが、その1つが民生児童委員の皆さんを介したお声がけということになります。

例年通常の民生委員活動の中で年末、冬を迎える前のお声がけとか、安全の確認とかも行っていただいているわけなんですけども、年が明けてまた、雪が降ったら中で除雪のそういう支援がありますと、給付の仕組みがありますというようなことも、改めて毎年お知らせをさせていただいております。

その地域の地区の対象となる人代わりに役場にいらっしゃった折に、例えば申請書、或いは交付の手続きの代行の為のお手伝いのようなこともやっただけのような状況にあって、大変区長さんも勿論ですし、地域の民生児童委員の皆さんにお声がけをいた

いている状況にあります。

あと、雪下ろしの時期というようなお話もあったようでしたか、確かに業者の皆さんがもういっぱいいっぱい、なかなか予約が取れないというか、予約が何週間待ちだというお話をいただいたことがあります。町の除雪費の支給対象というのは、屋根から雪下ろしをしたものは勿論対象となりますが、元々の間口というんですか、町道なら町道までつながる私道部分の除雪をお願いしている分に対して謝礼を払っているようなケースも対象としているものでありますので、そういった業者の皆さんへの直接への支払いも含めていわゆるカチツとした業者ではないんですが定期的に除雪をしていただいて、その分の謝礼をもらっている方に対する支払などが適切な時期に或いは、適切な時期に除雪などが行われるようなことも含めてお話を伺っております。適切な時期に行われるように申請書を受け取ってお話をさせていただいているところでございます。

特に必要となる書類で、複雑なものというのはございませんので、様式に請求書或いは、領収書を添付していただくというようなことで、基本的にはOKです。先ずは以上です。

議長

寒河江議員。

寒河江宏一議員

初めて聞きまして、やはり手続き上簡単だというのが、やはり私、リフォーム補助金なんかを使ってみますと手続き上大変なんで、それをみると高齢者には使いやすい、なるべく使いやすい形で是非、金山にまだ住んで居ようというようになるように是非頑張ってくださいと思います。どうもありがとうございます。

議長

他にありませんか。

ないようですので、これで議第1号から10号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第1号を原案の通り承認することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第1号は原案の通り承認されました。

次に、議第2号を原案の通り承認することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第2号は原案の通り承認されました。

次に、議第3号を原案の通り承認することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、議第3号は原案の通り承認されました。

次に、議第4号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第4号は原案の通り可決されました。

次に議第5号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第5号は原案の通り可決されました。

次に議第6号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第6号は原案の通り可決されました。

次に議第7号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第7号原案の通り決定されました。

次に議第8号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第8号は原案の通り可決されました。

次に議第9号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第9号は原案の通り可決されました。

次に議第10号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第10号は原案の通り可決されました。

これで、議案審議を終わります。

次に、休会についてお諮りします。

明日、10日は予算特別委員会のため、本会議を休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、明日10日は本会議を休会とすることに決定しました。

これで、本定例会の日程は、全て終了しました。

これをもちまして、散会とします。

令和4年3月11日（金曜日）

令和4年3月金山町議会定例会 会議録
（第8日目）

令和4年3月金山町議会定例会 会議録

令和4年3月11日
午前10時 開会

1. 応招議員

1番	栗田保則議員	2番	中村忠行議員
3番	大場洋介議員	4番	沼澤道也議員
5番	柴田清正議員	6番	須藤典夫議員
7番	寒河江宏一議員	8番	星川智子議員
9番	早坂憲明議員	10番	矢口政一議員

2. 不応招議員 なし

3. 出席議員 応招議員に同じ

4. 欠席議員 なし

5. 会議録署名議員 7番 寒河江 宏一 議員 8番 星川 智子 議員

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤英司	副町長	不在
教育長	須藤信一	総務課長	宮林聡志
教学課長	佐藤幸浩	会計管理者 (兼出納室長)	藤山一栄
健康福祉課長	丹敏雅	健康推進主幹	三浦慶美
産業課長 (併農業委員会事務局長)	川崎勉	診療所事務長	三上裕一
環境整備課長	佐藤英樹	総合政策課長	庄司紀一
町民税務課長	柴田直樹	代表監査委員	丹洋一

7. 議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 正野学

8. 議事日程

日程第1 議案審議
日程第2 委員長報告
追加日程第1 町長提出議案の追加上程
追加日程第2 提案理由の説明
追加日程第3 提出議案の説明
追加日程第4 議案審議
追加日程第5 議員提出議案の追加一括上程
追加日程第6 趣旨説明
追加日程第7 議案審議
追加日程第8 閉会

議長

皆さんご苦労さまです。

本日の出席議員数は10名です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、本日の議事日程をお開き願います。

日程第1 議案審議

議長

日程第1 議案審議に入ります。

お諮りします。

議事整理の都合上、質疑を議第11号から25号の15件、議第33号から36号までの4件、議第37号の1件とに分けて行い、採決を1議案ごとに行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、質疑を議第11号から25号の15件、議第33号から36号までの4件、議第37号の1件とに分けて行い、採決を1議案ごとに行うことに決定しました。

それでは、議第11号から25号に対する質疑を許します。

早坂議員。

早坂憲明議員

はい、9番早坂です。それでは議第13号金山町行政手続における押印等の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてということで、我々町民にとっては、ハンコを持って行かないということは、非常にありがたい気もするんですが、なかなか何十年とハンコをついてきたという実態から、なんか拍子抜けしたような制度になったわけ

でありますけども、これによって格別、場合によっては、ハンコをなかなか買いに行っても見つけられないという形で、悪用されないという事もあるんですけども、これによってより以上に、本人確認をすとか、そういう流れで行くのか。その辺お伺いしたいと思います。

議長

総務課長。

宮林聡志総務課長

ただ今の押印不要ということで、本人確認ということだと思いますが、コロナ禍で押印のために出勤する方が非常に多くなったという実態で、企業とか都市部ですが、そのためにまたコロナ感染が拡大するというような恐れがありましたので、総務省の方で押印廃止、対面規制ということで、ガイドラインを示したわけではありますが、それに基づきまして令和3年度の単年度要項以降については、例えば、住宅リフォーム事業とか、各種申請で押印をなくて提出ということでした要項等もありますが、町内の方、我々ですと大抵顔でわかるんですが、新採職員とか経験の少ない職員は顔とか知らない方が多いと思いますので、そういった点については、なるべく上司等が配慮致しまして、そういった案件については、防いでいきたいと考えますが、あくまでも押印することで役場にくることを少なくするというのもコロナ感染防止のためということでもありますので、そういった点については、十分気を遣って参りたいと思います。よろしくお願いたします。

議長

早坂議員。

早坂憲明議員

なかなか馴染みにくいというか、当然今年から青色申告もハンコを押さなくていいというような形になっておりますので、本当に大丈夫なのかなと税務署に行ったら大丈夫ということで、不思議な環境というか、体験という感じでありましたけども、これによって

今町でもマイナンバーカードの加入、手続きを進めていますけども、これによってそういう方向への拡充ということも考えているのか、その辺伺って終わりたいと思います。

議長

総務課長。

宮林聡志総務課長

マイナンバーカードを利用した行政手続きのオンラインについては、この間も答弁させていただきましたが、4年度の予算化をしております。育児支援と介護関係のオンラインを使ったマイナンバーカードがあればということですが、そういった利用の方も段々増えてはくるとは思います。4年度までにいたしますと、半額補助金が出ますので4年度の予算に計上させていただいて、マイナンバーの普及率も管内ではよろしい方なんですけど、その普及にも努めていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

議長

他に。ありませんか。

星川議員。

星川智子議員

8番、星川です。お願いします。私からは議第24号、25号ホテルの料金の改定とホットハウスカムロの料金の改正これについて質問でございます。

昨日も町民の方から、町民の意見ということで、赤字だから直ぐ辞めるのかとか、努力が足りないというような声があるというようなお話が出ましたけども、私も今までは、全く努力がたりないと思っておりました。

ここに来て佐藤町長が値上げ、ここに踏み切る今までは値上げの努力さえしなかったということで、大変いいことだと思っているんですが、これオムツ支給の時にも申し上げましたが、今光熱費の高騰ですか、そういうものがありまして利益が出るかどうか本当に難しい状況だと思います。以前ですね、産業課長の方からホットハウスカムロ料金試算とい

うことで、300円にした場合、350円にした場合、400円、450円、680円までの料金試算これを出していただきまして、配っていただいたんですが、300円で想定利用者数、大人、子供45,000人として、試算されたところ料金が300円と400円の場合、400円にした場合426万円の増収になるということで挙げられているんですが、これ経営改善に向けてもたれている会議、400円にした決定の場、そういうのはどういうふうにもたれているのか、伺います。

議長

産業課長。

川崎 勉課長

この料金を決定する上では、正式な会議というか、検討委員会とかはございませんで、先ずはこれまでの状況あとは、特に意識したのは最上管内の温泉の状況も意識しております。

あとは、現行料金であまり高くすると、今度お客さんが来なくなってしまうとかそういった面、その辺を現場サイドであります実際に運営しております公社側とも協議をした上で最終的には町長が公社の社長でもありますので、この料金についてこういった内容で如何かと決済をとったうえで、決定したというような内容でございます。

議長

星川議員。

星川智子議員

これだけ苦しい状態なので検討委員会ができたという事なんですが、経営に特化した会議というか、場をもたなくっていいのかと私は思うんですね、これ責任の場がなかなかうやむやになっておりまして、経営改善に向けての色々な意見を出したり、そういうのを特化した会議というか、トップの方の経営戦略というか、それを練る会議というのは特別もたれた方がいいんじゃないかと思うんですが、これからも同じ様な形でやっていくのかお

聞きします。

議長

総務課長。

宮林聡志総務課長

先ほど産業課長が、そういう委員会はないという話がありましたが、グリーンバレー神室運営委員会そういった組織がありまして、例えばリフト料金を値上げするとか、その際については、その中でご意見をいただいております。議会からも寒河江議員が参加されております。

ただ今回は、グリーンバレー神室あり方の検討委員会の方に運営委員の方も入っておりますのでその議論が進まないとなかなか運営委員会開いても、これまでですとこういった方針でしたいとお諮りをしておたわけですが、それが今できない状況なので検討委員会の方に入っていて、現状今回については、運営委員会の方には計っていないということでございますのでよろしくお願いいたします。

議長

星川議員。

星川智子議員

経営を改善するというのは大変だと思うんですけども、今回佐藤町長がこういうグリーンバレーについて、テーブルの上ののせてくれたということで、町民全員がグリーンバレーのことについてまた注目して一人一人考えるようになったということで、大変私は町長が良いことをしてくれたと評価しております。

これからも財政健全化こういう大きな目標に向けて、私達も真剣に考えていきますし、私も大変厳しいことを言いすぎるところもあるんですけど、町長にお任せをして一緒についていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

議長

他にありませんか。

柴田議員。

柴田清正議員

5番柴田でございます。私からは議第17号の金山町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてという事で町消防団の条例の一部を改正する条例ということになっておりますが、これ確認させていただきますが、今までは年いくらと団長以下ですね、あとそれぞれの分団部に年いくらというのはなくて、ここにありますように、1から3までありますが、そういった時間帯に改めると、出勤報酬及び費用弁償という形に改めて、年間いくらというのは無いのか、それの他にこういうふうになるのか確認させていただきます。

議長

町民税務課長。

柴田直樹町民税務課長

出勤報酬についてお答えをさせていただきます。これまでは、柴田議員おっしゃいましたように、年いくらというような形ではなくって、1回の出勤に対して1,000円というような、1日であっても1,000円というような形になっていたところでございます。それをこの度は、こういった形で時間帯に応じて支給するとさせていただきますと、最大で5,000円というような形でさせていただいているところでございます。

議長

柴田議員。

柴田清正議員

消防団、金山町消防団を指すわけですが、提案理由のとおり、最近はずいぶん出番があるなど思っているところです。突然やって来る豪雨災害、そういったものが多発して私も25年ほど消防団に入って色んな事をやった経緯がございますが、それにもまして地球温暖化による現象でしょうけど色々出番があります。

また、昨年は行方不明者が有屋の方で出たという町長以下消防団全員で出動していただいて、1日のみならず2日も3日もというようなこともございました。前から消防団に対しましては、あまり高くない報酬ではあるなとは思いますが、常にそういったことを意識しながら自分は消防団なんだという認識をして、よく見ると半纏なんかは玄関に掛けておくんですな、いつでも出動出来ると、半纏、帽子ですな、そういう姿勢を見たときに我々も火の用心は勿論のこと、そういった災害等に対しまして未然に防げるものは防がなければならないという認識をしたところでございます。正に生命と財産を守る消防団、前は我々の時は500の消防士と言われましたが、今は350ぐらいになりましたけども、その辺町ではそのような消防団について色々な個人的な攻撃もくっているということで、町長も大変難儀をしたというふうにも聞いていますがその辺も含めて答弁のほどよろしく願いいたします。

議長

町民税務課長。

柴田直樹町民税務課長

今柴田議員からも消防団に対しまして、大変熱い思いを持っている方もいらっしゃるということで、お話しいただきました。こちら昨年アンケートを取らせていただきましたが、やはりそこから感じるのは、負担軽減というところも勿論ありますけども、それもやはり消防団を続けたいという思いからより参加しやすいという思いが伝わってくるものでございました。

この度はこちらの報酬、出動報酬の他にも年額報酬ということで、改定させていただいておりますけども、そういった消防団の団員の熱意に答えられるように様々な改善を図っていきたいと考えておるところでございますのでよろしく願いいたします。

議長

町長。

佐藤英司町長

今報酬関係については、町民税務課長からお答えさせていただきましたが、この間特に消防に関して、報酬の支出のあり方とか、直接本人に届いているところもあったり、或いは、場合によっては、団の方についてそれを經由していくというようこともあったり、新聞にもそこら辺をについて疑義があるようなご意見なども投稿されたりそんなこともありまして今までは無いぐらい消防に関する関心が逆に高まった感じがあります。

町内におきましても、一部の分団の方で現在の消防に関わる経費そのものについて、基本的に消防というのは町の特別職であり、その活動事態も全経費を町が負担すべきものではないかというような、ご意見などもいただいておりますが、これまでのところで、例えば施設につきましても、部分的にはやはり、分団と町の方の割合でお出しをしているというようなところも正直あります。そこら辺についてもやはり、本来の姿ではないんではないかというような、ご意見もいただいたりしておりますがこれまでの消防団と町との関係と言いますか、それで培ってきた今の姿がありますので、それらを消防でいうような、消防に関わる経費は全部町が持てるかというとなかなか実際問題難しいと、いうようなこともありまして現実論としては、今のあり方の姿というのは、課題はあるにしましても、これまでの消防団と町との関わりで、なんとか調整した具合でもきている部分がありますのでそこら辺に疑義が生じている部分については、丁寧にまずは意見をお聞きし、そしてそれらにお答えをするというやり方をしている部分もあります。地区によっては、さほど消防団の活動に対して疑義を生じてないところも多いんですが、一部そういうところに疑義を生じる或いは、かつてご本人が消防団だった方なんかもそれについて、今の時代に合わないんじゃないとか、そういった意見をお持ちの方もあったしまして、様々な課題が今出てきていることは否めないと思います。それらに、団と一緒に、なって、とにかく分団の方々動きやすいようというのが、基本に考えながら、でも今までは培ってきた負担割合を含めたそういった関係についても一挙それを変化させていうというのもなかなか難

しいところがありますので、そこら辺は、お互い丁寧にやり取りをさせていただいてできるだけ理解をいただきながら進めていくというようなことも必要だと思っているところです。

議長

柴田議員。

柴田清正議員

3回目ですのでこれでまとめたいと思いますが、今町長からも丁寧な答弁をいただきました、ありがとうございます。我々もですね消防団については、ずっと過去、どうだこうだといったことよりも大変難儀をかけているという一言に尽きるなという思いでずっと過ごしてきました。

そういった中、今町長の答弁を聞きましても柔軟に対応していくということで、我々もそういったことは、それぞれの地区、地域ではそういったことを全部感じてますので、柔軟に対応しながら消防団員に大変ご苦勞をかけているとうそういった気持ちを忘れることなくいきたいなと思っております。

先ほどは、広域消防本部の消防の話も出ましたが、やはり広域消防はもちろんですが、自治体消防もその手助けとして常に、自分の地区そして町を守るという姿勢はずっと昔から変わっていないと思っております。私共もそういったことを見守りながらこれからも消防団に対しまして「ご苦勞さん」という言葉を忘れることなく過ごしていきたいと思っております。ありがとうございました。

議長

他にありませんか。

中村議員。

中村忠行議員

はい。2番中村です。議第18号金山町職員の勤務時間、休暇等の一部を改正する条例

の制定について伺います。

この内容については、議運で結婚、出産、育児などの休暇に関する条例だということで、おききしますけども、やはりこれは公務員というよりも、これは民間の方に広げていくことも重要なことだと思います。実際、行政の立場として民間にこういう休暇を取りやすい、休暇を勧めるような周知をしていく、どういう方法でおこなおうとしているのか。

それからなんですけども、出産、育児と言えばやはり、結婚も重要なことだということで、これまでも金山大楽校事業とか、或いは、集落支援員このような方々、関わる方々が大変努力をされてきましたけども、いくらかの実績はあるものの費用対効果としては、ちょっと残念な結果に終わった気がします。

それから、新年度予算を見ても婚活支援というのが、少なかったような感じを受けたんです。多分これまで通り、正式名称忘れてしまったんですが出逢いのサポートセンターの登録料なんかを支援していたと思うんですが、やはり、町としての関わりがかなり遠くなっていくと感じます。出来ればこういう事業を町も力を入れて、是非やっていただきたいと思うんですけども、これまでの金山大楽校とか、集落支援員の事業を踏まえてやはり、婚活だというイメージで進めるのはなかなか難しいのではないかということは、分かったと思います。

そうすると私が思ったのは、交流事業首都圏でもいいですし、最上管内でもいいんですけども、交流事業これを婚活事業も含めた事業として捉えることもいいのではないかと、婚活だと全面に出すことではなくって、例えばなんですけども、交流事業一つありましたら事業のメンバーに結婚適齢期の方をメンバーとして何人か加えていただいて、他町村なり他県の方と交流をするような場面があってもいいのではないかと思います。

これまで交流事業というと、慣れた方が対応さてきておりますけども、沼澤議員質問でもこれからも民間の力を活かすべきだという話もありました。やはり、婚活事業にとって行政がそういう婚活事業に取り込むというよりもどちらかと言えば民間の方々に力を発

揮していただく、それも婚活事業だけではなく、交流イベント、交流事業として企画をねっていただく、結果的に出会いの場となる。

やはり、こういう出会いの場というのは共通の話題とか、共通の認識がないとなかなか上手く意思疎通するのが難しいと思います。そういうふうにと考えると、具体的に言うとういう交流事業の持ち方を、町にあるここからとか、他の観光事業に関わっている方々をお願いして、そのサポートメンバー、結婚適齢期のサポートメンバー何人かの費用弁償するような形で町では支援するとか、その他にも色々やり方はあると思うんですけど、主に2つです。

先ほど申し上げたように、交流事業と婚活イベントこれを上手く組み合わせる、それから、民間事業者に力を貸していただく、この2点これがこれからの町の婚活事業に取り入れたらいいのではないかと考えているんですがいかがでしょうか。

議長

総務課長。

宮林聡志総務課長

第1点目いただきました、今回休暇に関する改正ということで、不妊治療等ありますが、民間の方にもそういった周知をということではありますが、今回の制度につきまして人事院からの国家公務員に対する報告という形でそれを受けて地方公務員の方にもと通知が发出されておりますので、例えば労働基準法でそういった制度が拡充になれば民間の方にも周知はできるかと思うんですが、ちょっと前に話題になったコロナの特別休暇、今日もテレビの方に出ていたと思うんですが、公務員は特別休暇、民間の方はそういった休暇がないということで、そういった差異がありますので、その点については、十分気をつけながら、周知できるところは周知して参りたいと思います。以上でございます。

議長

総合政策課長。

庄司紀一総合政策課長

交流と婚活イベントについて回答させていただきたいと思います。令和4年度当初予算でも婚活事業については、これまで町単独ですというのなかなか今の若い人達に定着しないところがあるということで、ここ数年につきましては、最上広域、広域事業として婚活事業を実施してます。最上管内の町村がそれぞれ負担金を出し合って、当町では令和4年度については、89千円を出して令和4年度は実施する予定にしております。

令和3年度のやり方としては、行政が婚活イベントをするということが、すごく人がなかなか集まってこないこともございましたので、新庄市内の結婚式を実施している業者さん等に委託をして実施しているようなんですけども、それでもなかなか最上管内の婚活に対して、最上管内の若い方はなかなか出席していただけないということもありまして、中村議員がおっしゃるなんかのイベント交流事業を通じてつながるような仕組みを様々検討しているんですけども、実際はかなり参加が少ない状況にもございます。

その他に山形ハッピーサポートセンター県の方で運営されている負担金あとは、そのサポートセンターに金山の若い方が登録する場合に登録料1万円かかる内の5千円を負担補助している制度がございますけども、令和3年度については、利用者がなかった、ないという状況に今はございます。イベント交流事業に対して町の若い人がスタッフとして混ざってそこで出会い、そういうものをとという事ですけども、なかなか今コロナの関係で町独自の交流イベントなど開催できかねてはいますが、コロナが終息した段階では何かしらのイベント等を若い人が参加して、そういう場面を設けるようにはしていきたいと考えております。

地元の観光交流に対しても、地域ビジネスと言いますか、そこに色々絡んでいただければと思います。例えば、ここからですとか、神室振興公社も勿論色々民間ですので、色々企画をして事業を展開していく、集客にもつながるような対応が必要だと思っておりますし、あとは、コミュニティビジネスと言えは社会福祉協議会などもイベント行事を開催して若い

方が交流できる場を色々企画するということもできます。

ただ、実際はそこに関わるスタッフと言いますか、担い手となる方がいないという状況にもあって、そこは何かしら町としても色々支援しながら対応していく必要があるのかなと考えております。以上でございます。

議長

中村議員。

中村忠行議員

課長からあったように、神室を活用するという案は大変いいと思いました。それから、スタッフについてなんですが、やはり一番重要なのが交流の場に結婚適齢期の方を引っ張り込むそれが一番大変だと思います。それをどうするかという事を考えると、何かしら面識のある方がそういう集まりに引っ張って来るのが一番入りやすいパターンかなと思いますし、そうなる例えば認定こども園、それから教師、教師を退職された方も含めまして、今まで金山町の成人された方に関わりのある方々のお力をお借りしてそういう会に引っ張り出す、こういうことに関心のある今回の交流事業だとしたら、こういう適齢期の方を「あなたちょっと手伝ってください」と引っ張るそういう力がないとやはり、これまでのほぼ「結婚したい人は集まってください」だけでは難しいということで、誰にお願いするというのがもまた、重要になってくると思います。その会場として是非、シェーネスハイム神室一帯を活用してもらうようにしていただければかなり町の事業としては、色んな方向に効果がでてくると思いますけども、実際例えば、教師の方とか、教師を退職された方、認定こども園の方とか、こういう事業をお願いすることはなかなか難しいものでしょうか。

議長

総合政策課長。

庄司紀一総合政策課長

それらしい方をこれから探して行くことになるかと思いますが、例えば、神室振興公社

でも若い職員といいますか、スタッフがおりますので、そういった方々が中心となって、自分が知っている町内の友達とかを誘い込んで企画をしてもらおうというのもいい案だと思います。一番の核となる人、その人を誰にするかによって、こういった事業は成功するか、逆に失敗するかとなってしまいますのでそこは今後検討させていただきたいと思っておりますし、民間がなかなか町内にはないということが現状ですので、町外にそういった民間で企画イベントできる業者は、かなり実際はありますので、そういったところの業者も当たってみるのはどうかと今のところ思っているところでございます。以上です。

議長

中村議員。

中村忠行議員

とりあえず婚活事業も頑張ってもらいたいんですが、それがうまくいって、結婚された場合これまでも金山大楽校で1組スタッフだったと思いますが結婚された方いるということで、結婚された方に町としてどのようなプレゼントじゃないんですが、支援をお祝いを行っているのか。例えば、町外からお嫁さんが来るとか、お婿さんが来るとかは、移住してくるわけです、そうすると現在町の移住された家庭に支援していますけども、同じ様なニュアンスになるんじゃないかというふうに思っています。それから例えば、町内どうして結婚されても、結婚されて転出しなかったということも言えると思います。あんまり消極的なイメージなんですけれども、そういうことから考えると、例えば、普通交付税の算定の人口統計のそのタイミングでお祝い金を出すとか、結婚されて直ぐ出してもいいんですが、何かしらお祝いの形であつてもんではないかと、移住された方にお祝いをしていることを考えると出来れば、おめでたいことですから町としても人口が1人増えたと、たった1人ですけども大きな1人です、もしもお子さん何人かいれば。一番のきっかけになる、金山町を好きになってもらうような1つのきっかけとして、結婚したお祝いの形を表すなんかあつてもいいんじゃないかと、もしかしたらあるのかもしれないけども、ちょっと

その辺結婚された方に対してどのような考えでいるのかをお願いします。

議長

総合政策課長。

庄司紀一総合政策課長

今ご指摘ありましたように、町外から例えば、町内の方と結婚して金山に住んだ場合は移住施策で、味噌、醤油、米の1年分の支給事業が県の事業に町で実施しているところでございます。今年度から新たに、新婚新生活支援事業費補助金ということで、新婚に伴う新生活費用ということで、新居の家賃とか引越し費用を支援する制度を当町でも新たに入れております。これは1世帯当たり30万円で対象は主婦共に39歳以下の方その内1/2は国からくる補助ということでございます。

新たな祝い金等については、少し検討させていただきたいと思います。以上でございます。

議長

中村議員。まとめてください。

中村忠行議員

是非、今年度やるということなんですけども、さっきあった県の支援はもうちょっと変えた方がいいような気もするんですけども、県の事業ですからそれはそれでよろしく願います。

それはそれで引き続き、議第22号金山町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてこれは、小学校の統合によって改正になるということなんですけれども、統合すればこれまでの有り屋小学校、明安小学校どの様に活用していくのか、これまでも大変議論されております。

そこで先日、総務文教の資料をいただいたんですが、その学校施設の鑑定額が、出たようなんですけども、出来ればこの辺詳しく説明してもらいたいんです。実際、返還補助

金の扱いだとか、これは、ただ町で返還補助金を出すのか。それとも売却する場合に返還補助金を上乗せして売却するとか、或いは、有屋小学校を見ると三角の3, 410万円となっておりますけども、この査定はマイナス査定なのか、この辺見てわからなかったのので説明をお願いします。

議長

総合政策課長。

庄司紀一総合政策課長

私から鑑定の額等について説明させていただきます。令和3年9月補正で不動産鑑定料を予算計上させていただきまして、不動産鑑定士今田鑑定士さん、山形市の鑑定士さんに3棟合わせて消費税込みで、99万円で委託をしております。

1月末に鑑定額が示されました。その内容を先日の総務文教常任委員会で公表というか出させていただいたところでございます。

その表でいきますと今、有屋小学校の話が出ましたのでお話をさせていただきたいと思えます。鑑定額には、土地代、建物代、に解体費がございます。それを合わせますと鑑定額としては、マイナス3, 410万円ということでこの鑑定額に準じて対応することに場合は、町として建物を求めていただいた方に3, 410万円をお支払いすることになります。

このやり方は全国で何箇所かございまして、町で実際は解体経費負担しなければいけないんですけども、それを鑑定額に乗せて逆に、自治体からお金を払って譲渡する場合もございます。それに合わせまして、補助残が残っているわけなんです、まだ耐用年数を迎えていないということで、有屋小学校に於いては、37, 497千円の補助金返還が必要なるという、これはあくまでもまだ試算です。例えば、有屋小学校を有償で譲渡した場合37, 497千円を今度は国にお返しするというのが、基本になります。一方明安小学校につきましては、鑑定額としては1億6, 880万円の一応今のところ価値、鑑定額となっておりますけども、一方で、返還する補助金が2億7, 077万1千円となります。単純

に明安小学校1億6,880万円で売却しても補助金としては2億7,000万円のほど国にお返しするという内容になっております。

現在全国にかなり廃校が増えているということで、こういったお金のやり取りではなく無償で、例えば、有屋小学校を譲渡しますという、補助金の返還が免除されます。無償で譲渡する場合。まだ、町の対応をどの様にするかは決めてはおりませんが、例えば有屋小学校を無償で譲渡しますので避難時には、校舎建物を使わせて下さいということで、無償譲渡という事も考えられるのかなと想っているところでございます。

単純にここは試算ですので、今後、令和4年度になりましたら具体的にどの様な対応をしていくか詰めていきたいと考えております。

公売してもなかなか、実際は売れないのかなと、厳しいのかなと思いますので、この廃校になった施設全施設を使ってもらわなくとも、例えば教室単位でどこか使いたい団体があれば、そこにはお貸しするという事も考えられるのかなと思います。中田小学校については、実際かなり町の財産と言いますか、資材などの保管庫としてもかなり有効に使わせてもらっているという状況でございます。

廃校後の管理については、ここにも書いておりますけども、4月から今回条例が議決されますと4月以降は総合政策課に財産が移管になりまして、普通財産として管理させていただきますこととなりますのでよろしくお願いたします。以上です。

議長

中村議員。

中村忠行議員

どの様になっても、かなりの町からの繰り出しがあるということで、ちょっとビックリしたんですけども、この各小学校貸すにしても、売却するにしてもちょっと言い方は悪いかもしれませんが、ほぼ危険空き家と同じだと思います年数からいっても、有屋小学校と中田小学校ですけれども、町でも空き家バンクやっていますけれども昨日も見てみたら登

録が無いような感じだったんですけども、実際空き家バンクどうなっているのか。それから空き家バンクに小学校載せることができるのか。それから例えば、解体して土地だけならかなり引き受ける方がでてくると思うんですけども、解体して土地を売却するケースが一番町としては、費用負担が少ないかなとこれを見て思ったんですけども、解体する判断は、まだまだ先に考えているのか。それから返還補助金これ、建築から何年という事での返還金の試算なんでしょうか、細かいことすみませんけども、ちょっとお願いします。

議長

環境整備課長。

佐藤英樹環境整備課長

はじめの方の2点についてお答えをさせていただきます。現在の空き家バンクの状況ですが、確かに空き家バンク公開しておりまして、登録していただける方をただ今募集しております。

何件かあたってはいるんですが、なかなかそこまで売りたい、貸したいという方が出てこないのが現状でございますので、空き家を所有者している方新年度に入りましたら、また税金の納付書が送られますのでその際にも改めて紹介させていただくような形を現在考えているところです。

また、学校は載せられないかという事ですけども、空き家バンクに登録する対象としましては、居宅と宅地ということで現在募集しておりますので今のところ学校は考えておりません。以上です。

議長

総合政策課長。

庄司紀一総合政策課長

解体予定につきましては、まだ、耐用年数の半分位、程度でございますので、財政状況が整う段階での解体になるかと思えます。現在出している単純な試算でございます、鉄

筋コンクリート47年耐用年数、減価償却費で計算している値になります。内容が、色々構造とか、電気設備とか細かい積算があつての補助金返還額の算定になると思いますけども、単純には、47年のコンクリートということで耐用年数を計算させてもらっているところ
です。

解体経費につきましては、中央公民館解体経費で約5,000万円ということでほぼこの金額については、鑑定士さんの算定というのとはほぼ近いのかなという感じも受けております。以上でございます。

議長

中村議員。

中村忠行議員

そうなりますと、中央公民館解体後何かしら有効活用すれば、交付税措置あるそうなんです、もしも利用者がいなくなつて解体する場合はただ、解体するのではなくて1つは何かしら活用するような方向で解体費用を、交付税をいただきながら進めていくという考えも1つあると思います。それから、先日の補正の質問で、申し上げた国土政策局地方応援隊これで、このような事案も国から応援してもらえる、支援してもらえるかはわかりませんが、アドバイスを色々いただけるということで、是非この応援隊とりあえず申込みだけでも是非、お願いして質問を終わります。

議長

他にありませんか。

寒河江議員。

寒河江宏一議員

7番寒河江でございます。私からは、何点かお聞きしたいと思うんですけれども、最初に議第11号金山町まちづくり基本条例の設定についてということで、お伺いしたいと思います。

このまちづくり基本条例に関しては、金山町自律のまちづくり基本条例ということで平成18年3月にできたわけでございます15年に全文を改正ということでありました。

改めて令和3年度の金山町まちづくりノートの中に後ろの方にまちづくり基本条例載っているんですけども、この中に議会のことも載ってますけども、私、この中で基本条例の中で前あるやつで、大切な部分が抜けているのではないかと思って、これを今直すのは難しいと思うんですけど、その文というのは、第7章にあるんですけども、前のやつで町の役割と責務ということでその22条の中に町職員は職員であると同時に町民であることを深く認識し、積極的にコミュニティ活動に参加し、まちづくりの主要な担い手になるよう努めなければならない。という職員のこともあるんですね、そこら辺を大事だなと、言葉を残すということは大事だと思っているんですけども、検討してもらいたいと、条例で完璧ということはないと思うので、今これを直ぐなおすのは難しいと思います。是非検討してもらいたいという事とですね、平成18年にできたのは金山町自律のまちづくり基本条例という名称なんですね、今回は、まちづくり基本条例という自律という言葉がなくなっているんです。それで全文の改正だけでいいのかなと。法的にはわかりませんが、普通だったら自律のまちづくり基本条例を廃止して新しく金山町まちづくり基本条例とするのかなと思ったものですからそこら辺についてお聞きしたいと思います。

議長

総合政策課長。

庄司紀一総合政策課長

前の金山町自律のまちづくり基本条例につきましては、寒河江議員からもありましたように、平成18年3月に制定条例化しております。その内容を網羅しているつもりで、この度かなり内容を凝縮した感じの条例をあげさせていただいているところでございます。

当初は自律ということで、合併推進が検討された時代の自律という部分を敢えて外させてもらいまして、リ・スタートの年度という意味合いも込めまして金山町まちづくり基本条

例としております。職員の責務につきましては、私共としては町の責務の第2項にございます、町は地域コミュニティにおける、地域の主体的なまちづくり活動を支援するものとする。ところに職員も含めてと考えておりましたけども、今後この条例についても色々内容を検討して変えることもできますのでそこは、検討させていただきたいと思っております。以上です。

議長

総務課長。

宮林聡志総務課長

2つ目の条例の設定、廃止の仕方ということでございますけども、要は、平成18年の3月に自律のまちづくり基本条例を定めたわけでございますが、その時と状況が違っているんでございますが、ただ、理念といたしましてはまちづくりの基本を継承するという形で全部改正とさせていただいたわけで、廃止して新しく設定するというやり方もあるかと思っておりますが、敢えてこの様な形にさせていただいたものでございますので、よろしくお願いいたします。

議長

寒河江議員。

寒河江宏一議員

今、廃止しなくてもできるんだという認識で、職員に対しても議会としても明記したわけですね、そうすれば職員としてもやっぱりこういう責務があるという事を職員の方々が認識するというのも、言葉で残すというのは大切だと思うんです。前の自律のまちづくり基本条例に関しては、あまりにも長すぎてみんな読むのかなというのと、読まないで、正直言ってそうだと思うんです。これだと読みやすいと思うんですけれども、やはりそこで読んでもとすれば、そういう部分も町民の方々に伝えるというのは大切だと思うので、是非検討していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それと、議第14号金山町と山形県との間の行政不服審査についての制定についてとありますけども、この手続きについて一般会計の方を見ますと不服に対する審査委託料ということで県の方に委託料を払わなければならないとなっているわけですね。それを払ってまで県とのあれをしなければならないというメリットといいですか、何もなければ払わなくってもいいなど。金額的なものは、27千円ぐらいだったと思うんですけども、そこら辺の正確な数字とメリットがあるのかなと逆に思ったりもするものですから、そうしますと毎年これが委託料が発生するわけですね。そこら辺を含めて答弁をお願いしたいと思います。

議長

総務課長。

宮林聡志総務課長

ただ今のご質問ですが、これまで平成28年に条例を設定してから行政不服審査委員会の申し出は1回もございません。今後もあるか、ないかは未定でありますけれども、多分あってもたまにでるか、でないかと思うんですが、その中で行政不服審査法については、専門的な知識が非常要するというところで、山形県と市町村でワーキングチームを作りまして他の町村でもあまり事例がないということで、であれば県の方でそういった事態が各市町村で起きた時に代行と形ですということ、市町村と県との話し合いをして、全部の市町村が県の方に委託するかはまだわかりませんが、県の総務部の学事文書課ということで、山形県の体制についてということで、県の方ではかなりしっかりした体制を持っていますので、そういった点で26千円寒河江議員がおっしゃられましたように、均等割といたしまして19千円人口割で7千円で26千円ということで委託料をお支払いすることになるわけですが、こちらの方といたしましては、法的知識の担保ができるということですね、県の方に委託すればですね、訴訟になるケースも多分こういった場合発生するかと思いますので、そういった場合弁護士に委託料を支払う必要があるということも

考えられますのでそういった意味において、例えば、訴訟になった例も、議員の皆さんご承知だと思いますが、何十万単位でかかることとなりますので、そういった未然に訴訟を防ぐ意味においても委託したいということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長

寒河江議員。

寒河江宏一議員

訴訟の早く言えば保険という形だと思うんですけども、万が一のための保険だと思うんですけども、これは年間の委託料で、再度聞きますけども件数何件あっても年間でこの金額だという、毎年年間26千円がかかるということによろしいんですね。

議長

総務課長。

宮林聡志総務課長

そうです。年間で今言いました26千円ということで、ただ、審査会が開催された場合については、1回につきましてその他に69千円があるわけです。県の方に審査委員会がありますので審査委員会報酬として発生することになります。

議長

寒河江議員。

寒河江宏一議員

理解させていただきました。専門性の人がないということで、県の体制を利用してやるということで、それが各町村が全部一緒になればいいと思うんですけども、金額的にもっと委託料が下がると思いますが、委託料がどうしてこの金額かという事もあるんですけども、とにかくこれが、訴訟がありましたけども、無いような形であればいいと思います。わかりました。

議長

総務課長。

宮林聡志総務課長

県の方で各町村の一覧表を出しております、例えば山形市でありますと人口割で199千円で218千円という形で、ただ、これ一部事務組合も全部含みますので、56団体ということになるわけですが、委託をしない市町村については、費用負担がありませんという事で、今年からの委託になりますので、全部議決案件ですので現時点では全部の市町村、あと一部組合が契約をむすんでいるか分かりませんが、各町村で議会が終わればどのぐらい委託をしているのかわかるかとは思いますが、その後は委託状況について報告させていただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

議長

他にありませんか。

ないようですので、これで議第11号から25号に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第11号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

全員賛成。

よって、議第11号は原案の通り可決されました。

次に、議第12号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

全員賛成。

よって、議第12号は原案の通り可決されました。

次に、議第 1 3 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

全員賛成。

よって、議第 1 3 号は原案の通り可決されました。

次に、議第 1 4 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

全員賛成。

よって、議第 1 4 号は原案の通り可決されました。

次に、議第 1 5 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

全員賛成。

よって、議第 1 5 号は原案の通り可決されました。

次に、議第 1 6 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

全員賛成。

よって、議第 1 6 号は原案の通り可決されました。

次に、議第 1 7 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

全員賛成。

よって、議第 1 7 号は原案の通り可決されました。

次に、議第 1 8 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

全員賛成。

よって、議第 1 8 号は原案の通り可決されました。

次に、議第 1 9 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

全員賛成。

よって、議第 1 9 号は原案の通り可決されました。

次に、議第 2 0 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

全員賛成。

よって、議第 2 0 号は原案の通り可決されました。

次に、議第 2 1 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

全員賛成。

よって、議第 2 1 号は原案の通り可決されました。

次に、議第 2 2 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

全員賛成。

よって、議第 2 2 号は原案の通り可決されました。

次に、議第 2 3 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

全員賛成。

よって、議第 2 3 号は原案の通り可決されました。

次に、議第 2 4 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

全員賛成。

よって、議 2 4 号は原案の通り可決されました。

次に、議第 2 5 号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

全員賛成。

よって、議第 2 5 号は原案の通り可決されました。

質疑の途中ですが、ただ今の午後 2 時 4 4 分ですが、平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生しました東日本大震災の発生時刻午後 2 時 4 6 分に合わせまして全員で黙とうをささげるもので、ここでこのまま暫時休暇させていただきます。

その時間になりましたら、全町放送もありますのでそれに合わせて、ご起立のうえ黙とうを願います。

ご協力ありがとうございました。

引き続き質疑に入ります。

次に、議第 3 3 号から 3 6 号までに対する質疑を許します。

(「なし」の声あり)

それではないようですので、これで議第33号から36号までに対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議第33号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第33号は原案の通り可決されました。

次に議第34号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第34号は原案の通り可決されました。

次に議第35号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第35号原案の通り決定されました。

次に議第36号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第36号は原案の通り可決されました。

次に議第37号に対する質疑を許します。

ないようですので、これで議第37号に対する質疑を終わります。

なお、議第37号は人事案件ですので討論は行わないで、これより採決を行います。

議第37号の原案に同意することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第37号は原案に同意されることに決定されました。

これで議案審議を終わります。

日程第2 委員長報告

議長

次に日程第2 委員長報告を求めます。

予算特別委員長より令和4年度各会計予算の審査結果報告を求めます。

中村忠行議員

(朗読、説明省略：審査報告書のとおり)

議長

どうもありがとうございました。

お諮りいたします。

予算特別委員会は、議員全員で構成されていますので、質疑討論を省略し、これより採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を行わないで、採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

議第26号から議第32号までの審査結果報告について、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって議第26号から32号までは原案の通り可決されました。

次に、産業厚生常任委員長から請願第1号の審査結果報告を求めます。

中村忠行議員

(朗読、説明省略：審査報告書のとおり)

議長

ありがとうございました。

それでは委員長報告に対する質疑を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

委員長報告の通り、請願第1号を採択することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって、請願第1号は採択とすることに決定しました。

これで委員長報告を終わります。

ここで午後 3 時 1 0 分まで休憩します。

1 4 時 5 3 分 休憩

1 5 時 1 0 分 再開

議長

休憩を打ち切り再開します。

ただいま、議員から議案の追加提出がありましたので、追加議事日程と追加議案を配布します。

— 追加議案配付 —

お諮りします。

お手元に配布いたしました議事案件を本日の日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、本日の日程に追加することに決定いたしました。

それでは、追加議事日程をお開き願います。

追加日程第 1 議員提出議案の追加一括上程

議長

追加日程第 1 議員提出議案の追加一括上程を行います。

発議第 1 号 議長等の報酬の特例に関する条例の設定について

発議第 2 号 一般県道仁田山平岡線の道路整備求める意見書

発議第 3 号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議

以上 3 件を追加上程します。

追加日程第2 趣旨説明

議長

追加日程第2 趣旨説明を求めます。

それでは、発議第1号から3号までの説明を求めます。

柴田清正議員

(発議第1号朗読、説明省略：議案書のとおり)

中村忠行議員

(発議第2号朗読、説明省略：議案書のとおり)

中村忠行議員

(発議第3号朗読、説明省略：議案書のとおり)

どうも、ありがとうございました。

追加日程第3 議案審議

議長

日程第3 議案審議に入ります。

なお、質疑は一括して行い、採決を1議案ごとに行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、質疑を一括で行い、採決を1議案ごとに行うことに決定しました。

それでは、発議第1号から3号までに対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

発議第1号を原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって発議第1号は原案の通り可決されました。

次に発議2号原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって発議第2号は、原案の通り可決されました。

次に発議3号原案の通り決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成。

よって発議第3号は、原案の通り可決されました。

これで、本定例会の日程は、全て終了しました。

これをもちまして、令和4年3月金山町議会定例会を閉会します。

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長 矢口 政一

署名議員 寒河江 宏一

署名議員 星川 智子